

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 9 年 1 2 月 4 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第 1 号）

平成 29 年 12 月 4 日

開 会	午前 9 時 30 分
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	市長の行政報告
日程第 5	議案第 76 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 29 年度岩出市一般会計補正予算第 3 号)
日程第 6	議案第 77 号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第 78 号 岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について
日程第 8	議案第 79 号 平成 29 年度岩出市一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 9	議案第 80 号 平成 29 年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 10	議案第 81 号 平成 29 年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 11	議案第 82 号 平成 29 年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 12	議案第 83 号 平成 29 年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 13	議案第 84 号 市道路線の認定について
日程第 14	議案第 60 号 平成 28 年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 15	議案第 61 号 平成 28 年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 16	議案第 62 号 平成 28 年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 17	議案第 63 号 平成 28 年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 18	議案第 64 号 平成 28 年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 19	議案第 65 号 平成 28 年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 議案第66号 平成28年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出
決算認定について

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、平成29年第4回岩出市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第76号から議案第84号までの議案9件につきましては、提案理由の説明、議案第60号から議案66号までの決算議案7件につきましては、委員長報告、同質疑、討論、採決です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○吉本議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、三栖慎太郎議員及び上野耕志議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○吉本議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月21日までの18日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月21日までの18日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諸般の報告

○吉本議長 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり議案9件と報告1件であります。

次に、決算審査特別委員会から閉会中の審査をいたしました平成28年度決算関係議案7件の審査報告書が、配付のとおり提出されております。

次に、監査委員から定例監査報告書が提出され、その写しは配付のとおりであり

ます。

次に、平成29年第3回定例会から平成29年第4回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、平成29年度市議会議長会関係について、事務局から報告させます。

○事務局 市議会議長会関係について、報告いたします。

10月17日火曜日、京都府のけいはんなプラザで近畿市議会議長会第2回理事会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式に引き続き、新任議長等の紹介が行われました。その後、近畿市議会議長会会務報告、支部提出議案の審議、また、今後の本会会議等の開催及び平成30年度役員内定市について協議を行いました。

最後に、次期開催当番市である奈良県橿原市議会議長の挨拶が行われ、近畿市議会議長会第2回理事会が終了されました。

第2回理事会終了後、近畿市議会議長会第6回議長研修会が開催され、桑田真澄氏を講師に招き、「夢への挑戦 そして現実へ」と題して、研修会が開催されました。

次に、10月30日月曜日、和歌山市で平成29年度和歌山県市議会議長会第2回総会が開催され、正副議長が出席いたしました。総会に先立ちまして、和歌山県消防学校の視察を行いました。

引き続いて、休暇村紀州加太で、第2回総会が開催されました。主な内容は、開会式に引き続き、新任正副議長の紹介、会長である和歌山市議会議長の挨拶、開催地である和歌山市長の歓迎の挨拶が行われました。

引き続いて、和歌山市議会議長の進行で、5月13日から10月29日までの会務報告、平成30年度議長会関係次期役員候補市として、全国市議会議長会全国委員、全国市議会議長会議員共済会代議員及び全国広域連携市議会協議会役員の推薦、各種協議会次期役員として、全国自治体病院経営都市議会協議会、石油基地防災対策都市議会協議会及び全国高速自動車道市議会協議会の次期役員候補市の推薦を行いました。

最後に、第3回総会の開催期日等について協議を行い、平成30年1月29日月曜日、海南市で開催することを決定し、和歌山市議会議長会第2回総会を閉会いたしました。

次に、11月8日水曜日、東京都千代田区の都市センターホテルで、全国市議会議長会第103回評議員会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式に引き続き、5月24日から11月8日までの一般事務報告及び

部会提出議案17件並びに会長提出議案4件の審議、また平成28年度本会各会計決算及び平成30年度本会一般関係予算の見通しについて協議を行いました。その後、地方議会議員の厚生年金への加入に向けての活動方針についての説明が行われ、全国市議会議長会第103回評議員会が閉会されました。

次に、11月21日火曜日、東京都千代田区の全国都市会館で、全国市議会議長会第160回建設運輸委員会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式に引き続き、国土交通省総合政策局の小善参事官を講師に招き、「社会資本の老朽化対策の現状と課題について」、また、国土交通省水管理・国土保全局の今井砂防計画課長を講師に招き、「砂防行政に関する最近の話題について」と題して、研修会が開催されました。引き続いて、8月8日から11月21日までの事務報告及び部会提出議案9件並びに会長提出議案3件の審議を行いました。

最後に、今後の運営について説明が行われ、全国市議会議長会第160回建設運輸委員会が閉会されました。

閉会后、関係省庁に対し要望活動を行ってまいりました。

以上です。

○吉本議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 市長の行政報告

○吉本議長 日程第4 市長の行政報告を行います。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

年の瀬も押し迫り、何かとお忙しい毎日ではございますが、議員の皆様におかれましては、ますますご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。

また、平素は、岩出市発展のため、行政全般にわたり、種々格別のご支援、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、本日、平成29年第4回岩出市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席をいただき、開会できますことに厚くお礼申し上げます。

これより、本会議の開会に当たり、当面の市行政について、ご報告をさせていただきます。

初めに、職員採用試験についてであります。来年1月14日に一般職、技師の採用に係る1次試験を実施いたします。それぞれ面接等の2次試験を実施した後の合格内定者につきましては、後日、議会に報告させていただきます。

次に、昨日実施をいたしました岩出市地域防災訓練についてであります。今年度の訓練は、大型台風襲来による河川の氾濫などを想定し、自主防災組織を初め、市民の参加と関係機関の応援を受けて、緊密な連携のもと、有事即応型の訓練を実施いたしました。

今後も、風水害や大規模地震に備え、自主防災意識の高揚と自助・共助・公助のバランスのとれた防災体制の確立に向け、取り組んでまいります。

次に、人権啓発についてであります。国では、12月4日から12月10日までを人権週間と定めており、和歌山県では、人権週間を含む11月11日から12月10日までを人権を考える強調月間として提唱し、11月の同和運動推進月間とあわせて、各種の取り組みが行われています。

岩出市では、JR岩出駅前や市内スーパーにおける街頭啓発を初め、文化祭での人権啓発ポスター展、公民館等へののぼり旗の掲揚や懸垂幕の掲出、11月11日には、人権を考えるつどいを開催するなど、住民の人権意識の高揚と、人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいるところであります。

今後も、「すべての人の人権が尊重され、心安らかに、住みよい豊かな生活を市民が享受できる社会の実現」を基本理念とする岩出市人権施策基本方針に基づき、人権啓発を行ってまいります。

次に、根来寺周辺観光促進事業についてであります。道の駅ねごろ歴史の丘の建築工事が完成いたしました。現在、オープンに向けての準備を進めているところであり、来る12月24日日曜日には、竣工式典を兼ねたグランドオープンを行い、根来寺が一番にぎわう初詣のお客様を新施設でお迎えいたします。和歌山県の北の玄関口として、市内のみならず、県内の観光情報、お土産物を取りそろえ、観光振興による岩出市の地方創生に取り組んでまいります。

次に、教育関係についてであります。児童生徒の確かな学力の育成を図る取り組みの1つとして、岩出図書館の司書資格を有する職員を、市内全ての学校へ派遣し、学校図書館の充実や読書活動の推進に取り組んでいます。本年度は、市内の全ての学校で図書館を使った調べる学習コンクールに取り組んでおり、この活動を通して、次期学習指導要領を見据えた、児童生徒の主体的に学ぼうとする意欲を育み、深く考え、まとめる力を身につけることにより、学力向上につなげているところであります。

次に、第12回岩出市民運動会、第12回岩出市文化祭についてであります。

市民運動会は、10月9日、体育の日に開催し、多くの方にご参加をいただきました。

た。また、当日は、全国大会で準優勝し、東京オリンピック強化指定選手に選ばれた方に岩出市スポーツ優秀賞を、和歌山県中学校総合体育大会などで優勝された方々に岩出市スポーツ奨励賞の表彰を行いました。

また、文化祭は、「ひろげよう文化の輪」をテーマに開催いたしました。悪天候により、10月28日の1日のみとなりましたが、市民の皆様の文化活動の成果を発表いただくことができました。なお、文化祭の開式に当たりとり行いました岩出市市民表彰式では、本市の発展や社会福祉の増進、健康づくりなどに多大な貢献をされた14名の方々に、市民表彰ふるさと賞を授与させていただきました。

議員各位におかれましては、当日ご臨席を賜り、ありがとうございました。

次に、成人式についてであります。平成30年1月8日、成人の日に新成人を励ますとともに、社会人としての自覚を促すことを目的に開催いたします。今回の対象者は、平成9年4月2日から平成10年4月1日生まれの方となっております。

議員各位におかれましては、公私とも大変ご多忙とは存じますが、ご出席いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、諸般にわたり報告させていただきましたが、これらの施策を推進するに当たり、積極的に取り組み、市政の発展に努めてまいります。

なお、11月20日、地方自治法施行70周年記念式典において、岩出市が総務大臣表彰を受賞したことを報告させていただきます。

今回の受賞は、京奈和自動車道の県内全区間開通による近隣府県からの誘客を見込み、根来周辺の整備を進め、旧和歌山県議会議事堂の移築など、新しい観光動線の構築による観光振興に取り組んだ功績が認められたものであります。

市民の皆様を初め議員皆様のご協力のたまものと、心より感謝を申し上げますとともに、議員各位におかれましては、今後とも市政へのご指導、ご鞭撻をお願いを申し上げます。私の行政報告とさせていただきます。

○吉本議長 以上で、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第76号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度岩出市一般会計補正予算第3号）～

日程第13 議案第84号 市道路線の認定指定について

○吉本議長 日程第5 議案第76号 専決処分の承認を求めることについて（平成29



年度岩出市一般会計補正予算第3号)の件から日程第13 議案第84号 市道路線の認定の件までの議案9件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明を申し上げます。

今回、ご審議をお願いいたします案件につきましては、専決処分の承認を求める案件が1件、条例案件が新規制定1件、一部改正1件、平成29年度一般会計を初めとする補正予算案件が5件、市道路線の認定案件が1件の計9件であります。

まず初めに、専決処分の承認を求める案件についてご説明をいたします。

議案第76号 平成29年度岩出市一般会計補正予算第3号についてであります、既決の予算の総額に2,142万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を153億9,392万8,000円としたものであります。

主な内容は、歳入歳出ともに衆議院の解散に伴う選挙経費について補正するものであります。

次に、議案第77号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてであります、平成29年10月1日に和歌山県の最低賃金が改定されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第78号 岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定についてであります、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、和歌山県・県内市町村連携により和歌山県基本計画が策定されたことから、岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特例措置を定めるため制定するものであります。

次に、平成29年度補正予算案件についてご説明いたします。

議案第79号 平成29年度岩出市一般会計補正予算(第4号)についてであります、既決の予算の総額に6億1,801万円を追加し、補正後の予算の総額を160億1,193万8,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳入では、事業の補助採択等に伴う国県支出金の事業財源のほか、各特別会計繰入金、前年度繰越金、臨時財政対策債などについて補正するものであります。

一方、歳出では、後期高齢者医療特別会計繰出金のほか、前年度補助金の精算に伴う返還金、障害者総合支援事業扶助費、生活保護扶助費、養育医療扶助費、県防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金、繰上償還に伴う公債費などについて補正す

るものであります。

次に、議案第80号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に2,368万円を追加し、補正後の予算の総額を70億5,656万1,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳入では、前年度繰越金について、歳出では、一般会計繰出金について補正するものであります。

次に、議案第81号 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既決の予算の総額に5,558万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を30億2,805万7,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳入では、県負担金のほか、前年度繰越金について、歳出では、平成28年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還金、一般会計への繰出金のほか、介護給付費準備基金積立金について補正するものであります。

次に、議案第82号 平成29年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に3,685万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を8億96万7,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳入では、歳出における後期高齢者医療広域連合納付金の増額に伴う一般会計繰入金のほか、前年度繰越金について、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金、一般会計繰出金について補正するものであります。

次に、議案第83号 平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に1,971万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を28億1,447万3,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳入では、社会資本整備総合交付金のほか、下水道事業債、前年度繰越金について、歳出では、前年度決算余剰金の確定による一般会計繰出金について補正するものであります。

次に、議案第84号 市道路線の認定についてであります。開発行為などによる帰属道路12路線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、各議案についてご説明いたしました。いずれも重要案件でございますので、慎重審議をいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○吉本議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 議案第60号 平成28年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について

～

日程第20 議案第66号 平成28年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について

○吉本議長 日程第14 議案第60号 平成28年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第20 議案第66号 平成28年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定の件までの議案7件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案7件に関し、決算審査特別委員会委員長から報告を求めます。

梅田哲也議員、演壇でお願いいたします。

○梅田議員 決算審査特別委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

9月8日の会議において当委員会に付託され、閉会中に審査いたしました議案は、平成28年度決算関係議案7件でありました。

当委員会は9月19日火曜日、本会議終了後、平成28年度決算議案7件の概要説明と審査方法及び日程の協議を行いました。

審査については、10月10日火曜日、総務部門、議会部門、11日水曜日、建設部門、12日木曜日、厚生部門、13日金曜日、文教部門を実施いたしました。

決算関係書類の歳入簿、歳出簿の会計簿冊及び支出命令調書等の検閲については、議会から当委員会に権限を委任されていることから、検閲することを決定し、各部門の審査の前に検閲を行いました。

各部門の検閲終了後、平成28年度決算議案7件に対する質疑を行い、その後、討論、採決を行いました。

その結果、議案第60号 平成28年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定、議案第61号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第62号 平成28年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第63号 平成28年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定、議案第66号 平成28年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定につきましては、討論の後、議案第60号から議案第63号までの4議案は、賛成者多数により認定、議案第66号は、賛成者多数により可決及び認定いたしました。

議案第64号 平成28年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定、議案第65号 平成28年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定、以上2議案につきましては、全会一致で認定いたしました。

なお、決算審査特別委員会での審査の質疑、答弁の内容につきましては、委員会

の記録が作成され次第、配付いたします。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○吉本議長　ご苦労さまでした。

以上で、決算審査特別委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第64号　平成28年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第65号　平成28年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定の件、以上議案2件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案2件に対する討論を終結いたします。

議案第64号及び議案第65号の議案2件を一括して採決いたします。

この議案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号及び議案第65号の議案2件は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案について、討論、採決を行います。

議案第60号　平成28年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　皆さん、おはようございます。

議案第60号　平成28年度一般会計歳入歳出決算に反対の討論を行います。

この間、国において社会保障制度改革という名のもとに、年金や医療分野が次々に切り下げられてきています。ごく一握りの大企業のもうけを優先する政治、大企業による中小零細企業への下請いじめ、リストラなどが進められる中、アベノミクスによる経済効果も成果が実感しない、こういう状況が続いています。

貧困と格差拡大が進み、年金生活者、中小企業を初めとした労働者、障害者、農業従事者など、あらゆる階層の人たちの暮らしが、将来にわたって希望すら見出せない大きな不安や危機に見舞われている状況です。地方自治体の果たす役割として、

市民の命と暮らしを守るために、どう対応してきたのかが問われています。

岩出市は、和歌山県内で少子高齢化、人口減少の自治体がふえる中、岩出市では依然として人口の増加が続き、宅地の開発化、企業の進出も進んでおり、固定資産税や市民税の課税対象者も年々ふえています。

市の行政執行の市政という面では、税回収の面においては、税回収機構への移管を行い、低所得者が数多く加入する国民健康保険税などの依頼も行われています。突然の競売の通告を初め、強制的な期限付きの取り立ての回収対応面などにより、100万円に近い単位での一括返済が求められるなど、これでは生活できないと、住民からの切実な納税相談も寄せられています。やむにやまれず滞納している人たちとの相談体制の改善と悪質な滞納者に対する回収体制など、税回収面においては、対応施策における整理が必要だと考えます。

各市の事業支出面においては、市道の整備促進、災害時に対応する耐震化促進のベッドやシェルターなど、住民の要望や要求に込えている事業もあります。観光事業の拠点とするねごろ歴史の丘構想なども新たに進められています。

しかしながら、子育て支援や教育面では、市民の願いや改善策を求めている点に背を向けていると考えます。

県下1位、2位のマンモス校の実態が長年続く中で、大規模校解消への手だてを含め、計画性をもって、第三中学校建設を行っていくという姿勢すら見せていません。

小学校、中学校における暑さ対策としての教育環境改善面でも冷暖房設置の必要性が求められますが、講じられてきていません。

子ども医療費においても、無料化拡大面で改善面はあるものの、少子化社会となる中で、子育て世代の支援策として、保護者負担のないさらなる改善策が必要だと考えます。

保健・福祉面においても、高齢者、障害者だけでなく、市民が買い物や病院への移動手段として役立つ乗り合いタクシーなど、移動手段改善のための調査や研究、検討面も十分に見えていません。

また、福祉タクシー券制度では、施設入所者にも申請用紙が送られ、実質的に利用できない改善点などを含め、障害者の社会参加の促進を図る上でも、ガソリン券など利用しやすい制度の対応面についても改善はされてきていません。

保健福祉センター業務体制面でも、乳児や子供たち、健全な発達対応、市民の健康予防体操の各地域への促進面を初め、市民の健康を守る上で、現場の体制として、

年間行事における職務量の増大を含め、市民の安全や健康に切れ切れない職員体制の状況ではないかと考えます。

職員体制面では、他の部署においても3万人当時とほとんど変わらない職員体制であり、労働強化につながっている側面も見受けられます。

また、経済不況克服、中小企業支援面では、利子補給に対する補助や商品券における支援はされていますが、直接市内の中小業者の懐を暖め、仕事の確保や市民生活向上にもつながる住宅リフォーム制度の導入は、制度の検討・研究を視野にも入れない行政の対応は、不況に苦しむ中小業者の生活を守り育てるという視点が欠けていると言わざるを得ません。

農家や観光客誘致のための特産化や特産品の新規開発、農業所得の向上対策等では、市が特産品化を目指していたねごろ大唐が、栽培の難しさから、特産品化から撤退する報告が平成20年度でされていますが、観光行政、農業施策との点でも、岩出市をアピールする上での取り組みの面で、その後の議論と対応は、農家の方や観光行政推進面からも十分でないと感じられます。

ごみの減量化面では、有料化すれば、市民はごみを減らすという考えのもと、その後におけるごみ減量目標に対する有効的手だてと改善対応施策面でも大幅な進展は見られず、平成32年の目標にどう近づけていくのかの課題に対して、さらなる解決の糸口の追及が求められていると考えます。

基金に補正予算で5億6,000万円の積み立てをした上で、実質収支4億3,000万円の黒字の実態から見て、住民要望が山積みしている中で、余裕のある財源を市民のために積極的に有効活用することこそ必要ではなかったのかと考えます。

この点からも、市民要望にしっかり応えているとはいいがたいと考えます。このことを理由として、平成28年度一般会計決算については反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

上野耕志議員。

○上野議員 議案第60号 平成28年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

平成28年度は、岩出市誕生10周年の記念すべき年であり、これまで進めてきた本市の基盤づくりをさらに力強く推し進めていくことが期待されていました。

こうした中、執行されました平成28年度一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額が166億6,861万7,132円、歳出総額が159億786万1,907円となり、実質収支額は4億3,862万2,225円の黒字でありました。

まず、歳入を見ますと、その根幹をなす市税収入につきましては、現年課税分は過去最高の税率であり、納税者各位のご理解と関係職員の地道な努力の成果のあらわれと理解いたしますが、いまだ依然として厳しい状況にあると思われまゝす。財政状況を見ますと、実質公債費比率が3.3%から3.2%に改善し、将来負担比率は引き続き発生しておらず、財政の健全化が客観的にあらわれております。

また、国・県支出金などの活用を図ることにより、財源の確保に努める一方で、不足する財源を安易な借入れに頼ることなく、必要最低限の起債のみにすることにより、後年度負担の縮減にも努められています。

一方、歳出では、岩出市誕生10周年を記念した各種事業を実施するとともに、岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略により、本市の発展に向けた事業を展開しております。

こうした中、効果はもちろん、緊急性、必要性をもとに着実に事業を進められ、住民福祉のための各種社会保障関連事業、都市基盤整備のための道路整備事業、安全性向上のための防災対策事業、よりよい教育環境のための諸施策が着実に推進されるなど、限られた財源の中、行政需要への的確な対応が見受けられます。

以上述べました理由により、私は本議案に対して賛成といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第60号 平成28年度一般会計決算認定について、私は反対討論を行います。

平成28年度決算に対して、反対討論については、議案審議の際、数点にわたり指摘し、改善するよう求めてきました。しかし、行政の取り組みは改善しているとは言えません。決算は、岩出市が行ってきた各種事業の総まとめであります。予算と決算は全ての施策をあらわしており、効率的に遂行されたか、公平・公正に執行されたか、岩出市民にとってのサービス向上になったのか、無駄な支出はなかったのか、異様な支出はなかったのかなど、決算審査の最も重要な視点であります。

財政は目的を実現するための手段であるが、この1年を総括するには、具体的にしてきた事項がどのように支出されたのか、市の行う事業について、本当に必要性の高い事務事業とは何か、それはどのような観点からの検証が必要であるのか、この難問に対して答えを出さなければなりません。

住民の日々の生活に本当に必要なものをつくる、あるいは生活に役立つ行政サービスを優先順位に基づいて実施をしていく、これらの観点から過ちの原因となる行

政組織への再点検、組織のあり方こそ、手をつけなければなりません。それこそが究極的には行政の無駄をなくす、排除することにつながるのです。

いまだに旧態依然の対応しかされてない事業も多くあります。地方自治体における議会と行政は二元代表制であり、相互に市民から負託を受けた議会として、市民目線で行政をチェックし、全ての事業を岩出市民のサービス向上に寄与すべきであります。

議会の認定は、法的に見て、決算の効力に影響がないとされていますが、本来、予算そのものが住民、議会の統制手段として存在し、決算がその総括とするならば、議会の認定を単に形式的側面から見ただけでは不十分であると考えます。少なくとも議会の認定を通じて、首長の政治的・道理的責任を明確にすることが必要であり、監査委員のあり方も含め、議会による認定の機能を強めることが大切であります。

また、提案者である市長を各委員会に参加をしなくてよいとする運営は、最高の責任者・提案者である市長の説明責任を免罪するものであります。

決算は、過去1年間の事業を評価し、自治体として本当に必要な事業であったかを総括し、次年度への決算につなげていくことが最も重要な視点であります。

決算の総括においては、事業内容と実績を報告されていますが、総合評価としては出ていません。具体的に事業内容を詳細に分析し、それをもとに次年度における事業計画案を策定すべきであります。従来の惰性や慣行から完全には抜け出していない。多くの市民が参加する中において、事業評価を実施し、その声を反映させるべきであります。

特に、入札に関しては、過去からの業者委託、談合体質が長きにわたり水面下であり、市民の市政に対する信頼はいまだ回復していません。公平で透明性のある入札制度が求められており、指名入札制度そのものを変えるべきであります。1円たりとも血税を無駄にしないよう、入札制度の改善と改革を忘れてはいけませんが、今後も継続して、具体的に改善していくことが求められます。

平成28年度決算に対し反対する理由を具体的に二十数目にわたって指摘をしておきたいと思います。

決算に占める総不納欠損金は、市税で1,829万5,236円、不用額は3億1,840万9,093円であり、不用額について市は努力したとしていますが、当初の予算決定時に問題があると考えております。市税の収入未済金額が1億8,520万7,486円であり、いかに減らしていくかが課題が残っております。より具体的に目標を設定し、取り組まなければならないと考えております。

さらに、予算の流用や充用の件数は依然として多く、改善されておられません。市有財産に関しても嘱託登記をするよう求めてきましたが、いまだ具体的実施に至っておりません。市有財産を明確にしていくべきであります。

成果説明書について、事業の予定、実施計画達成等々を常に総括しながら、市民が一目見て理解できるようにすべきであります。

さらに、市民参加のもと、事業評価を実施し、費用対効果を明確にし、次年度にどうするか方針を出すべきであります。地球環境を守るためには、原子力発電から脱皮し、福島原発事故はいまだに終息していない小児がんが多発している現状であります。原発の国策について、市長としてどうするのか。やめるのか、推進するのか、態度表明をしないことは、市民の命を守るという最重要な課題から逃避しております。

危機管理監の設置がされていますが、勤務日数は週4日、一時金はなしであり、この役職の役割は重要であり、改善すべきであるが、されておられません。さらに、消防組合の天下りポストになっているのが現状であります。

マイナンバー制度に関しては、ほとんど普及率は進んでおりません。さらに漏えい事案もあり、市民から信頼されていないものであります。この制度には、市民税が使用されており、早期に廃止すべきであると考えております。

少子高齢化が急速に進む中、若年認知症を初め、ひとり住まいの高齢者対策として、成年後見人制度の活用が求められますが、現在の予算では十分ではありません。安全・安心な再生可能エネルギーへの転換を図るために、太陽光発電の設置者への補助金制度は、岩出市においては提案をしてきましたが、導入されていないのが実態であります。

さらに、ふるさと納税制度を活用して、岩出市の知名度を上げるべきであります。

いわで御殿の運用についても減少している実態を方針や改善を求めてきており、さぎのせ公園の使用譲渡に向けての具体的な取り組みがなされていないことは、今後も改善すべきであります。

市庁舎を含め、必要な経費節減、電力等々も進めるべきであります。

超過勤務手当について、前年度減少はしているものの、まだまだ改善すべき事項があります。

職員の長時間労働を少なくし、職場の衛生管理を行い、職員の健康と安全を守る観点から、具体的に実効性ある行動をすべきであります。

市民サービスには、正規・非正規を問わず、業務に邁進しており、非常勤労働者

を正規労働者へ転換し、全ての労働者の労働条件の向上、賃金のアップを早急に実施し、勤労意欲へ結びつけるべきであります。

さらに、有給・育休についても適用を求めてきております。

選挙事務について、投票管理者への報酬が条例に違反しており、現在、最高裁に上告していますが、早期に条例に基づく割り増し賃金支給に是正をするよう求めてきております。

児童各種ワクチン接種事業について、自主診療として、初診料に該当する2,700円が同時同日に接種される際、重複して支払っており、この賃金は平成25年度から930万以降、その後も継続して改善を求めておりますが、実施をされておられません。毎年、この件については、市はみずから経費節減に向けて取り組まなければならないのが実態であります、全くその逆の方向に進んでいると言わざるを得ません。

大門池所有権裁判においては、市が事実上敗北したが、賃貸借料に関して4,700万もの税金を無駄にしていることに返還を求めているにもかかわらず、時効の中断をしないで放棄していることは、許しがたい行政の失政であります。さらに、現在も市民との争いがされていますが、早期に円満解決するよう求めておきたいと思っております。

負担金、補助金及び交付金について、常に費用対効果を考え、過去の惰性で安易に支出していないか、再度抜本的に見直しをすべきであります。

支払い命令調書に関して、住所欄に記入はなく、役職名も記入・日付がなし、またガソリンの購入先については、より安い給油所で購入すべきであると考えております。

押印の箇所に印がなく、また、住所欄も未記入である支払い調書が見受けられる。障害者の表記について、人権を守る立場から、漢字表記を平仮名表記とするよう改めて求めておきたいと思っております。

監査委員報酬については、若干改善されましたが、他の各種行政委員会の報酬について、市政にふさわしいものに改めるべきであると考えます。

さらに、行政監査もあわせて行うべきであり、また、外部監査も導入し、実施すべきであると考えております。

市民表彰において、壇上での待つ時間は椅子を配置するなど、階段の手すりの設置を要望していましたが、いまだ改善されておられません。

岩出市の基金残高は、前年比2億6,256万円も増加し、59億4,929万5,000円もため込んでいる実態であるのに、マンモス中学校の解消や中学校卒業するまで医療費

の無料化を実現していないのが現状であります。

私は、それによって、今回の平成28年度決算認定については、以上の理由により反対をいたしたいと思います。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第60号に対する討論を終結いたします。

議案第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり認定されました。

しばらく休憩いたします。

午前10時40分から再開いたします。

休憩 (10時25分)

再開 (10時40分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

議案第61号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第61号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計決算に反対の討論を行います。

国保財政の赤字の要因として、長引く不況の影響で収入減による国民健康保険税の収入の落ち込み、医療費の増大、高齢者支援金などへの拠出金なども関係しますが、一番の大きな要因は、国庫負担率が1984年に45%から38.5%に引き下げられたことです。この時期から国民健康保険税の引き上げが各地で行われてきました。この点からは、国に対して、こういう負担率が下がったものをもとに戻すよう強く働きかけが必要なものです。

平成28年度決算については、以下の理由をもって反対といたします。

第1は、医療費の高騰化につながる資格証明書、短期証明書の発行をやめるべき

ですが、市の政治姿勢は、今年度においても変わっていません。市当局自身が早期発見・早期治療をうたいながら、早く病院に行けば軽く済んでしまう病気も、資格証明書では全額一時負担のため、病院に行くことを控え、結果的に病気を重くしてしまうことが、今年度、平成28年度も続けられてきています。

第2に、医療費高騰の原因を探り、病状別、年齢別など、国保の医療状況の把握や対策を打っていくために、国保会計改善へ向けた職員体制を含めた医療費総額を抑える取り組みの改善方向は、昨年を引き続き、見えない状況があると考えます。

第3に、早期発見・早期治療に役立つ人間ドック、脳ドックにおいて、滞納者は受けられません。しかも、人間ドック枠は50件までに抑えられてきており、この間、脳ドック検診も開始されてきていますが、平成28年度の脳ドックでは多くの希望者があり、枠を大きくオーバーしながら、これに応える補正対応の姿勢すらとられてきていません。健康施策や予防施策面で、真剣に市民の命や健康をよくしていこうという立場で、市民に向き合っているのかが問われていると考えます。

第4に、日本共産党市議団は、国保会計における最大の問題は、これだけ高くなっているにもかかわらず、国保税を引き下げするために、一般会計から独自に繰り入れを行わないという点をこれまで指摘をしてきました。この点では、平成28年度保険税負担緩和分として約7,000万円が繰り入れられてきています。この点は評価をすべきだと考えますが、一方で、一般会計1億1,000万円もの繰り出しを行っており、本来、国保会計が黒字になれば基金への積み立てを行うべきもの、一般会計に繰り戻すという市の姿勢があります。国保運営上で、保険税算定を含め、必要とされ、一般会計から繰り入れている面では、借りているという性格のものではありません。国保利用者にとって理解されがたい点があると考えます。

第5に、滞納回収分として、3,400万円の回収がされています。一般会計でも指摘をしています。特に国保においては、国保加入者の生活実態を省みない強制的な取り立てが見受けられる面では、今後、親身になった相談体制の確立が求められると考えます。

国保を安定化させる上での国保運営の姿勢、国保利用者の負担軽減の対策面など、平成28年度の国保決算は、利用者に理解が得られないものだと考えますので、平成28年度岩出市国民健康保険特別会計の決算に反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第61号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

につきまして、私は賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険制度は、社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的に、被保険者の疾病、出産、死亡などに関し、必要な保険給付を行う医療制度で、国民皆保険制度の基盤となる制度として、市民の健康保持増進に大きく貢献しております。市の現状としては、加入者の年齢構成が高く、結果、医療費が増加傾向にあり、また、低所得者の加入割合が高く、特に軽減制度適用世帯も被保険者全体世帯の半数以上を占め、昨年度よりも増加しています。

そうした中、歳入では、保険料について、現年分、滞納繰越分とも収納率が向上するなど、財源確保に努められています。また、決算書によりますと、一般会計から5億997万4,536円の繰り入れを行っておりますが、うち、そのほか一般会計繰入金、いわゆる法定外繰り入れとして9,354万2,088円の繰り入れを行い、公的皆保険制度としての収入バランスをとることに努めております。

また、歳出では、保険給付費が増加する一方、脳ドックの定員拡大や糖尿病性腎症重症化予防事業等、保健事業の充実に取り組まれており、このような施策が市民の健康増進や疾病予防に寄与するものと考えます。

以上の理由により、私は本議案に対して賛成といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第61号に対する討論を終結いたします。

議案第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり認定されました。

議案第62号 平成28年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第62号 平成28年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算に反対の討論を行います。

介護保険制度では、該当する介護度別に認定された人が、本当に必要とするサー

ビスが受けられたのかどうかは問われなければなりません。

この間、政府において、在宅介護サービスの利用を制限し、多くの高齢者から生活の支えとなっているホームヘルパーなどの介護サービスを取り上げてきた経緯があります。サービス利用がかえって本人の能力実現を妨げているなどと、要支援、要介護度1の人への介護サービスなどを切り捨ててきたのです。

新たに介護利用者に対し、介護サービスを受けさせない対応も国は進めてきています。介護保険の現状は、在宅サービスでは、利用限度額に対する平均利用率が4割から5割程度にとどまり、要介護認定を受けながらサービスを一切利用していない人も多数います。

低所得者を中心として、利用料負担が重いがために、必要と認定された介護サービス自体を受けることを我慢せざるを得ない状況も広く存在しています。

そもそも保険料や利用料が高い最大の原因は、介護保険が導入されたとき、政府が介護施策に対する国庫負担割合を50%から25%へと大幅に引き下げたからです。国の責任は重大です。国の負担と公的責任をさらに後退させることは、介護予防に逆行することであります。

介護保険は高齢者福祉の一部でしかなく、介護予防を進め、高齢者の生活と健康を守るには、介護、医療、福祉、公衆衛生面などの各分野の連携が必要です。高齢者の健康づくりは、高齢者が生き生きと暮らしていく力となるだけでなく、結果として、介護保険の給付費を抑えることにもなるからです。

平成28年度決算においては、保険料高騰を抑える対策面で、一般会計からの独自の繰り入れなど、対策は十分とは言えず、ヘルパー養成や介護予防を初めとした日常生活における一般施策の充実、事業推進のための体制づくりは、在宅サービス移行へとシフトされていく上で、住民のニーズに応え切れない状況もあると考えます。

また、介護保険料が大きな負担となる中で、減免制度の充実が求められますが、低所得者を初めとした社会的弱者に対する減免制度は、市として制度はあるものの、減免制度そのものが、平成28年度においても不十分なものとなっていると考えます。介護事業として取り組まれている市独自の任意事業での紙おむつ給付事業も、さらなる制度の拡充や改善策を行い、市民生活を応援する必要性もあると考えます。

平成28年度介護保険特別会計決算については、以上の理由により反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

井神慶久議員。

○井神議員 議案第62号 平成28年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

全国的に高齢化が進む中、岩出市においても、平成28年度末の高齢化率は21.4%となり、速いスピードで確実に上昇しております。介護保険制度は、要介護高齢者、認知症高齢者、一人暮らし高齢者等が増加していく中、介護や生活支援等のサービスを受けることができる非常に重要な制度として、平成12年4月にスタートして17年が経過しました。

市民にも広く周知がなされ、制度は定着してきており、介護サービスの利用者も年々増加傾向にあり、今後も厳しい財政運営が続くものと予想されます。

そういった中、歳入では、対前年度比3.3%増となっており、徹底した財源の確保に努められています。

一方、歳出では、平成27年度からの第6期介護保険事業計画に基づき、介護保険事業については、平成29年度から開始するための介護予防・日常生活支援総合事業の準備を進めるなど、介護予防に力を入れた取り組みを行っています。

さらに、実質収支につきましても安定した財政運営に努められていますが、今後も要介護認定者の増に伴い、介護サービス費が増加していくという厳しい財政状況が続くものと考えられます。

介護予防の取り組みに力を入れていただくことで、要介護認定者の増に歯どめをかけ、持続可能な介護保険事業運営に努めていくことを期待します。

以上の理由により、私は本議案に対し賛成といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第62号に対する討論を終結いたします。

議案第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第62号は、原案のとおり認定されました。

議案第63号 平成28年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第63号 後期高齢者医療特別会計決算の反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、2008年度に導入がされました。それ以来、多くの高齢者から怒りと将来不安の声が出続けています。年齢で区切り、保険料などの負担をふやし、医療給付に制限を設けるという悪法だからです。

後期高齢者医療制度は、収入がなくても75歳以上の全員に保険料が課され、全額免除を受けるには厳しい制約があります。保険料は2年ごとに改定をされ、75歳以上の人口と医療費の増加に伴い、際限なく上昇します。後期高齢者医療制度そのものが、世界でも類を見ないお年寄りいじめの制度であります。

国民健康保険税における高騰化にも大きな影響を与えており、このような高齢者を差別する制度である後期高齢者医療制度そのものを速やかに廃止することこそ求められていると考えます。

この決算については、以上の理由により反対いたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 議案第63号 平成28年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療は、主として75歳以上の高齢者の医療の確保を目的とした制度であり、平成20年度の創設以来、低所得者に対する保険料軽減措置の見直しなど、制度改正を行いながら、和歌山県後期高齢者医療広域連合により運営されており、高齢者福祉の増進に寄与しているものであります。

このような状況の中、平成28年度決算の状況につきましては、歳入総額が7億5,834万3,083円、歳出総額が7億4,581万7,727円となり、歳入歳出差引額は1,252万5,356円の黒字となっております。

歳入では、財源確保のためさまざまな措置を行いながら、保険料について高い収納率が保たれております。

また、歳出では、この制度を運営する広域連合に対する納付金が大部分を占めており、必要不可欠な経費であり、適正に支出されています。

以上の理由により、私は本議案に対して賛成いたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第63号に対する討論を終結いたします。

議案第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第63号は、原案のとおり認定されました。

議案第66号 平成28年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定についての件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第66号 平成28年度水道事業会計の反対討論を行います。

平成28年度実績では、給水人口5万3,799人、給水戸数では2万2,755戸という状況となっています。平成28年度においても、和歌山県内で数少ない人口増加の実態があらわれていると考えます。

監査委員の審査意見でも、岩出市の経営状況については、純利益が1億6,568万円を計上しており、安定した経営状況で推移している。安全で良質な飲料水を安定供給し、市民生活の向上と福祉の増進に寄与するよう要望するとされています。このような1億6,000万円もの莫大な黒字になるのは、基本水量を20立方メートルまで使用していない家庭が3,800戸となっており、使ってもいない市民から、水道料金を取り過ぎていると言わざるを得ない実態があるからです。市民に還元をすべきです。

この間の黒字会計が続く中で、内部留保額30億円をはるかに超すまで膨らんでいます。監査委員も指摘しているように、市民生活の向上、福祉の増進に寄与するよう莫大な黒字は、市民生活に還元すべき必要性があるという面では、平成28年度も低所得者や基本水量に満たない弱者に対しての改善策や支援策は見えません。

この水道会計の決算が、住民に理解が得られないと考えますので、反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

松下 元議員。

○松下議員 賛成討論をいたします。

議案第66号 平成28年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

水道事業は、地方公営企業の経営の基本原則であります健全化を図りつつ、企業の経済性を発揮するとともに、本来の目的である安全・安心な水を利用者にお届けしながら、公共の福祉を増進するという役目を担い、運営しています。

平成28年度岩出市水道事業会計剰余金の処分については、水道事業会計は、水道を利用する方の水道料金等で賄われず、独立採算であり、安全な飲料水を安定して供給するための水道施設の改築更新等に必要でありますので、剰余金の積み立てをし、健全かつ安定的な事業運営を要すると考えます。

また、平成28年度の決算においては、水道管の耐震化を図る工事や作成されたアセットマネジメントに基づき、計画的に各施設の更新事業に取り組み、水道事業の健全な経営に努めようとしていることがうかがえます。

以上のことから、私は本議案に対して賛成といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第66号 平成28年度水道事業決算認定について、反対討論を行います。

水道会計の決算においては、毎年、黒字が膨らんでおります。その一方で、不条理と言える20立方メートル以下の使用料を全て切り上げ、一律に2,160円として徴収をしております。この制度は公序良俗に反し、不合理性を正すべくして、岩出市監査委員に対して監査請求を行いました。是正するに至っておりません。

そこで、平成25年4月23日、和歌山地裁に提訴してまいりました。地裁では理解されず、敗訴しました。返還請求額及び岩出市水道局長に対して不当な徴収を解消をするための返還請求でありました。他市における上下水道の料金体系、実態使用料、水量に応じて細分化され、徴収されていることから見ても、現在の水道体系については問題が多く存在しております。

水道法、第2節で業務、第14条、供給規程には、「料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。」と定めております。

3,000世帯以上に及ぶ未使用水道料金の請求は、使用していない者まで納付するように求めており、私は、この問題を解消すべきだと考えております。

水道料金に連動する下水道料金にも問題が生じてまいります。ますます岩出市民の生活に負担を強要するものであり、この地方自治体が独占して行う水道事業の会計が営利団体がしていると言っても過言ではありません。

先般の国会において、水道法が改正され、公営事業から民間に移管するという法

律であります。そうなりますと、ますます岩出市の水道事業に対して市民負担がふえてくることは目に見えてまいります。

私は、これらの点を踏まえ、大阪高裁に提訴してまいりましたが、これも同様に却下をされたのが実態であります。しかし、市民から選ばれた議会議員の良識的判断で、条例の改正が待たれるのであります。

今後は、あらゆる機会に、基本料金や口径による高額な負担金についても、市も高額であるとの認識があるにもかかわらず、いまだに是正しないことは許されないと考えております。

さらに、他市では導入している障害者や生活保護等への減免措置も設けるべきであることを申し添え、私は、平成28年度水道決算認定については反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 議案第66号 平成28年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

まず、剰余金の処分については、水道事業会計は独立採算であり、安全な飲料水を供給するための施設の改築更新等に必要のため、剰余金を積み立てることにより、経営基盤の強化を図っているものと考えます。

また、事業報告書において配水能力の充実や耐震化を図るための事業を積極的に実施していますが、キャッシュフロー計算書では3億8,341万4,277円の資金が減少していることから、平成28年度、単年度で赤字となっております。

このように、水需要が減少傾向にあり、経営状況が厳しくなる中、有収率の向上とアセットマネジメントに基づく計画的な施設更新が必要な状況ではありますが、市民に安全・安心な水を安定供給するため、健全な経営に努めようとしていることがうかがえます。

以上のことから、賛成といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第66号に対する討論を終結いたします。

議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第66号は、原案のとおり認定されました。

~~~~~○~~~~~

○吉本議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月8日金曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月8日金曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時10分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 9 年 1 2 月 8 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第2号）

平成29年12月8日

|       |         |                                             |
|-------|---------|---------------------------------------------|
| 開 議   | 午前9時30分 |                                             |
| 日程第1  | 諸般の報告   |                                             |
| 日程第2  | 報告第9号   | 専決処分の報告について（和解）                             |
| 日程第3  | 議案第76号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>（平成29年度岩出市一般会計補正予算第3号） |
| 日程第4  | 議案第77号  | 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正について               |
| 日程第5  | 議案第78号  | 岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について  |
| 日程第6  | 議案第79号  | 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第4号）                      |
| 日程第7  | 議案第80号  | 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                |
| 日程第8  | 議案第81号  | 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）                  |
| 日程第9  | 議案第82号  | 平成29年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）               |
| 日程第10 | 議案第83号  | 平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）                 |
| 日程第11 | 議案第84号  | 市道路線の認定について                                 |

開議

( 9 時 30 分 )

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日、執行部から附属資料の訂正の申し出がありましたので、しばらく休憩いたします。

再開は追って連絡いたします。

直ちに議会運営委員会を開催いたします。

休憩

( 9 時 31 分 )

再開

( 9 時 55 分 )

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長から発言を求められていますので、これを許可いたします。

市長。

○中芝市長 おはようございます。

議案第76号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度岩出市一般会計補正予算第3号）の歳出において、1節報酬の説明欄の説明文字が誤表示していたことについて、おわびを申し上げます。

○吉本議長 執行部におかれましては、今後このようなことのないようよろしくお願いいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、報告第9号につきましては、質疑、議案第76号から議案第84号までの議案9件につきましては、質疑、常任委員会への付託です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 諸般の報告

○吉本議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として追加の出席者の職、氏名は配付の写しのとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 報告第9号 専決処分の報告について（和解）

○吉本議長 日程第2 報告第9号 専決処分の報告について（和解）の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は、自席でお願いいたします。

尾和弘一議員、質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 おはようございます。

報告第9号について、質疑をさせていただきます。

まず、この報告についてであります。支払い催促及び結果についてであります。その中に、分割納付を希望するという内容で申し立てということなのですが、分割納付の内容について、もっと具体的に求めたいと思います。

それから、あわせて平成38年1月30日までに全額未納金額を払うということになっているんですが、そうしますと、現在、平成29年ですから、約10年間で払うということなのか、それとも平成38年1月30日までに全額払えばそれでいいということなのかわかりませんので、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 尾和議員の質疑につきまして、通告に従い、お答えいたします。

まず、本件債務としまして20万2,650円です。支払い計画は、平成29年9月から平成37年12月まで毎月2,000円ずつと、平成38年1月分のみ2,650円となります。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この報告の内容では、過日、6月、9月議会に出されてきた内容であると思うんですが、その中に、学校給食費、平成21年度、1万620円、平成24年度、4万8,880円、平成25年度、平成26年度、平成27年度、合計19万7,750円だと。それから、督促手数料が4,900円かかっているの、その合計ということだと思うんですが、合意した内容以降の完納までの利息、延滞損害金については付加されるのかどうか、それをお聞きをしたいと思います。

それと、その給食費についてですが、平成22年度と平成23年度は完納されているのかなと思うんですが、平成22年度、平成23年度は完納したという理解でいいのか、その点についてお聞きをしたいと思います。



○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 尾和議員の再質疑について、お答えいたします。

まず、延滞金につきましては、滞りなく支払っている部分につきましては、発生いたしません。

また、平成22年度、平成23年度につきましては、もう既に完納しております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

○尾和議員 答えてない。

○吉本議長 どこですか。

○尾和議員 私が今質疑をした点は、最終金額が20万と言われたんですね。それは現時点で、それを凍結して、これから以降、10年間の間の利息は付加しないんですかと。いわゆる延滞損害金です。プラスをして、10年間ですから、これから10年間払うと、金利については、それについては免除するということなのか、現時点での総額で分割で納付を求めるのか、それについて聞いたんですけど。私の言うてることわかりませんでしたか。その点についてお聞きをしたいと。

○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、滞りなく、毎月一定の金額支払った場合においては、延滞金等は発生いたしません。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 和解した条項の中に、総額これだけですと。20万2,650円ですか、それを分割して10年間で払うということですが、初年度については2,000円、10年間であれば、毎月2,000円ですよ。だから、元金は減っていくんですけども、ずっと継続していきますと、最終年度はゼロになればいいんですが、その間の利息については求めないという解釈でよろしいのか、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 尾和議員の再々質疑について、お答えいたします。

計画どおり支払いいただいている場合は、利息等は発生いたしません。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、報告第9号に対する質疑を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3　議案第76号　専決処分の承認を求めることについて（平成29年度岩出市一般会計補正予算第3号）～

日程第11　議案第84号　市道路線の認定指定について

○吉本議長　日程第3　議案第76号　専決処分の承認を求めることについて（平成29年度岩出市一般会計補正予算第3号）の件から日程第11　議案第84号　市道路線の認定の件までの議案9件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをのらないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員、議案第76号についてお願いします。

○尾和議員　まず、議案第76号についてであります。専決処分という形で、今回提出されました。一番最後に、専決処分についての考え方についても質疑をさせてもらいたいと思うんですが、歳出の項に関して、開票立会人、投票立会人及び期日前投票人の報酬について、人員及び委員の報酬額についてご答弁をいただきたいと思います。

2番目に、超過勤務手当の内訳、超過勤務手当の算出方法、これについて具体的にご答弁をいただきたいと思います。

それから、投票管理者手当に関してであります。この議案には、投票管理者の支出がありません。なぜ投票管理者手当を計上していないのか、お聞きをしたいと思います。

それから、13の委託料のポスター掲示場設置委託料についてですが、これはどういう基準で委託料の算出をしているのか。距離なのか、スペースとか、いろいろあると思うんですが、そこら辺について、ポスター掲示板ごとに、133カ所でしたか、それによって変わるのか、それとも地区で請け負わしてやっているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、業務委託料の150万何がしについてですが、この内容についてご答弁をいただきたいと思います。

さらに、専決処分の理由についてですが、今回は専決処分という形で出されておりましたが、専決処分に、この案件が該当するのか。衆議院の解散告示がされた後、選挙区があつて、投票日ということではありますが、議会はいつでも開けるわけであつて、なぜ専決処分にしたのか、その都度、専決処分にする理由についてお聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 まず初めに、尾和議員のご質疑にお答えさせていただく前に、先ほど訂正がありましたことを私のほうからもおわび申し上げます。申しわけございませんでした。以後、気をつけてまいります。

それでは、尾和議員のご質疑について、通告に従ひまして回答させていただきます。

まず、開票立会人、投票立会人、期日前投票立会人、それぞれの報酬の人員と日の報酬ということでございますが、まず開票立会人が20人分でございます。これは1つ選挙について、最大10人までと、公職選挙法のほうで定められてございます。小選挙区の分と比例代表10人の2選挙で、20人分でございます。

なお、国民審査につきましては、小選挙区の開票立会人が兼ねることとなつてございますので、20人分、日額は8,900円でございます。

次に、投票立会人は38人分でございます。1投票所につき2人、岩出市では19投票所ございますので、38人分、日額が1万800円ということでございます。

次に、期日前投票立会人は22人分でございます。岩出市では、期日前投票所、これは1カ所でございます。1日につき2人、期日前投票、期間が11日間でございますので、22人分でございます。日額は9,600円でございます。

次に、超過勤務手当の内訳でございますけれども、まず、投票事務分として656万3,700円、これは人数として170人分でございます。

次に、開票事務の分といたしまして169万9,500円、人数は110人分でございます。

次に、期日前投票事務分として147万1,360円、これは期日前投票期間、複数ございますので、延べ人数でございますが、80人分。

次に、その他さまざまな準備等の事務といたしまして48万4,800円、人数といたしましては14人分、これは選管職員とお手伝いいただく総務課職員分でございます。

なお、計算の方法ということでございますが、投票日というのが、この予算の時点では確実には決まっておりましたので、事前にどの職員を充てるかというところが難しいところがございますので、職員個々の時間単価で積算するのは難しいということでございますので、平均的なところであつたりとか、前回の実績、その他の要因等を勘案して単価を算出させていただき、先ほど申し上げました人数、それに時間等を掛けて算出してございます。

次に、投票管理手当について求めるということで、投票管理者報酬が計上されていないのはなぜかということでございますが、岩出市では、投票管理者につきましては、投票事務に従事する職員にその職務を兼務させることとしております。このことから、投票管理者としての報酬ではなく、職員としての超過勤務手当、そして支給をしているところでございます。

次に、ポスター掲示場設置委託料の個別単価ということでございますが、ポスター掲示場について、予算は100万円ということでございます。設置箇所は133カ所でございますので、1カ所当たり約7,520円ということになります。単価につきましては、ポスターの掲示場の区画数が多ければ、その分高くなりますし、候補者の想定によりますが、区画数が少なくなれば安くなるというふうなところでございます。

次に、業務委託料の内訳ということでございますが、150万4,000円、この内訳でございます。まず1つ、投票所の床改造の業務委託料で40万円ということでございます。これは集会所等で、畳敷のところがございますが、選挙人の方に土足のまま上がっていただけるように、防水加工でブルーシートを敷いて、その上にコンパネを敷く。また、段差があるところにはスロープなどを設置させていただく、そういう業務の委託料でございます。

次に、選挙公報業務委託料として50万円ございます。これは小選挙区、比例代表、国民審査、それぞれの選挙公報、審査公報、これを新聞折り込みで各家庭に配布させていただくための業務の委託料でございます。

次に、啓発チラシ、新聞折り込み業務委託料で10万4,000円を計上してございます。これは県で作成されたものと、市で作成された啓発用のチラシがございます。この2種類をこれも新聞折り込みにおいて各家庭に配布させていただくための業務の委託料でございます。

それから、枚数計算機の保守点検業務委託料で15万円となっております。これは開票作業において必要となります投票用紙の枚数を数える機械でございますが、これが開票日当日にうまく作動しないというわけにはいきませんので、点検をして

いただく、この業務の委託料として15万円でございます。

次に、投票所駐車場等警備委託料で5万円ということでございます。これは、さぎのせ公園のところでございますが、さぎのせ公園投票所につきましては、公園利用者の方との駐車場、これを明確に分けるため、また路上駐車等によって選挙人の方が車がとめれないというようなことがないように、警備していただくための委託料でございます。

次に、読み取り分類機の点検調整業務委託料で30万円ということでございます。これも開票作業において、投票用紙を自動で分類していただく機械なんですけれども、当日うまく動くように保守の点検をしていただくとともに、分別するための候補者の名前であったりという部分をデータをつくっていただき、さらにその機械にそのデータを読み込ませるというような調整をしていただくための業務の委託料ということでございます。

それと、なぜ専決処分をしたということでございますが、尾和議員のほうからもございますとおりの、衆議院の解散があつて、それが衆議院の選挙の執行日まで、これまでの期間がなかったということで、議会を開催していただくいとまがなかったということで専決処分をさせていただいた次第でございます。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 超過勤務手当に関する問題であります。これについての具体的な答弁なかったんですが、個々の職員の、いわゆるプラスする超過勤務手当の算出方法にしているのか、それから、深夜手当についても、平均賃金を求めて、それに対して深夜手当及び通常の時間外手当を算出したという内容になっているのか、それについて再度ご答弁をください。

それから、投票管理者については委嘱をしなかったのかどうか、兼務をさせているから、投票管理者については、その者がやっているという理解でいいのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、ポスターの掲示板の設置ですが、1カ所で7,520円、これについては選挙後の回収業務も含んでいるのか。設置するだけで7,520円なのか、それとも選挙後の回収業務、これも含まれているのかについてお聞きをしたいと思います。

それから、専決処分についてですが、専決処分には議会が開けないというような状況ではなかったと思うんですね。時系列に見れば、約四、五十日間あるわけで

すから、専決処分にする必要性は私はないと。いわゆる議会をおとんじているのではないかというように、私は思っております。

第113条のただし書きにおいては、議会が開くことができないときという状況でもありませんし、長において議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するのに、議会を招集する時間的余裕がないということが明らかであるときでもなかったと思うんですね。議会において議決する事件を議決しないときということなんですが、いずれも専決処分に当たらないのではないかと。当然、開いて、事前にこういう事態ですから、いつ衆議院の解散があるかもわかりません。そういう場合には、緊急に議会を招集して、議長へ求めて、この案件については、今後、そういう措置を手順を踏んで議会の承認を得た後、執行するというのが至極当然ではないかと思うんですね。

和歌山県下の自治体においても、既に専決処分でなくて、事前に処理をしているところもあります。そういう意味から考えますと、岩出市はイレギュラーなことをたびたび行っていると言わざるを得ませんので、今後については、これは改めるべきであろうというように考えますが、市の答弁を求めます。

○吉本議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 尾和議員の再質疑にお答えをいたします。

まず、超過勤務手当の算出のほうを具体的にということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、職員個々では難しいので、平均単価を用いまして、これに休日であれば割り増し、深夜であれば割り増し、当然割り増しを計算しまして、実際に投票事務に従事する時間等を算出しております。それに投票事務に実際当たる人数、これを掛けるというような形で積算をしております。

次に、投票管理者として委嘱をしているのかということでございますが、当然、投票管理者にお願いするところにつきましては、選挙管理委員会として選任をさせていただき、選任したということで、職員ではございますが、通知をしております。文書により通知をしております。

次に、ポスター掲示場の設置の委託料について、回収まで含めているのかというところでございますが、ポスター掲示場の板ですね、この板の作成から設置、選挙が終わるまでの破損したときの対応、それから最終の撤去まで、これ全て含めた価格となっております。

それに、最後の専決処分についてということでございますが、これは9月28日の

臨時国会の冒頭で解散され、10月10日が公示、10月22日は投票日というふうになりました。専決処分自体は9月28日、臨時国会の解散と同時にさせていただいております。10月22日の投票というところに向けて、実際、準備をするためには、これでもかなり時間が厳しかったというところで、実際、予算の支出も伴ってくる準備がございますので、専決処分することについては仕方がないものだと考えてございます。

専決処分について、今後ということでございますけれども、先ほど答弁したとおり、専決処分することについてはいたし方ないと考えておりますので、今後も同様な案件であれば、専決処分の対応になるかというふうに考えます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

○尾和議員 答弁がないんですけどね、私が言うたことについて。

○吉本議長 どの部分ですか。

○尾和議員 超過勤務手当の今の答弁では、平均単価を出して、それに割り増し賃金、率を掛けているということなのか、ここの平均賃金、一人一人の平均賃金に割り増し賃金を掛けて金額を出しているのかということが、今の答弁ではちょっと理解できない点がありますので、それについて再度ご答弁をください。

○吉本議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 再質疑について、超過勤務手当の単価というところでございますが、最初にも答弁させていただきました職員の平均的なところであったりとか、前回の実績、そういうものを勘案して、今回使う単価というものを出しているというところでございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 そうしますと、平均賃金というのは、平均的単価と言われますと、いわゆる個々人によって、平均賃金の算出によって単価が変動するわけで、それを少ない人もあれば多い人もあるというばらつきをなくすために、超過勤務手当については、率を算出する際、個々の平均賃金を算出した後、それに割り増し賃金を掛けるというのが当たり前だと思うんですね。

それとあわせて、これ、管理職の方が、この手当を支給しているのかどうか、この問題も絡んでくるんですが、管理職手当、管理者については、既に手当が支給された上に、この手当を支給しているのかどうか、再度お聞きをしたいと思います。

それから、専決処分の考え方についてであります。今後もそういうことがあります得るということですが、これは極力、やっぱり避けるべきだというように、私は思っております。

解散と同時に、一応の目安というのはつくわけですから、そこにおいて議長宛てに市が招集を要請して、議会を開いて、その上で、その予算について議論した後、採決をします。そんなに時間的にもかかるものではありませんから、1日で終わる可能性もあると思うんですよ。そういうことを手順を踏んで、議会の重みというのをやはり認識をしてもらわなあかんというように思っていますので、それは今後改めていくという方向を持っていただきたいというふうに思っております。それについてご答弁をください。

○吉本議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 尾和議員の再々質疑にお答えします。

まず、超過勤務手当の件でございますけれども、繰り返しになりますが、予算編成の時点においては、どの職員が事務に当たるかというところはわからないというところで、先ほども申し上げましたように、平均的なところ、前回実績、その他の要因に関して、単価のほう、積算をしてございます。

なお、決算のときにおきましては、当然、事務に当たった職員個々の単価に応じて支給をしているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、管理職手当を受けている職員にも支給しているのかというところですが、投票管理者にも超過勤務手当として支給をしてございます。職員の給与に関する条例第19条の2第3項において、管理職手当を受ける職員には、規則で定める場合を除き、超過勤務手当を支給しないと規定されてございます。言い換えれば、規則で定める場合は、管理職手当を受けている職員にも超過勤務手当を支給することができるということでございます。

そして、職員の給与に関する規則において、規則で定める場合とは選挙事務に従事した場合、こういうふうに規定されてございますので、条例、規則に基づき支給してございますので、管理職員に対して超過勤務手当を支給してございますが、何ら違法、不当なものではないというふうに認識をしてございます。

それと、専決処分についてでございますが、専決処分につきましては、繰り返しになりますが、執行部のほうで議会にいとまがないということでさせていただいておりますので、今後も同じ対応になるというふうに考えてございます。

○吉本議長 続きまして、議案第77号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第77号についてですが、今回、最賃法が改正されて、それに基づいてという理由であります。今回の賃金の変更についてですが、これ以外に、他の臨時職員について波及して考えるところがあるのではなかったかなというふうに思うんですが、それについてはどのようなお考えであったのか。

それから、現在、最賃法が施行されております。10月1日からであります、和歌山県の最低賃金は777円、これは皆さんもご存じやと思うんですが、平均して、1日192円、1時間24円のアップがされております。そうしますと、この文化財業務だけに波及をされているんですが、そこら辺について、基本的なお考えをお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

生涯学習課副課長。

○吉末生涯学習課副課長 通告に従い、尾和議員の質疑にお答えします。

今回の条例改正につきましては、和歌山県の最低賃金が改定されたことによる改正でありますので、ほかの臨時職員については、改正の考えはございません。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

○尾和議員 教育担当はそれでいいけど、全体の考え方を総務部長か総務課長で答弁してください。

○吉本議長 総務課長。

○木村総務課長 今、生涯学習課から答弁がありましたとおり、今回の改正につきましては、和歌山県の最低賃金が改正されたことによる改正でございます。他の臨時職員については、現在のところ、改正の考えはございません。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第79号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第79号について質疑をさせていただきます。

今回の予算の提案についてですが、生活保護費、3の1の20、これについて具体的に件数と金額を求めたいと思います。

それから、補装具給付費に関してですが、補装具の個別の件数とその金額、あわせてお願いをしたいと思います。

それから、養育医療扶助費については、これについても具体的にお願いをしたいと。

それから、８の１の19負担金について、その理由を具体的に求めたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 通告に従い、尾和議員の質疑についてお答えします。

生活保護費の各補助について、生活扶助費、621人、3,390万円、住宅扶助費、537世帯、2,010万円、介護扶助費、274人、1,170万円、医療扶助費、651人、2,100万円、生業扶助費、26人、82万円、葬祭扶助費、8人、180万円、施設事務費、15人、84万円の増額となっております。

続きまして、補装具給付費について、福祉行政報告例の項目に基づいてご報告いたします。

義肢193万2,757円、装具マイナス37万9,262円、座位保持装置265万8,244円、盲人安全つえ1万9,690円、義眼マイナス6万2,880円、眼鏡692円、補聴器マイナス49万3,307円、車椅子161万1,868円、電動車椅子124万7,020円、座位保持椅子マイナス14万9,728円、起立保持具25万7,462円、歩行器マイナス6万3,508円、歩行補助つえマイナス4,000円、重度障害者用意思伝達装置1万8,620円となっております。

以上です。

○吉本議長 保険年金課長。

○井辺保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

３点目の養育医療扶助費に関してについてはありますが、養育医療とは、体の発達が未熟なまま生まれ、入院治療が必要な乳児の治療費を公費により負担する制度で、母子保健法に基づき実施しております。

平成29年度当初は、対象者10人、延べ件数20件と見込んでおりましたが、５月から９月支払いまでの５カ月間の実績において、対象者７人、延べ16件となったため、年度末までで対象者13人、延べ38件、計381万円の支出を見込み、このたび不足額を補正するものでございます。

○吉本議長 総務課長。

○木村総務課長 尾和議員ご質疑の４点目、８款１項１目非常備消防費の19節負担金補助及び交付金59万8,000円の増額についてですが、和歌山県防災航空隊隊員の人員の入れかわりにより人件費が高騰し、県防災ヘリコプター運航連絡協議会から請

求を受け、補正するものでございます。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 後ろのほうから行かせていただきます。

まず、19節の県防災ヘリコプター、これは人員の入れかえということなんですが、一般的に、県防災ヘリコプターについては、現在、何人で運営しているのか。このヘリコプターセンターの最高責任者は誰なのか。

それと、一般的に、市民が県防災ヘリコプターの要請をする際、どのような手順で、どのようなシステムになっているのか、市民の皆さん、よくわからないということをよく聞きます。そういう意味では、どこにどのようなアプローチをすれば、この防災ヘリコプターを利用・活用できるのか。

それから、このヘリコプターについては、常時ドクターが乗っているのか、こちら辺についてご答弁をいただきたいと思います。

それから、補装具、養育医療補助費、これについては、内容についてはわかりました。

それから、生活保護費の時系列を見ますと、どれだけ、今日、生活保護費が高騰しているということになるんですが、年度別につかんでおられるなら、どういう傾向にあるのか、件数と金額がわかれば教えていただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、組織としましては、総括管理者、運航管理責任者、防災航空センター所長、防災航空センター次長、そこに事務職員2名、あと隊長、副隊長3名、隊員6名となっております。

最高責任者につきましては、総括管理者の県の危機管理監になってございます。

この利用につきましては、通常の119、消防にかけていただきましたら、必要とあれば、こちらの防災ヘリコプターが出動することになってございます。

ドクターにつきましては、平成19年度から、救命率の向上を目的として、医師と同乗、救助活動として運用を開始してございます。

○吉本議長 福祉課長。

○寺西福祉課長 尾和議員の再質疑についてお答えいたします。

過去3年の決算ベースでお答えいたします。

平成26年度扶助費の決算額ですが、合計額で4億8,629万7,357円となります。各扶助ごと、それぞれを合計した世帯数及び人数ですけれども、8,445世帯、1万912人に対して支給してございます。

実数ベースでございますが、延べ実数で申し上げますと、2,872世帯、3,830人に対しての支給になります。

続いて、平成27年度の決算で申し上げます。平成27年度は、扶助費合計の総支出額が6億1,874万7,081円、各扶助費ごとの世帯数が9,408世帯、人員が1万1,822人、実人員と実世帯で申し上げますと、3,206世帯、4,188人となります。

続きまして、平成28年度で申し上げます。決算額が6億919万44円、世帯数が1万731世帯、人員が1万3,094人、実世帯・人員で申し上げますと、3,582世帯、4,589人となっております。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 防災ヘリコプターの関連ですが、これは算出方法なんです、和歌山県下の各地方自治体全てに波及して負担額を算出されていると思うんですが、その算出方法の根拠、割り当ての根拠、これについてご答弁をください。

それから、今ご答弁をいただいたんですが、岩出市民、一般的な市民の方が119番にコールして、そこにおいて要請すれば、その状況判断して出動が可能だということでは、力強いことだと思うんですが、それに間違いはないか、再度ご答弁をください。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

まず、各県内の各自治体の負担金の割合についてですが、まず、負担金総額の75%、これを各市で負担してございます。これにつきましては、平成27年度の国勢調査の人口、その補正数値ということで、負担率を計算して額を出してございます。残りの25%につきましては、各町村での負担となっております。

各町村につきましては、均等割30%、人口割70%で、それぞれの負担金を決めてございます。

あと、119番に通報すればということで、119番に通報していただいて、その状況により判断で運航を開始するということになってございます。

以上です。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

　以上で、議案第76号から議案第84号までの議案9件に対する質疑を終結いたします。

　ただいま議題となっております議案第76号から議案第84号までの議案9件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

○吉本議長　以上で、本日の日程は終了いたしました。

　お諮りいたします。

　次の会議を12月18日月曜日、午前9時30分から開くことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

　よって、次の会議を12月18日月曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

　本日は、これにて散会いたします。

　どうもご苦労さまでした。

散会

（10時50分）

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 9 年 1 2 月 1 8 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第3号）

平成29年12月18日

|        |                                                              |
|--------|--------------------------------------------------------------|
| 開 議    | 午前 9 時 30 分                                                  |
| 日程第 1  | 諸般の報告                                                        |
| 日程第 2  | 議案第 76 号 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成29年度岩出市一般会計補正予算第 3 号)       |
| 日程第 3  | 議案第 77 号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正について                       |
| 日程第 4  | 議案第 78 号 岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について          |
| 日程第 5  | 議案第 79 号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第 4 号）                            |
| 日程第 6  | 議案第 80 号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）                      |
| 日程第 7  | 議案第 81 号 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）                        |
| 日程第 8  | 議案第 82 号 平成29年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）                     |
| 日程第 9  | 議案第 83 号 平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）                       |
| 日程第 10 | 議案第 84 号 市道路線の認定について                                         |
| 日程第 11 | 発議第 2 号 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書 |
| 日程第 12 | 議員派遣について                                                     |
| 日程第 13 | 委員会の閉会中の継続調査申出について                                           |

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第76号から議案第84号までの議案9件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、発議第2号、委員会提出議案につきましては、提出者の主旨説明、質疑、討論、採決、それと議員派遣の件と委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 諸般の報告

○吉本議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に、総務建設常任委員会から提出のありました議案は、配付のとおり発議第2号であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第76号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度岩出市一般会計補正予算第3号）～

日程第10 議案第84号 市道路線の認定指定について

○吉本議長 日程第2 議案第76号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度岩出市一般会計補正予算第3号）の件から日程第10 議案第84号 市道路線の認定の件までの議案9件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案9件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長、田中宏幸議員、演壇でお願いいたします。

○田中議員 おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12月8日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第76号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度岩出市一般会計補正予算第3号）の外議案4件です。

当委員会は、12月12日火曜日、午前9時30分から開催し、審査について、総務部門終了後、建設部門を実施しました。

また、市道路線の認定の議案がありましたので、現地調査を行うため、議長に対



して委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。

議案第76号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度岩出市一般会計補正予算第3号）、議案第78号 岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について、議案第79号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第4号）所管部分、議案第83号 平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第84号 市道路線の認定について、以上5議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第76号は承認、議案第78号、議案第79号の所管部分及び議案第83号は可決、議案第84号は認定しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第76号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度岩出市一般会計補正予算第3号）については、超過勤務手当の支給方法及びその単価、並びに実施時期は。備品購入費で何を購入したのか。県が高等学校に投票所を設置するという方針を立てたが、市の考えは。について。

議案第78号 岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について、質疑はありませんでした。

議案第79号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第4号）所管部分については、長期債元金償還金の詳細は。県防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金の県下市町村別の負担金額及び積算方法、並びに全体の人数は。について。

議案第83号 平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんでした。

議案第84号 市道路線の認定については、金屋25号線について、側溝、路面を補修した上で認定するのか。金屋26号線について、土地の所有者から協力が得られたから認定するのか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで総務建設常任委員会の報告を終わります。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

次に、厚生文教常任委員長、三栖慎太郎議員、演壇でお願いいたします。

○三栖議員 厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12月8日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第77号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正についての外議案4件です。

当委員会は、12月13日水曜日、午前9時30分から開催し、審査を実施しました。

議案第77号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正について、  
議案第79号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第4号）所管部分、議案第81号  
平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第82号 平成29年度  
岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上4議案、いずれも討論は  
なく、全会一致で、議案第77号、議案第79号の所管部分、議案第81号及び議案第82  
号は可決しました。

議案第80号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につい  
ては、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第77号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてで  
は、現在、業務対象者はいるのか。について。

議案第79号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第4号）所管部分についてで  
は、障害者総合支援給付費が増額している理由は。補装具給付費及び介護給付費の  
内訳は。就労継続支援A型、B型の内容は。について。

議案第80号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につい  
てでは、前年度繰越金を一般会計に繰り出している理由は。について。

議案第81号 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第  
82号 平成29年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、質  
疑はありませんでした。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第76号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度岩出市一般会計  
補正予算第3号）の件、議案第77号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例  
の一部改正、議案第78号 岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の

特例措置に関する条例の制定の件、議案第79号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第4号）の件、議案第81号 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）の件、議案第82号 平成29年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件、議案第83号 平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件、議案第84号 市道路線の認定の件、以上議案8件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案8件に対する討論を終結いたします。

議案第76号から議案第79号及び議案第81号から議案第84号までの議案8件を一括して採決いたします。

この議案8件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は、原案のとおり承認、議案第77号から議案第79号及び議案第81号から議案第83号までの議案6件は、原案のとおり可決、議案第84号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第80号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第80号について、反対の討論を行います。

国民健康保険の加入者は、一般のサラリーマンや公務員などが加入している健康保険や共済保険などの被用者保険に加入していない労働者、農漁民、自営業、退職者や年金生活者を対象にした我が国最大の医療保険制度です。

憲法第25条では、国は全ての生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとあり、この憲法第25条の理念を受けて、国民健康保険法第1条では、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民健康保険の向上に寄与することを目的とするとし、社会保障制度としての性格を明確にしています。

さらに、その第4条では、国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう努めなければならないと、国の義務を規定し、国庫負担を義務化しています。このような中で、来年度から国保の広域化も進められようとしています。

また、今年度においては、国保利用者は大きな負担増となる国保税の値上げが行われてきています。国保会計において黒字となったのであれば、基金に積み立てて、国保税軽減や緊急事態に備える必要があります。現在、基金には90万円しかなく、緊急時にも対応できない状況の中で、この補正予算では一般会計に2,300万円を繰り出す対応をとっています。

今後の国保会計の安定化を目指す上でも、この対応については国保利用者の理解を得られないと考えますので、反対いたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

山本重信議員。

○山本議員 議案第80号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、私は賛成討論をいたします。

まず、国保会計は、当該会計で運営するのが原則であります。しかし、決算に赤字が見込まれた場合などは、やむを得ず、一般会計から法定外の繰入を行っております。今回の補正第2号につきましては、平成29年度において、前年度の国保負担金等の精算による返還金の財源がないため、既に一般会計から約6,000万円を繰り入れております。よって、前年度繰越金2,368万円を一般会計へ返還することは、当然のことと考えます。また、世間一般の常識によれば、借りたお金は返すのが常識だと考えます。

さらに、一般会計と目的を持った特別会計があることをお考えいただきたいと考えます。

これらを考慮し、本議案に賛成いたします。

以上です。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

（なし）

○吉本議長 以上で、議案第80号に対する討論を終結いたします。

議案第80号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第11 発議第2号 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

○吉本議長 日程第11 発議第2号 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の件を議題といたします。

ただいま議題となりました発議第2号につきまして、提出者の趣旨説明を求めます。

総務建設常任委員長、田中宏幸議員、演壇でお願いいたします。

○田中議員 発議第2号 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成29年12月18日

提出者 総務建設常任委員会委員長 田中宏幸

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、総務大臣。

本文の朗読は省略させていただき、提案理由の趣旨説明を申し上げます。

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条に規定する特例が、期限切れとなる平成30年度以降においても、道路の着実な整備と安全・安心な供用を維持していくためには、現行制度の継続が必要不可欠であるため、この意見書を提出するものであります。

各議員におかれましては、ご賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

発議第2号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第2号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第2号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

発議第2号に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第2号に対する討論を終結いたします。

発議第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました委員会提出議案、発議第2号 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書につきましては、議長において、関係大臣及び衆議院議長並びに参議院議長に送付しておきます。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第12 議員派遣について

○吉本議長 日程第12 議員派遣についての件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付の写しのとおり、議員派遣されたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されました。

~~~~~○~~~~~

日程第13 委員会の閉会中の継続調査申出について

○吉本議長 日程第13 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

各委員会委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付の申出書の写

しのとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することに決しました。

~~~~~○~~~~~

○吉本議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月20日水曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月20日水曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(9時50分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日

岩 出 市 議 会



## 議事日程（第4号）

平成29年12月20日

|       |          |
|-------|----------|
| 開　　議  | 9 時 30 分 |
| 日程第 1 | 一般質問     |

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 一般質問

○吉本議長 日程第 1 一般質問を行います。

一般質問は、7 番、福岡進二議員、5 番、梅田哲也議員、4 番、福山晴美議員、13 番、奥田富代子議員、12 番、玉田隆紀議員、15 番、増田浩二議員、14 番、市來利恵議員、16 番、尾和弘一議員、以上 8 名の方から通告を受けております。

質問時間 60 分以内で、通告に従い発言席から順次質問を許可いたします。

通告 1 番目、7 番、福岡進二議員、一問一答方式で質問をお願いいたします。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。

7 番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で質問を行います。

私は、本年 2 月、岩出市議会議員として活動を始め、早いもので 10 カ月が過ぎました。この間を振り返りますと余りにも多くのことがあり、一言では語り尽くせませんが、私なりに市民一人一人の声を聞いてまいりました。今回、そのような声を届けたいと思い、初めての質問を行いますので、当局の誠意あるご答弁をお願いいたします。

今回、2 点について質問を行います。

まず 1 点目、岩出市における保育所の状況についてお尋ねいたします。

本年 1 月 1 日時点の人口動態調査によりますと、我が国の人口は 8 年連続で減少し、出生数は、初めて 100 万人を割ったとのことです。和歌山県におきましても 22 年連続で減少しており、100 万人を超えていた人口は、今や 94 万人というところまで落ち込んでまいりました。県内で人口がふえている市町村は、岩出市を含めた 30 市町村のうち、わずかに 4 市町村にとどまっています。しかし、岩出市においても、近年では増加の幅が減少し、近い将来には人口の減少が始まると言われています。

市では、人口減少を食いとめるべく、さまざまな施策を展開してきておられます。私は、その中でも、子育て家庭への支援、これが重要であると考えています。市に

においては、地方創生総合戦略の中で、「子育てしやすいまち」を目標に掲げておられます。子育て家庭をどのように支援していくか、これはこれからの岩出市の発展のためにとても大事なことであると思います。

そこで、保育所の現状についてお尋ねいたします。女性の社会進出が進んでいる中で、保育所役割は、今後ますます大きくなってきます。

まず1点目、仕事が長引いてしまった、急な会議が入ったなど、そのときの都合で延長して預かってほしいなど、通常の保育だけでなく、それぞれの家庭に応じたきめ細かい対応がどれぐらいできているのか。

次に2点目、核家族化が進み、子育てに関する悩み事があってもなかなか相談できずにつらい思いををするという話を聞いたことがあります。育児に不安のある親にとって、保育所は身近な相談相手となる存在であってほしいと思います。保護者からの相談があった場合の対応についてお聞きします。

3点目、小さい子供はちょっとしたことで体調を崩したり、急に症状が悪化することがあります。保育所において、入所中の子供の健康管理やチェックはどのようにされていますか。

最後に、待機児童の問題です。平成27年度当初、岩出市でも待機児童が発生したと聞いています。そのときは適切な対応で待機児童を解消させたと聞いておりますが、その後、市ではどのような待機児童対策を講じてこられたのか、現在の状況も含めてお答えください。

○吉本議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　おはようございます。

福岡議員ご質問の1番目、保育所の状況についての1点目、通常保育に加え、延長保育等の実施状況について、まずお答えいたします。

通常保育については、現在、公立保育所4カ所、私立保育所3カ所、私立認定こども園1カ所、地域型保育施設2カ所の計10施設で実施しており、平成29年12月1日現在で1,428名の児童が在園しております。

特別保育の状況ですが、まず、延長保育については、市内全ての施設で実施しており、利用実績は、県下で和歌山市に次いで2番目に多く、保護者の就労形態の多様化及び通勤時間の増加等による保育時間の延長の需要に対応しております。また、障害児保育については、公立保育所4カ所及び市単独補助を行っている私立保育所1カ所、私立認定こども園1カ所で実施しております。

近年は、発達面に課題を抱えた児童が増加しておりますが、担任保育士に加え、専任保育士を配置し、きめ細かい保育を行うことで、集団の中で個々の持っている可能性を伸ばし、心身の成長・発達を促しています。

さらに、これ以外にも、保護者の突発的な事情や一時的に家庭保育が困難になった場合の保育所での一時預かり、保育施設では預かることができない病気回復期の児童を専用施設で保育する病後児保育、土曜の午後や日曜日に保育を必要とする場合の休日保育を実施しており、今後も多様な保育ニーズに対応するための環境整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の２点目、育児不安を抱えた保護者に対しての保育所の取り組み状況についてですが、保育所では、主に担任保育士が中心となり、日々の送迎時や年２回実施する個人懇談会などの場で、子供の保育所での様子を報告する際に、保護者からの悩みや相談があれば担任が応じており、担任だけでは解決が難しい場合は、保育所全体で対応したり、あるいは関係機関に取り次いだり等、できる限りの支援をしております。

また、保育所だより、年次だより、あそぼだより、保健だよりを発行し、子育てに関するヒントや情報を提供しているほか、年２回、家庭教育学級を開催し、子育てについての講演会やＤＶＤの視聴などを実施しております。

今後も保育所がこれまで蓄積してきた専門性を生かし、地域の子ども・子育て支援の拠点的な存在として、子育て家庭のサポートに努めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の３点目、保育所での子供の健康管理についてですが、国が定める保育所保育指針では、子供の健康状態、発育・発達状態について、定期的・継続的に、また必要に応じて随時把握することとされており、本市の保育所においても、この指針に沿って適切に実施しております。

各保育所では、児童の健康管理に関する内部研修も随時実施しており、登園時及び保育中を通じて、子供の状態を観察するとともに、家庭内での健康状態については、保護者と情報共有を行い、児童に何らかの疾病が疑われたり、傷害が発見された場合には、保護者に連絡するとともに、処置について嘱託医とも相談するなど、適切な対応を図っています。また、本年度より、公立保育所に看護師を配置するための予算措置を講じており、現在のところ、山崎保育所に１名配置しております。

次に、ご質問の４点目、待機児童発生後、市ではどのような改善策を講じてきたのか、現状はどうかについてですが、平成２７年当初に待機児童が発生した後、市で

は、保育士の追加採用により、公立保育所の1歳児クラス数を増設したほか、つくしの里こども園、和歌山中央幼稚園において、ゼロ歳児から2歳児までの保育を実施する地域型保育施設2施設の新規認可、私立保育園、私立認定こども園への定員拡大などを実施してまいりました。

現在、平成30年度の保育所等新規申し込みの第1次募集を終了したところでありますが、申請状況は、継続申請、新規申請、合わせ1,410名の申請となっております。本年度4月の入所人数が1,365名であったことから、既に本年度より50名程度申請がふえている状況となっております。

現在、各保育所の受け入れ可能数を確認し、入所調整を行っているところであり、待機児童を発生させないよう、全力で努めてまいります。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 保育所を子育て支援の拠点として、さまざまなサポートをしていただいていること、あるいは待機児童対策に尽力されていること、理解できましたが、待機児童に関しましては、現状では、都市部を中心に、なかなか解決には至っておりません。平成32年予算において、国においては、全世帯を対象に、3歳から5歳児全員の保育の無料化、またゼロから2歳児においても、一定の所得を下回る家庭にも無償化を検討すると言われていきます。

保育料の負担軽減は、子育て家庭にとっては朗報ではありますが、その結果、入所希望がふえることにより、待機児童が増加することを懸念する声が大きくなり、受け皿が整備する必要性が、今後ますます高まってくると考えます。岩出市も、今後、待機児童対策がより難しくなるのではないかと思いますので、この点についてどのようにお考えですか、お答えください。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 再質問にお答えいたします。

国が打ち出している保育料無償化の方針につきましては、子育て家庭への経済的な面での負担軽減に資するものであり、今後、国の動向を十分注視し、対応してまいりたいと考えております。

その一方で、待機児童に関しましては、議員ご指摘のとおり、入所希望者の増加が予想され、今までにも増して状況は厳しくなるものと受けとめております。

今後、まずは平成30年度の入所申請状況あるいは年度途中における追加の申請の状況を精査いたしまして、必要な対応を検討していきたいと考えております。

市としましても、できる限り、待機児童の発生を防ぐとともに、安心して保育所に預けていただけるよう努めてまいります。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に2点目、観光振興についてお尋ねいたします。

ここ数年の間、岩出市を取り巻く環境は大きく変わってまいりました。特に、府県間道路や京奈和自動車道の開通は、岩出市の将来都市像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現においても絶好の機会と捉え、一層のまちづくりを進めていただきたいと思います。

岩出市は、和歌山県の玄関都市として、特に、根来寺周辺地域は、大阪府を初め他府県からの、まさに玄関口に当たり、岩出市のみならず、和歌山県全体のイメージに多大な影響を与えるものと考えます。

国においては、地方創生という概念が叫ばれて、まだそんなに時間はたっておりません。しかし、岩出市では、玄関都市という立地条件と広域的な交通体系の整備に目を向けられ、昨年4月に本市の観光振興の拠点となるねごろ歴史資料館、旧和歌山県議会議事堂（一乗閣）がオープンし、また、周辺の新義真言宗総本山根来寺、根来S L公園、岩出図書館をあわせた周辺地帯一帯をねごろ歴史の丘と名称し、観光振興の拠点として、県内外からの交流人口の増を目指すことについて、大いに期待しているところであります。

また、本年4月に道の駅ねごろ歴史の丘が認定登録され、7月には旧和歌山県議会議事堂（一乗閣）が国の重要文化財に指定されるなど、豊かな自然を感じることでできる岩出市特有の地域資源を生かしたにぎわいのある観光振興に努められています。

そういう状況の中、先般、総務建設常任委員会で福岡県筑後市の観光施策について先進地域視察を行い、観光振興による地域活性化の重要性を再認識したところであります。

岩出市においても、道の駅ねごろ歴史の丘に物産販売施設、休憩機能、トイレ施設等の新施設が整備され、12月24日にオープンするとお聞きして、大いに期待しているところです。

その件について、2点にわたり質問いたしますので、よろしくお願いします。

まず1点目、道の駅ねごろ歴史の丘についてですが、この新施設の施設概要と、こういったものを販売するのか、具体的にお答えください。

次に、運営方法についてですが、どのように運営していくのか。また、交流人口の増という視点から考えた場合、入客者数は1つの検証基準になると思いますが、入客者数について、目標値を持っておられるのかどうか、お聞きします。

次に、2点目ですが、根来寺周辺は、さまざまな文化財建造物とともに、和歌山県植物公園緑花センター等、季節によって風景が変化します。春は桜、秋はもみじ、季節によって地域の色も変わります。大変魅力的であり、人が動きます。このような時期を逃さず、人を呼び込むには、いろんな仕掛けが必要と思います。

私は、観光振興を目指すに当たって重要なことは、情報の発信だと思っておりまして、情報を見て、「見たい」「食べたい」あるいは「行きたい」と思わせる情報発信をうまくできるかどうか成功の鍵を握っていると言っても過言ではないと思います。

道の駅ねごろ歴史の丘をPRするに当たっては、今申し上げたように、根来特有の季節の風景というものも1つの大きなポイントになるのではないかと思いますので、情報発信についての考え方についてお聞きして、1回目の質問を終わります。

○吉本議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　皆さん、おはようございます。

福岡議員のご質問、観光振興について、一括してお答えをいたします。

岩出市では、地方創生の基幹事業として、平成26年度から根来寺周辺観光促進事業を進めてまいりました。その間、京奈和自動車道の開通や旧県会議事堂（一乗閣）の修復移転、ねごろ歴史資料館のオープンなどのハード面に加え、紀の国わかやま国体の開催、高野山開創1200年など、ソフト面でも大きな転機を迎えてきました。

また、これら観光振興の取り組みに対して評価をいただき、先日開催された地方自治法施行70周年記念式典において、総務大臣表彰をいただいたところであります。

議員ご質問の道の駅ねごろ歴史の丘につきましては、既に平成28年4月1日にオ

オープンしていた、ねごろ歴史資料館の施設を中心として、岩出市の2つ目の道の駅として、平成29年4月21日に認定を受けました。

市では、さらなる施設の充実を図るため、新たな施設を建設の上、来る12月24日にグランドオープンいたします。道の駅ねごろ歴史の丘は、和歌山県の北の玄関口にある道の駅として、岩出市のみならず、広く県内の特産品と観光情報等を提供し、根来街道グリーンツーリズム、紀の川緑の歴史回廊などの広域観光の拠点となるように努めてまいります。

岩出市は、関西国際空港や大阪方面から交通利便が良く、京奈和自動車道岩出根来インターチェンジの開通により、格段にアクセスも向上したところであり、昨今の道の駅ブームにより、道の駅自体が観光の目的地となってきたことから、道の駅ねごろ歴史の丘を活用して、観光イベントなど、複合的な施策を展開して、全国の皆さんに尋ねていただける魅力ある地域となるように、積極的な運営に努めてまいりたいと考えております。

しかしながら、観光施設においては、他所の道の駅など、観光施設や近隣の観光地との競争が激しく、勝ち残っていくことは大変困難なことであると認識しております。

議員の皆さん方におかれましても、観光事業への深いご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、詳細は事業部長から答弁させます。

○吉本議長 事業部長。

○船戸事業部長 おはようございます。

福岡議員のご質問、観光振興についての1点目、道の駅ねごろ歴史の丘についてですが、当市では、根来さくらの里に次ぐ2つ目の道の駅として、旧県議会議事堂（一乗閣）の西側にある既設のねごろ歴史資料館並びに附帯する物販・飲食施設、トイレや駐車場に加えて、新たに物販・情報施設、団体客用トイレを建設し、12月24日にグランドオープンするものであります。

今回オープンする物販・情報施設は、物販棟約176平方メートル、便所棟120平方メートルの2棟からなる建物で、和歌山県の北の玄関口として、県内各地の土産物や地元の特産品等の販売とあわせて、県内30市町村全ての観光情報等を提供いたします。

なお、運営方法につきまして、当面は、ねごろ歴史資料館等と同様に、商工会、観光協会、飲食業組合などの7つの市内各種団体等で構成する「ねごろ歴史の丘観

光推進協議会」に管理委託し、物販店の営業は、協議会から委託を受けた、「はまゆう J A P A N」が実施することとなっておりますが、今後、早い段階で指定管理制度に移行できるように準備し、よりよい施設管理とサービス提供ができるように進めてまいります。

また、新施設の入客者数の目標値といたしまして、施設ごとの数値目標は定めておりませんが、岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、岩出市全体での観光客入込数を平成31年度の目標値として、150万人と設定しております。

次に2点目、今後の方針につきましては、岩出市では、元来、中世の三大遺跡として有名な根来寺を中心として、春の桜、秋の紅葉と豊かな自然環境があり、観光地として十分な要素を持っています。これに加えて、今回、ねごろ歴史の丘が道の駅の認定を受け、グランドオープンすること、また、7月31日に旧和歌山県議会議事堂（一乗閣）が重要文化財に指定されたことなど、大きな転機を迎えました。

この機会を弾みとして、道の駅ねごろ歴史の丘の周辺にある新義真言宗総本山根来寺、S L公園、県立植物公園緑花センター、根来山げんきの森など、これらを組み合わせた四季折々の現地周遊プランの提案などを進め、バスツアーなど団体客の誘致を積極的に行ってまいります。

また、飲食と買い物は観光の楽しみの大きな要素であり、この地に来ないと食べられないもの、買えないものなど、関係団体と協力し、岩出市ブランドをつくってまいりたいと考えております。

さらに、観光客誘致に向けて、SNSや市ウェブサイトなど、さまざまな手段を活用しながら、季節に応じた観光PRやイベントの開催など、積極的に情報発信に取り組んでまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 ご答弁ありがとうございました。

道の駅ねごろ歴史の丘は、この日曜日にオープンいたしますが、1点だけ再質問させていただきます。

市行政が取り組んでいる施策、さまざまな施策がございます。私は、その中でも観光振興という分野は、特に、動きが速い分野であると思っております。毎回同じことをしては、絶対にじり貧になって、先細っていくことは明白なことであります。全国の観光地の情報、お客さんの声を聞きながら、常に動かし続けて、新しいものを提供していくという姿勢が大事だと思いますので、ねごろ歴史の丘として

の機能を充実させていくことはもとより、もう1つ大事なことで、裾野を広げるといいますか、お客さんが来られる面を広げるということで、これは1つの道の駅ではなく、根来寺周辺のいろんな施設との連携あるいは他の市町村の道の駅を初めとする観光施設、歴史施設等との広域連携により、地域としての魅力を向上していくことが入客者の増に結びつくものと思います。

なかなかすぐにはいかないと思いますが、私はほかの施設も同様だと思いますので、今後の取り組みとして、ぜひ進めていただきたいと考えますので、再質問とさせていただきます。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長　再質問にお答えします。

議員ご質問のとおり、観光客のニーズに迅速に対応し、周辺施設との連携により多様な観光の態様に合わせていくことが観光客をつなぎとめるという意味で、大変重要なことであると思っております。

他所でよく聞く事例として、例えば、大河ドラマなど、テレビ、マスコミ等で取り上げられて、しばらくの間はたくさんの観光客であふれかえっていても、ブームが去れば観光客は激減し、せっかく整備した施設の維持管理さえ賄えないということがあります。このような事例を教訓とし、来訪者の意見に耳を傾け、ニーズの変化に素早く対応できるように体制づくりに努めてまいります。

また、連携につきましては、岩出市では、さきに申しました、ねごろ歴史の丘観光推進協議会を通しての市内事業者や周辺施設との連携にあわせて、大阪府、泉南市と連携した「根来街道グリーンツーリズム振興協議会」、紀の川沿いの歴史遺産をめぐる「紀の川緑の歴史回廊」、紀の川沿線の市町で結成する「紀の川みち広域観光連絡協議会」など、周辺市町との広域観光連携を進めているところであり、現在、観光周遊パンフレットの作成、道の駅、産直施設などをめぐるスタンプラリーの開催等を計画しています。

今後、さらに広域連携を深め、岩出市から始まる和歌山県の観光を提案してまいります。

いずれにしても、観光振興に全力を注いでいく所存ではありますが、先ほど、市長が答弁されましたように、難しい部分もございますので、議員の皆様方におかれましても、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○吉本議長　再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、福岡進二議員の２番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告２番目、５番、梅田哲也議員、総括方式で質問を願います。

梅田哲也議員。

○梅田議員 おはようございます。

５番、岩出クラブ、梅田哲也でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い総括方式で一般質問をさせていただきます。

自立した人間形成の根幹となる小中学校での基礎知識を習得することは、学校教育にかかわる者の責務でもあり、地域、保護者、そして何よりも児童生徒本人の願いでもあります。

岩出市では、小中学生の学力向上のため、さまざまな施策を講じているところですが、去る４月の全国学力状況調査の結果を踏まえて、第１番目の質問として、今後の小中学生の学力向上対策についてお聞きいたします。

まず１点目として、４月に実施された全国学力・学習状況調査については、和歌山県内の平均正答率は大きく改善され、ほぼ全国平均となったようですが、岩出市の状況はどうかについて、お尋ねいたします。

また、同時に実施された生活習慣等に関する質問紙調査から見えてくる岩出市の小中学生の傾向はどうか、お聞きいたします。

次に、県内における地域間の格差が拡大傾向にあるようですが、その要因はどこにあると分析されているか、お聞きをいたします。

３点目に、岩出市では、学力向上対策として、図書館司書の各学校への派遣事業による読書力のアップ、教員の先進地派遣、その成果をもとにした教員研修の実施、学力テストの小学校３年生からの実施による児童生徒の弱点の把握と個別課題の把握、また、今年度からは図書館を使った調べる学習コンクール等々、さまざまな施策を実施しておりますが、今後、この結果を踏まえ、どのような施策を重点的に実施して学力アップにつなげていくか、お聞きをいたします。

第２点目に、イノシシ対策についてお伺いいたします。

岩出市内、特に、和泉山脈南麓を中心に、近年、イノシシが大量に発生し、農産物被害が増加しております。また、人的被害も心配されています。ここ数年間の岩出市内における駆除頭数の地区別推移と被害額についてお聞きいたします。

また、１１月２７日には京都市の平安神宮でイノシシが走り回り、５０代後半の男性が

腕を骨折された事件や、また、ついこの間、12月11日には南海紀ノ川駅周辺の住宅街でイノシシが走り回り、女子校生がかまれる事件も起こっております。

岩出市内でも、通学途上の子供さんや市民の方がイノシシと遭遇して事故に遭わないか心配されています。実は、私自身も、ことしに入りまして、自宅近くで3回もイノシシに遭遇しております。市民の方々、特に、子供さんに対しての注意喚起が必要ではないかと考えますが、市としての対応についてお伺いいたします。

2点目に、イノシシの捕獲方法は、箱わなによる捕獲が中心であると聞いておりますが、餌による誘い込みになるようで時間がかかるようです。ほかに効率的な駆除方法はないのか、お聞きいたします。

3点目に、岩出市の鳥獣被害防止計画によりますと、猟友会の会員さんによる捕獲と農家自身による捕獲も推進していくとありますが、農家の高齢化と捕獲後の処理を懸念する声もあり、地域での捕獲は難しいのではないかと思います。現在、各市町村においてもイノシシ対策に苦慮されておりますが、各市町村別の捕獲経費の助成金額と、現在、岩出市では1頭8,000円の助成金を猟友会の皆さんのモチベーションアップを図る意味から、引き上げるお考えはないのか、お聞きいたします。

○吉本議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 おはようございます。

梅田議員ご質問の1番目、小中学生の学力向上についてお答えいたします。

まず、1点目の全国学力・学習状況調査の結果についてでございます。

本年度の小学校6年生は、算数は県及び全国を若干下回り、国語は県及び全国平均を下回り、特に、国語Aに課題が見られます。中学3年生は、国語、数学いずれも県及び全国平均を下回り、特に、国語Bに課題が大きく見られます。

小中学校ともに、本市の学力状況は全国平均と比較すると、例年とほとんど変わらない状況ではありますが、今年度は、和歌山県全体が大きく改善された中で、本市は残念な結果であったと言わざるを得ません。

学力テストと同時に行われる生活に関するアンケートである児童生徒質問紙調査の結果は、小学生、中学生とも、自分にはよいところがあると思いますか、将来の夢や目標を持っていますか、いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか、人の役に立つ人間になりたいと思いますかなど、自尊感情に関することについては、昨年以上に全国平均を上回る状況であり、良好であると言えます。また、学校に行くのは楽しいと思いますか、についても全国平均を上回っていることから、

毎日、楽しく学校へ通えている児童生徒の状況が伺えます。

一方、家庭では、自分で計画して学習に取り組むことや予習・復習を行うことが全国平均を下回っており、テレビやゲームに費やす時間やメール、電話などに費やす時間が全国平均と比べて多くなっており、改善傾向にはあるものの、引き続き大きな課題として捉えています。

次に２点目、和歌山県内での地域間の格差についてでございますが、現在、全国学力・学習状況調査の実施要領に基づき、市町村別の数値による一覧での公表や順位を付した公表は行えないことから、他の市町と本市を比較した状況は把握しにくいというのが実情でございます。

なお、県教育委員会では、昨年度より各教育支援事務所単位、これは旧８地方に置かれているものでございます。その単位での地方別公表を行っておりますが、２年間の比較からは成績の格差について、特筆すべき要因の特定にまでは至っておりません。

最後に、３点目の学力向上対策についてでございます。

確かな学力を育成するために、何よりもまず教員の指導力向上が重要であります。そのため、全教員研修や教科やテーマを限定した比較的少人数の研修など、さまざまな形での教員研修をより充実させるとともに、きめ細かな学校指導訪問を行うことで、その学校独自の課題解決につなげたいと考えています。

具体的な施策といたしましては、議員ご質問の中にもありましたとおり、小学校３年から５年、中学校１・２年を対象とした岩出市学力テストを引き続き全国学力テストと同じ日に実施してまいります。４月実施のこれらのテストと１０月に実施される県の学力テストを活用することにより、年２回の学力検証を行い、それぞれの学校の弱点克服に努めてまいります。

また、基礎学力として不可欠である読解力、語意力向上のため、学校への司書派遣事業をさらに有効に活用してまいります。学校と司書との連携により、うちどくノートの活用の活性化、図書館を使った調べる学習の充実などに努めてまいります。

また、補充学習をさらに充実させるとともに、家庭学習と基本的生活習慣の定着を推し進めるなど、児童生徒の主体的に学ぼうとする意欲を育み、これらの取り組みが徹底されるよう、学校に対し指導してまいります。

また、学力向上と密接な関係にある豊かな心を育むための体験活動や道徳教育、健やかな体を育むための運動や食育、健康教育などにも力を入れ、「知・徳・体」バランスのとれた児童生徒を育成できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○吉本議長 事業部長。

○船戸事業部長 2 番目のイノシシ対策について、お答えいたします。

1 点目、イノシシの有害鳥獣捕獲頭数は、平成27年度、山崎地区11頭、根来地区50頭、上岩出地区22頭、岩出地区6頭、合計89頭、平成28年度、山崎地区49頭、根来地区294頭、上岩出地区32頭、岩出地区4頭、合計379頭、平成29年度10月31日現在、山崎地区61頭、根来地区57頭、上岩出地区36頭、岩出地区25頭、合計179頭。

被害額については、紀の里農業協同組合、和歌山県農業共済組合からの聞き取りであり、被害として報告されていないものは含まない金額であります。平成27年度、19万円、平成28年度、16万2,000円となっております。

このところ、イノシシの活動域の拡大により市街地への出没も懸念されることから、市ウェブサイトにより注意喚起を行ったところであります。また、状況に応じ、迅速に対応するため、防災無線の使用した啓発や学校を通じた注意喚起を実施していきたいと考えております。

2 点目、イノシシの有害鳥獣捕獲方法については、和歌山県で定めた第12次鳥獣保護管理事業計画書に基づき、当市の地理的状況等を勘案し、捕獲従事者である猟友会と協議の上、市として箱わなを使用しているところであり、現時点では、最も安全かつ効率的な捕獲方法と考えております。

今後、全国の捕獲事例を参考に、より効率的な捕獲方法も検討してまいります。

3 点目、わなによるイノシシの捕獲にかかる1頭当たりの単価ですが、県下30市町村のうち、1万5,000円が7市町村、1万円が3市町村、8,000円が当市を含め8市町村、7,000円が1市町村、6,000円が10市町村、5,000円が1市町村となっております。

捕獲に対する補助金の見直しについては、現在の国・県の補助金等の交付基準に基づき実施しておりますが、県下市町村や全国状況を勘案し、必要が生じた場合、検討してまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 岩出市の小学生につきましては、全体の傾向として、今もご回答ありましたけれども、ゲーム、スマホなど、いわゆるSNSにかかる時間が、特に、中学生では、全国平均に比べて長く、予復習にかかる時間が少ないと、こういう傾向にあるとの答弁でしたが、スマホの危険性の問題も指摘されている中、教育委員会と

して具体的にどのように対応されていくのか、お尋ねいたします。

2点目に、特に、中学校における学力の向上は重要な将来の信用保証であり、子供たちの未来を守るための取り組みでもあると思います。岩出市では、年間20回の土曜学習講座を実施しておりますが、各中学校で何人の中学生が参加されているのか。また、その内容とレベル、成果について、今後さらに充実していくべきと考えますが、教育委員会の方針をお聞きいたします。

3点目に、家庭学習の手引「いわでのこ」についてお聞きします。

平成24年度に刊行されたこの冊子は、生活習慣のあり方から学習の目安まで、実によくまとまった冊子であると思います。繰り返し、ご父兄方に啓発していくことが重要ではないかと思います。現状、その渡し方はどのようにされているのか。できれば、各学年別に作成して、毎年、年度初めにご父兄方にきっちり説明して、お渡しして周知していくべきと考えますが、教育委員会のお考えをお聞きいたします。

イノシシ対策のところで再質問させていただきます。もし、市街地でイノシシと出会った場合の対処方法についてお知らせください。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 梅田議員の再質問にお答えいたします。

3点頂戴していたと思います。まず1点目、SNSにかかる時間が長くて、予習、復習にかかる時間が少ない。教育委員会としてどのように対応していくのかというご質問であったと思いますが、議員ご質問のこれらの課題に向けては、学校だけで対応していくのではなく、家庭・地域との連携をより一層進めながら取り組んでいきたいと考えてございます。

その1つの方法としまして、現在、国・県が進めていますコミュニティスクールを本市でも導入し、家庭・地域の人も学校運営に参画することで、地域が人を育み、人が地域をつくる、地域とともにある学校づくりを進めてまいりたいと考えてございます。また、毎年実施していただいております青少年育成市民会議主催の校區別懇談会を今年度は1月28日日曜日に、各校区合同開催としまして、スマートフォンの使い方やそのリスクなどについて、大学の先生から実例を挙げながら講演いただく予定となっております。今回は、特に、PTAに強く参加を呼びかけ、保護者への啓発の機会にしたいと考えてございます。

さらに、安全・安心メールを活用して、例えば、家庭学習の推進であるとか、スマートフォンの使い方、交通安全指導の依頼など、家庭・地域へ今後直接発信して

まいりたいと考えてございます。

それから、2つ目の土曜学習教室についてでございます。

まず、何名受講しているかということについてですが、平成28年度の実績でございますが、岩出中学校は、1年で延べ65名、2年で延べ72名、3年で延べ269名です。岩出第二中学校は、1年で延べ187名、2年で延べ75名、3年で延べ259名となっています。

内容やレベル、成果についてでございますが、実施教科は国語と数学で、どちらの中学校も3年の受講者が突出していることから、進路対策に一定の役割を果たしているものと考えてございます。

ちなみに、平成28年度卒業生のうち高校進学希望者の進学率は100%でございました。

また、1・2年生では、学習の苦手な生徒に個別に声かけを行い、少人数で補習を行っているため、基礎・基本に限定した個別の課題に対応できてございます。

今後の方針についてでございますが、本事業は進路対策や学力の底上げのため、重要な事業であると考えております。そのため、特に、1・2年生については、まだ人数的に受け入れ可能でありますので、生徒や保護者に対する本事業の周知機会をさらにふやすとともに、内容の充実も図りながら、今後も継続して、本事業を実施してまいります。

3点目、家庭学習の手引「いわでのこ」について、現状やその渡し方、また学年別に作成して、毎年、年度初めにお渡ししてはというご質問についてでございます。

全国学力学習状況調査では、家庭における生活習慣や学習習慣が学力に大きく関わっている状況が明確にあらわれてございます。学力の向上についても、まさしく学校・家庭・地域の連携が重要であるということです。このことを踏まえ、教育委員会では、この3者の連携を強化し、児童生徒の学力向上を図るため、平成24年度に家庭学習啓発資料「いわでのこ」を刊行し、今までに3度の改訂を経て、現在、第4版を発行しております。

ご質問の現状と渡し方につきましては、小学校入学前の学校説明会のときに全保護者に配布し、それ以降は、各学校で必要に応じて、学級担任などから当該学年の内容などについて、児童生徒に指導しています。また、折に触れ、学校だよりなどにも掲載し、啓発している学校もあります。

各学年別に作成してはどうかというご質問もいただきましたが、本資料には、各学年段階で身につけてほしい事柄やそれぞれの学年での学習内容を掲載しており、

保護者の皆様には、上の学年の様子も参考にしながら、ご活用いただきたいと考えてございます。

こういったことから、本資料の掲載学年は今までどおり、小学校入学前から中学3年までと考えておりますが、毎年、年度初めには、当該学年の掲載内容を児童生徒や保護者に再度周知をし、本資料の有効活用に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○吉本議長 事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

市街地でイノシシと出会った場合の対処方法ですが、まず、イノシシを見かけても刺激を与えず、興奮させないようにしてください。次に、背中を見せずにゆっくりと後退し、静かにその場所を立ち去ってください。また、イノシシを近づけないために、絶対に餌を与えないようにしてください。これらのことに留意して、冷静に対応していただければと思います。

○吉本議長 再々質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 今、教育部長のほうから、安全・安心メールの活用というご答弁いただいたんですけども、これは全保護者というんですかね、皆さん、接続されていると、こういう認識でいいんでしょうか。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 梅田議員の再々質問にお答えいたします。

安全・安心メールの保護者の登録ということでございますが、必ずしも100%とはなってございませんが、例えば、中学校などでは、この日にメールのテストメールを送信するので、あらかじめ登録をお願いしますという形で、できるだけ登録していただけるよう啓発をしているところでございますし、各小学校においても、年度初めなど、安全・安心メールへの登録を学校だよりなどで呼びかけているところでございます。引き続き、皆さんに登録していただけるよう啓発に努めてまいります。

○吉本議長 以上で、梅田哲也議員議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時40分から再開いたします。

休憩

(10時25分)

再開

(10時40分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告3番目、4番、福山晴美議員、一問一答方式で質問をお願いいたします。

福山晴美議員。

○福山議員 4番、福山晴美。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で質問します。

今回は、高齢化社会について、児童虐待についての2点です。

まず1点目、高齢化社会について質問します。

日本では、現在、65歳以上の人口が総人口に占める割合の25%を超え、4人に1人、高齢者の超高齢社会と言われています。私の周りにはお元気な方々がたくさんおります。私自身もそれなりの年なのですが、そのグループに行くと、若い若いとみんなに言われるぐらいです。それぞれにボランティア活動、趣味にと忙しい毎日を送られている方々が、岩出市には本当にたくさんおられます。

人生60年と言われたのは、もう本当に昔のことで、今は人生100年時代と言われています。平均寿命も2040年には、男性が83歳、女性は90歳になるのではと予想されています。

政府も人生100年時代構想会議が設置され、全世代にわたり生き生きと暮らすための議論がなされています。60歳または65歳で定年されてからの30年、40年をどう生きていくかを考えなければならなくなっています。そのためには、幾つになっても学ぶことができ、新しいことにチャレンジができる社会づくりが必要かと思えます。

それとともに、今までよりも本当に人と人とのつながりが必要とされ、地域での支え合い、助け合わなければいけない時代になってきています。人と人とのつながりを築くためには、家の中に閉じこもらずに、外へ一歩出ることも大事です。現実問題として、つながりの希薄化、自治会の弱体化等があり、住民の支え合いが難しくなっているのも現実です。

そのような社会になる中で、誰もが健康寿命を延ばし、なるべく人の世話にならずに、日々元気で暮らしていきたいと思っはいるが、健康面や経済面などでさまざまな不安もあると思えます。

定年になったから、年をとったからと立ちどまらずにいくことが大事で、70歳か

ら新しい友人関係や趣味を楽しめる人は、人生100年時代に対応できるでしょうと書かれていたのを読んだことがあります。

友人関係をつくったり、趣味を楽しんだりするには、集まる場所が必要であります。岩出市では、さまざまところで開かれている高齢者交流の場があり、そこでは1カ月か2カ月に一度しか顔を合わせることができないのですが、参加された人たちは、そこでの出会いにより、後日、散歩途中であったり、買い物しているとき、無理なく声をかけ合えたりでき、自然に人と人とのつながりができているのを感じます。

こういう集まりの場を求める人も多いのですが、そのような場所があったとしても遠い場所であったり、車では行けず、バスの利用も難しく、歩いていくにしては距離があったりなどの理由から、できるだけ自分の住んでいる地域にあればうれしいのという声もよく聞かれます。

岩出市内には、サロンなど数カ所ありますが、開催されている場所がわからなくて、行く機会をなくしている人もいます。60歳、70歳になってから地域に入っていくとする人を応援する取り組みが必要かと思います。

そこで質問いたします。

1 点目、市の高齢者世帯や認知高齢者の現状は。

2 点目、高齢者の交流の場について。

3 点目、人生100年時代に向けての市の考えをお聞きします。

○吉本議長 ただいまの1 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 福山議員ご質問の高齢化社会についての3 点目、人生100年時代に向けて市の考えは、についてお答えをいたします。

世界有数の長寿大国となった我が国では、今後、平均寿命はさらに延び、近い将来、人生100年時代を迎えるのではないかと言われています。しかしながら、平均寿命だけではなく、健康で生き生きと過ごせる期間である健康寿命を延ばしていくことが重要であります。

市といたしましては、元気アップ教室や健康講座などの健康づくり事業を進めることなどにより、あらゆる世代の健康増進を図ることとしております。また、高齢になっても元気で生き生きと過ごせるよう、介護予防の取り組み、あるいはシルバー人材センターや老人クラブの活動支援による高齢者の社会参加の推進や生きがいづくりが健康寿命の延伸につながると考えております。

今後も高齢化が進展していくと予測される中、いつまでも住みなれた地域で生き生きと過ごせるよう、さまざまな施策を講じてまいりたいと考えております。

なお、１点目、２点目については、担当部長から答弁させます。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 福山議員ご質問の１番目、高齢化社会についての１点目、市の高齢者世帯や認知症高齢者の現状は、についてお答えいたします。

平成29年６月に実施いたしました高齢者世帯調査によりますと、市内における65歳以上の単身者が1,460人、70歳以上高齢者のみ複数世帯数は1,045世帯でありました。昨年度調査から単身者は95人、高齢者世帯は20世帯ふえており、今後も高齢化の進展に伴い増加していくと考えられます。

次に、認知症高齢者の現状につきましては、介護保険制度における日常生活自立度の判定基準から認知症状があると判定された方は、平成29年11月末現在、1,037人で、65歳以上人口に占める認知症高齢者の割合は8.81%となっております。

続きまして、２点目の高齢者の交流の場としましては、いわで御殿において、介護サービスを利用していない65歳以上の高齢者を対象にした高齢者交流事業「ゆったりカフェ」を毎月開催しております。レクリエーションや体操、講話などを通して、参加者同士の交流を深め、生きがいと楽しみを持った生活を送ること、あるいは介護予防につなげることを目的としております。

また、介護予防を通じた住民主体の集いの場づくりとして、「岩出げんき体操」を普及しており、現在、８グループ96名の方が自主活動に取り組んでおります。市では、この活動も高齢者の交流の場と位置づけており、今後も取り組み団体の拡大に努めてまいります。

また、高齢者が交流するきっかけをつくる機会として、地域の方々が自主的に開催している「ふれあい生き生きサロン」があります。これは社会福祉協議会が支援しており、現在、登録しているサロンは21カ所ですが、自治会等が自主的に実施しているサロンもあると聞いております。

市では、そのような活動を把握し、高齢者の方々に知っていただき、それぞれの活動に参加できる手助けとなるような取り組みについても、今後進めていきたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

福山晴美議員。

○福山議員　まず、認知症のことなのですが、認知症は誰もがかかわる可能性があると思うんです。それは家族かもしれないし、ご近所の方かもしれない。そうなったとき、どうしたらよいのかとか、不安に思っている人が、私の周りにも本当にたくさんおられます。いつか、もし自分になったら思っている人もいます。そういう不安を抱えている中で、市の認知症の支援についてお聞きしたいと思います。

そして、もう1点は、高齢者の交流の場のことなんですけども、いろいろとあちこちで、今も21カ所、サロンがある。そして、自治会等でやっていらっしゃる方もあると聞いたんですけども、そういう場所をやはり皆さんに知ってもらうためには、マップとか、そういうような形で教えてあげたら、自分とこの近くにあったんやなと思ったら、それで、また参加できると思うんですよね。そういう1人でもたくさんの方が参加できるようなことを考えただけならうれしいかなと思います。

それから、もう1つ、先日、厚生労働省が、2015年の都道府県別の平均寿命を発表して、男性のトップが滋賀県81.78歳でした。そのとき滋賀県の人に聞くと、体操する時間が多いとインタビューで答えていました。高齢になっても、滋賀県は運動する人がとにかく多いそうです。

それを聞いて、岩出げんき体操、せっかく岩出で普及させるよう頑張っていたいているんですけども、岩出げんき体操を市民に広く知っていただくためには、何か皆さんが集まっている場所に行くのではなくて、そういう場所、例えば、参加して体験できる、そんな場所を市で設定されたら、体操する目的で、また家から出る目的が1個できるんじゃないかと思うんです。やはり家にいてるとテレビ見たりとか、そういう状態でずっといてる人が多いんでね。目的を持って1回でも多く家を出れる、そして、目的に向かって自分も元気になっていくと、そういうふうなことをやっていただけたらうれしいと思いますので、そこら辺の考えをお聞きしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　福山議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の認知症施策についてでございます。

本市における認知症施策につきましては、認知症予防教室、認知症高齢者を介護する家族の精神的な負担の軽減を図るための支援として家族交流会の開催、それから、認知症について正しく理解し、認知症の方とその家族を温かく見守る応援者をふやす認知症サポーター養成講座や、それから、認知症サポーターフォローアップ

研修など、認知症予防や認知症高齢者とその家族を支援する取り組みを行っております。

また、来年２月には認知症初期集中支援チームを配置し、認知症が疑われる方や認知症を発症された方及びその家族に対し、初期の段階で必要となる支援を行っていくことで、早期診断による重症化の防止や自立した生活を送るためのサポートを行ってまいります。

今後、ますます高齢化が進展し、認知症の方の増加が見込まれる中、議員のおっしゃるように、認知症は誰もががかかる可能性のある身近なものであると認識し、認知症施策のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

それから、もう１点、岩出げんき体操や、あらゆる交流の場をもっと市民に知ってもらうための取り組みはどうかというところであります。まず、岩出げんき体操の周知につきましては、広報以外に既存の高齢者の集まり等で紹介をしておるところです。議員がおっしゃいますように、地域での取り組み団体をふやしていくためには、まず、岩出げんき体操を住民に広く知ってもらうことが必要であることから、本年度中に岩出げんき体操体験会を実施する予定としております。

その中で取り組んでみようという方や団体を募り、自主的な活動に向けた支援を行ってまいりますとともに、さまざまな活動について、高齢者の方々への情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、福山晴美議員の１番目の質問を終わります。

引き続きまして、２番目の質問をお願いします。

福山晴美議員。

○福山議員 ２点目、児童虐待についてです。

児童虐待については、過去何回か質問をさせていただいています。前回質問したときも、年々虐待件数がふえていました。ふえ続ける虐待件数で、虐待を加えたのが実母であったのが過半数というのも本当に悲しい現実でした。

育児ストレス、母親としての重圧、１人で育児をする孤独感、核家族化の中、地域との関係が希薄化しているなど、いろいろな原因があると思います。子育てで悩んだり、行き詰まったりするのは誰にもあるので、そのようなときに１人で抱え込んでしまうか、誰かに相談をするのかでは、結果に大きな違いがあります。１人で

悩まずに誰かに救いを求めることができればと思います。公的機関など相談窓口を利用する勇気を持ってほしいと思いました。

悲しいことに、虐待を受けて育った子供は、自分が親になったとき、子供に虐待をするケースが多いと言われています。それは虐待をされるのが普通だと思って育つからで、でも、そんな中で、こうした子供たちにお母さんのことを聞くと、お母さんが大好きと言うんです。こういう悲しい繰り返しを少しでもなくすための取り組みが必要かと思います。

県では、児童虐待の疑われる相談件数が、前年度から25.9%、230件ふえ、過去最多の1,123件に上ったと発表しました。それは昨年度、県と県警が情報を共有する協定を結び、心理的虐待に当たる子供の目の前での家庭内暴力に関する通報が急増したためと言われています。

ふえ続ける児童虐待に、政府も予算をふやし、児童相談職員をふやしましたが、職員の増加が追いつかないほどの速いスピードで、虐待通告数がふえていき、職員1人当たりが抱える件数がふえ、緊急に対応されるべき重篤なケースが迅速に対応ができずにおくれる状況になり、この事態を受けて、児童相談所がより深刻なケースに集中できるよう、軽いと思われるケースについては、市区町村の担当課で対応してもらうとの取り組みをしているところもあります。

ふえ続ける児童虐待についてお聞きします。

1 点目、児童虐待に対する近年の現状は。

2 点目、児童虐待の発生を予防するための取り組みは。

3 点目、被虐待児童への自立支援の取り組み。

以上、3 点お願いします。

○吉本議長 ただいまの2 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 福山議員ご質問の2 番目、児童虐待についての1 点目、児童虐待に対する近年の現状についてですが、平成27年度に全国の児童相談所が児童虐待として対応した件数は、統計をとり始めて以降、初めて10万件を突破しました。また、和歌山県におきましても、平成28年度の児童虐待受け付け件数が1,123件と初めて1,000件を超えております。

岩出市におきましても、新規受理件数は、平成24年度の15件に対し、平成28年度は102件と約7 倍に増加しております。また、継続事案を合わせますと、平成28年度末で297件の事案に対応しております。

増加の主な理由としましては、市民や関係機関において、虐待が広く認知されてきたことや、特に、先ほど議員もおっしゃいましたように、平成28年度より児童の面前でのDVが心理的虐待に当たるとみなされたことにより、これに関する警察からの通告が増加したことが上げられます。

また、近年、両親に何らかの障害があるなど、さまざまな要因が重なり、ネグレクトになったり、10代の若年で出産し、家族の支援が得られないまま、子育ての仕方がわからず、適切な養育ができないなど、対応が困難な事案がふえてきております。

次に、ご質問の2点目、児童虐待の発生を予防するための取り組みと、3点目、被虐待児童への自立支援の取り組みについてですが、児童虐待は、子供の生命や心身の発達に深刻な影響を与えることから、当市では、県の子ども・女性・障害者相談センター初め、保健所、警察、総合保健福祉センター、保育所、幼稚園、教育機関、医療機関、民生委員・児童委員等で構成する「岩出市子ども家庭支援ネットワーク会議」を設置し、定期的に情報共有や事案の検討を行うことで、早期発見・早期対応に努めております。

児童虐待に至る原因はさまざまありますが、特に、近年は、核家族化が進むことにより子育てについて相談する相手がなく、孤立感が深まってしまうことで育児不安が深刻化し、虐待につながるケースも見られることから、市では、子育て支援センターなどを拠点に、子育てに関する相談、子育て講座の実施、養育者や子供たちの交流を図る場や機会の提供などにより孤立感の解消を図り、虐待の発生予防に努めております。

また、子育ての仕方がわからないことより児童虐待に至ってしまう事例もあることから、本市では、平成23年度より養育者に子育ての知識、技能などの育児スキルを学んでもらうトリプルP（ポジティブ・ペアレンティング・プログラム）、NP（ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム）、CSP（コモンセンス・ペアレンティング・プログラム）といった親支援のプログラムを実施しております。

また、市町村に対し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うことを目的に、子育て世代包括支援センターの設置が求められており、現在、当市も設置時期や所管する業務の内容など、設置に向けた具体的な検討をしているところです。

地域における被虐待児の自立支援につきましては、養育支援訪問事業により、養育者に家事、育児に関する指導を行う一方で、虐待を受けていた児童については、規則正しい生活習慣が身につけていないことが多いことから、生活習慣に関する支

援や指導などを行っております。

また、今年度、養育者及び小中学生を対象とした調理実習を始めており、被虐待児の栄養状態の改善や成長期における食習慣の確立など、生活習慣の改善を目指しておるところです。

また、課題につきましてですが、特に、虐待を受けた児童の心のケアなど、精神面における支援の充実が今後必要であると考えております。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 いろんな虐待のケースがあると思うんですが、対応困難なケースもふえていると聞いています。現在の体制でいろいろと困難なこともあるかと思うんですけども、今後、専門的にかかわりが必要な事例に対して、どのようにしていこうと考えているか、お聞きします。

もう1点、児童虐待の発生予防は、できるだけ早い時期から子育て支援が大変重要であると思われております。今後、子育て世代包括支援センター設置を検討されていると聞いていますけども、いつごろ、どのような構想を考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 福山議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、専門的なかかわりが必要な事例への今後の対応というところでございます。議員ご指摘のとおり、保護者が精神疾患あるいは知的障害を抱えていたり、子供自身が障害や発達課題を持つなど、対応が困難な事案がふえてきております。現在、市では専任保育士1名、それから相談員3名と、それから兼任の事務職1名により、保健師や相談員としての専門性を生かした対応を行っております。

加えて、今年度より和歌山児童家庭支援センター「きずな」より臨床心理士やソーシャルワーカーなど専門職の方を派遣していただき、事案に対応するに当たっての指導・助言をいただいております。今後、児童の心理的サポートにおいても助言・指導をいただきながら、職員の専門的スキルアップにも努めてまいります。

それから、子育て世代包括支援センター設置の件でございますが、これにつきましては、国が平成32年度までの設置を求めていることから、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援が実施できる体制、それから市民の利便性、それから他市町

村の状況等も参考に検討しながら、平成30年度中に設置に向けた準備作業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、福山晴美議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福山晴美議員の一般質問を終わります。

通告4番目、13番、奥田富代子議員、一問一答方式で質問をお願いいたします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 おはようございます。

13番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で質問させていただきます。

1つ、いじめ相談について、2点目、公園の健康遊具についての2点で質問させていただきます。

1番目、文部科学省によると、2016年度に全国で32万3,808件のいじめが認知され、過去最多を記録したとのことです。岩出市のいじめ防止基本方針によると、Stop the 3「い」の取り組みを推進するとあります。すなわち、いじめ、いたずら、嫌がらせを早期に見つけ、いじめをなくするという取り組みです。いじめは暴力を伴うものや伴わないもの、インターネット上の不適切な書き込み等、さまざまな形で起こります。

1点目、全国的には後を絶たないいじめですが、岩出市の小中学校においては、年間に何件のいじめが確認されていますか。

学校現場の先生方は、いじめが起こらないように、日ごろから見守り、目配りをし、また、子供たちへの声かけも積極的に行っていると思いますが、授業や学校行事の準備、保護者への対応などで、生徒一人一人と向き合うには時間が足りないのが実情だとの声もあります。

そこで、文部科学省は、いじめ防止対策の推進として、小中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、配置の充実を進めてきました。

2点目、岩出市では、各小中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは配置されていますか。

3点目、子供たちが相談したいときは、いつでも相談できる体制になっているのでしょうか。いじめは起こらないように未然に防止するのが最善ですが、起こった

場合は、早期発見し、いち早く対応することが重要です。大津市では、2011年10月に、中学2年生の男子生徒がいじめを苦に自殺したことを受け、いじめ防止の対策を強化しています。

その一環で、小中学生を対象に、いじめに対する意識や行動についてアンケートしたところ、いじめを受けた子供の3割が、誰にも相談せず、深刻ないじめほど1人で抱え込む傾向があることがわかりました。一方、相談すれば、7割は解決に向かったことも明らかになりました。

大津市では、無料通信アプリのLINEで、いじめの相談を受け付ける事業を試験的に始めました。どうして電話ではなくLINEなのでしょう。それは10代の若者が1日で電話で話をする時間は、LINEなどのSNS利用時間の20分の1程度ということで、若者の間では電話離れが進んでいるからなのです。

この秋、大津市よりも早く、全国に先駆けてLINE相談を試行した長野県では、わずか2週間で1,579件のアクセスがあり、547件の相談に乗ることができました。昨年度、長野県が電話で受けた相談件数が250件だったのに比べ、大幅増となっています。長野県とLINE株式会社が発表した中間報告によると、悩みが深刻な事態に陥ることを回避できたといった成果が報告されています。相談者からは、初めて大人にきちんと悩みを聞いてもらえたとの声も寄せられていたとのことでした。

もう1つ、通報アプリ「STOP it」というのがあります。これは周囲で発生したいじめを被害者や第三者が匿名で報告・通報できるスマートフォン用アプリです。いじめを受けても誰にも相談できないまま、自殺に至るケースもあります。岩出市でも安心して本音を吐露できる、または見かけたいじめを通報できる環境整備が必要と考えます。

たまたま、けさの新聞にあったんですけども、SNS上に相談窓口との見出しで、政府は、19日、自殺やいじめなど、若者、子供のさまざまな悩みをより広く受けとめるためのSNSに力を入れる、また、そのために上限1,000万円の補助を検討していると載っていました。いじめ相談にSNS、LINEや通報アプリを活用することについての考えをお聞かせください。

○吉本議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長　奥田議員ご質問の1番目、SNSやいじめ通報アプリを活用して、いじめ相談を、についてお答えいたします。

まず、1点目のいじめの件数についてですが、平成28年度の認知件数につきまし

ては、小学校562件、中学校40件です。本年度、11月末現在の認知件数は、小学校371件、中学校20件となっております。

2点目の小中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは配置されているのかにつきましては、現在、スクールカウンセラーは、小学校には山崎小学校、山崎北小学校、上岩出小学校の3校に2名、この3校に2名と申しますのは、山崎小学校と山崎北小学校には同じスクールカウンセラーが入っておりますので、3校に2名ということでございます。

中学校には、それぞれの学校に1名ずつ配置しております。未配置の小学校からの相談にも対応してございます。スクールソーシャルワーカーにつきましては、それぞれの中学校に各1名ずつ配置しており、小学校のケースにも対応しております。

3点目の相談したいときは、いつでも相談できる体制になっているかにつきまして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつきましては、勤務日や予約状況確認の上、相談していただけます。その他、岩出市青少年センターや教育総務課におきましても、随時相談を行っております。

4点目のSNSや通報アプリを活用して、いじめ相談を受ける考えは、につきましては、現在、一部の自治体などにおいて「いじめ通報アプリ」を試験的に導入していることは認識しておりますが、まずは、学校でいじめの未然防止やいじめ対応を迅速に行えるよう取り組んでまいりたいと考えており、現時点ではSNSやいじめ通報アプリの導入の考えはございません。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 平成28年度のいじめ認知件数は、小学校で562件、中学校では40件、本年度11月末の認知件数は、小学校で371件、中学校で20件と、今お聞きしましたが、この数字は多いと思いますが、教育委員会の考えをお聞かせください。

それから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、小学校には3校に2名、中学校には2校に2名配置されていますが、常駐ではありません。いじめを受け、つらいを思いしている子供や、いじめを見かけた子供が、いつでも相談できるよう常駐に向け検討願いたいと思いますが、考えをお聞かせください。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

いじめの認知件数が多いように思うが、というご質問でございます。

まず、いじめの定義でございますが、当該児童生徒が、ある一定の人間関係にある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じるものとする。なお、起こった場所は、学校内外を問わないとなっており、されたほうがいじめと感じたものは、全ていじめとカウントしております。

いじめの認知件数が多いということは、いじめに関する感度が高いということの意味します。本市の認知件数の多くは、嫌なことを言われたや、からかいなどがほとんどです。いじめ問題については、認知したことに対し、解決したか未解決かということが重要となります。本市の多くは、その日のうちに聞き取りを行い、解決してございます。

2点目のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの常駐というお話でございます。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの果たす役割は大変重要であると考えてございます。しかし、これらスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、県教育委員会からの派遣となっており、市としましては、配置校や勤務日数の増加を引き続き県教育委員会に強く働きかけてまいります。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 岩出市は、年々宅地開発が進み、あちこちに住宅が建設されています。分譲地の一角には公園が設けられ、子供たちが公園で楽しそうに遊ぶ姿や若いお父さん、お母さんが幼い子供を遊ばせているのを見るのは何ともほほ笑ましいものです。

その一方、開発から年月がたち、住民の高齢化が進んできた地域のミニ公園は、当初のにぎわいがなくなり、雑草が目立ち、遊具もさびたり壊れたり老朽化しているのが見受けられます。

若いころは地域で協力して草刈りをしていたが、それができる人がだんだんいなくなってしまった。雑草は見た目にも悪いし、虫の発生のもとだから気になるが、体力も気力もないようになってしまったとの声も聞かれます。

1点目、市では定期的に公園を点検し、壊れた遊具については修理していただい

ていますが、岩出市には何カ所の公園があり、どのようなサイクルで点検・修理されているのでしょうか。

2点目、また昨年度、点検・修理にかかった費用をお教えてください。

3点目、地域住民の高齢化が進み、遊具が使われることなく、草が伸び放題、荒れ果てた公園について、市はどのように考えておられるのでしょうか。

さぎのせ公園には、子供の遊ぶ遊具以外に、中高年向けの健康遊具が設置されています。私もさぎのせ公園で実際に健康遊具を使ってみたところ、背中を伸ばしたり、ぶら下がって足腰を揺すったりして、使った後はすっきりして大変気持ちのいいものでした。

4点目、岩出市では、さぎのせ公園のほかに健康遊具を設置している公園はありますか。

5点目、中高年の健康増進と老化防止、また介護予防に役立つと言われている健康遊具をほかの公園にも設置していただきたいと思いますが、考えをお聞かせください。

○吉本議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長　健康遊具で中高年の健康増進と介護予防をの1点目、市には何カ所の公園があり、どのようなサイクルで点検・修理されるのかについてお答えします。

岩出市には、平成29年11月末時点で、都市公園8カ所、農村公園4カ所、団地内公園294カ所の306カ所の公園がございます。

また、公園の遊具につきましては、専門業者による定期点検をその使用頻度により、毎年または3年ごとに実施し、その結果に基づき修繕を行っております。

次に2点目、昨年度において点検修理にかかった費用についてお答えします。

平成28年度に実施しました遊具修繕費用は201万1,597円となっています。

次に3点目、地域住民の高齢化が進み利用されず荒れ果てた公園についての対策についてお答えします。

団地内の小規模な公園の日常管理は、地域の皆様に行っていただくこととなっており、その支援策としまして、管理困難な高木の伐採やペンキ、除草剤等の原材料支給を行っております。また、区自治会長会議において、その周知を図っているところであります。

次に4点目、さぎのせ公園以外に健康遊具を設置している公園についてお答えします。

さぎのせ公園以外では、紀泉台地区の蔵谷公園に設置しております。

次に５点目、さらに健康遊具を普及し、中高年の健康増進と介護予防に生かす考えについてお答えします。

既存公園においては、健康遊具も含め、遊具を新たに設置することは行っておりませんが、経年劣化等により遊具の入れかえを行う場合には、健康遊具も対象として、自治会との協議により設置していく考えであります。

○吉本議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 健康遊具は、さぎのせ公園のほか、紀泉台の蔵谷公園にも設置しているとのことですが、市内全体の配置を考えれば、水栖大池公園にも設置していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 ただいまの再質問にお答えします。

水栖大池公園においても、先ほどの回答のとおり、経年劣化等により遊具の入れかえを行う場合には、健康遊具も対象として、近隣自治会等との協議により設置していく考えであります。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、奥田富代子議員の２番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

通告５番目、１２番、玉田隆紀議員、一問一答方式で質問をお願いいたします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 １２番、玉田隆紀です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問の緊急対策について４点、職員体制と環境について３点、質問をいたします。

まず、１番目の緊急対策についてですが、１１月６日に議員研修が市役所の会議室にて、普通救命講習の研修を受けました。そしてまた、１２月３日には市内全域に避難勧告が発令しました地域防災訓練に参加し、避難所までの道のりをさまざまな想定を考えながら進んでいきました。

到着後、救命の講習や各訓練が行われましたが、ある参加者の方から、実際に災害や、特に救命が必要な状況に遭遇した際、ＡＥＤの設置場所も知らない状況なので、とても不安を感じているという声をいただきました。

そこで、まず１点目に、ＡＥＤの設置状況と利用状況についてお聞きいたします。

２点目に、岩出市ＡＥＤマップの作成と配布の考えについて、お聞きいたしたいと思います。

３点目に、那賀管内での緊急車両出動状況は、平成28年中、過去最多の5,159件ですが、今後の課題と外国人の利用状況についてお聞きいたします。

４点目に、緊急車両の外国人対応策として、スマートフォンなどのタブレットを活用し、多言語音声通訳アプリの導入についてお聞きいたします。

○吉本議長　ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長　玉田議員ご質問の１番目の１点目、ＡＥＤの設置状況と利用状況についてですが、市の施設の設置状況につきましては、本庁舎を初めとして、40施設で49個を設置しており、利用状況は、堀口プールで１回使用しております。

次に、２点目の岩出市ＡＥＤマップの作成と配布の考えについてですが、パソコンやスマートフォンから検索できる一般財団法人日本救急医療財団が提供する「全国ＡＥＤマップ」等があります。このようなサイトは、市町村名等を入力することにより、全国の自治体及び一般企業のＡＥＤ設置状況が地図上に表示され、スマートフォンにより、いつでもどこでも検索できることから、現在のところ市としてＡＥＤマップの作成及び配布の考えはございません。

次に３点目、那賀管内での救急車両出動状況は、平成28年中、過去最多の5,159件ですが、今後の課題と外国人の利用状況についてですが、那賀消防組合に確認したところ、119番に入電があると全ての事案に対し救急車両が出動しており、今後の課題として、救急車両の要請の中には、緊急を要しない場合もあり、真に緊急を要し、救急車両が必要な方へ対応がおくれてしまう可能性があることから、消防庁のホームページや「広報なが119」に適正利用の協力を求める記事を掲載し、不要・不急の出動件数の削減対策を行っているとのことでした。

また、外国人の利用状況については、平成28年は８件、平成29年は12月14日時点で９件の利用があったとのことでした。

次に４点目、救急車両に外国人対応策として、スマートフォンなどのタブレットを活用し、多言語音声通訳アプリの導入についてですが、救助者が外国人であった場合、まず、救急車両から消防指令センターへ連絡し、受けた消防指令センターから多言語コールセンターに連絡することとなっており、救急車両、消防指令センター及び多言語コールセンターの３者通話により、外国人への対応ができるとのことでした。

です。

なお、現時点では、多言語コールセンターにつなぐ事案はなく、救急車両内にある多言語ボードを活用し、対応しているとのことで、現在のところ、タブレットでの多言語音声通訳アプリ導入については、利用状況や利便性などを注視していくと聞いております。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 A E D の状況について、1点、質問いたしたいと思います。

和歌山県では、携帯電話会社と共同で、M y S O S アプリという、そういうアプリを開発しまして発信をしております。そのアプリを開きますと、自分の位置を知らせるためにG P S を活用して、そしてまた、このアプリを持っている方が近くにおられる場合は、その方に緊急的に連絡する、また、救助をお願いするという、そういうシステムであります。そしてまた、その中には、当然、A E D がどこに配置してあるのかという、そういう案内もできる体制が整っております。

こういったいろんな、さまざまな活用方法があるんですが、ただ、誰しもがこういった携帯電話のスマートフォンなり、またパソコンなりを使える状況下には、まだ完全ではないと思うんですよね。じゃあ、そういった方々は、どうやって、そのA E D の場所を知ってもらえるのか、その点の改善策をまず1点お聞きしたいのと、そういった場合には、できるだけ市の、例えば、防災訓練のときなどには、こういうふうなマップがありますよとか、お知らせするような、何かほかの手だての考えがあるのかないのか、お聞きしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 玉田議員の再質問についてですけれども、県のM y S O S アプリというのをご紹介をいただきました。私、それは内容を存じておりませんが、こういうようなこと、当然、活用していくというのも1つの改善策だと思います。防災訓練等でお知らせという、今、発案がございましたので、この件につきましては、次年度以降の防災訓練の中でも、A E D の活用について、あるいは県での公開しているマップの情報等も皆さんに周知していくような施策を講じていきたいと、そのように考えてございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、玉田隆紀議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 2番目の質問ですが、職員体制と環境についてです。

2025年には、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる年で、これまで国や自治体を支えてこられた団塊の世代の皆様が給付を受ける側になるため、医療・介護・福祉サービスへの需要が高まり、社会保障財政のバランスが崩れるおそれがあり、さらには教育環境を初め、住民サービスの多様化が進むとともに、行政職員の作業増加が予想されます。さらには、一般企業や行政職員の過酷な残業またはさまざまな要因により体調を崩したり、非常に残念な結果を招く事案が、最近ニュースなどで報じられております。

ある住民の方が、岩出市の臨時職員につかれ、アルバイトをされました。就労期間が終わり、また他市での臨時職員につかれた経験を語られ、その中で、岩出市の職員の皆様は、とても仕事熱心に取り組んでおられ、感心したといううれしい声をいただきました。

岩出市民を陰で支える市職員の環境や健康は非常に大切であることから、1点目に、行政サービスの多様化と少子高齢化が進む現状に備え、職員体制の強化の考えについてお聞きいたしたいと思います。

2点目に、職員の健康管理についてお聞きいたしたいと思います。

3点目に、無記名によるアンケート調査の実施の考えについてお聞かせください。
以上です。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 玉田議員ご質問の職員体制と環境についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目に、行政サービスの多様化と少子高齢化が進む現状に備え、職員体制の強化の考えはについてであります。岩出市第4次定員適正化計画に基づき、職員採用を実施しているところです。また、技師、保健師などの専門職員の採用を行うとともに、職員研修の実施、職員資格取得助成を行うなど、職員個々のスキルアップを図り、職員体制の強化を図っております。

2点目の職員の健康管理について、毎年、健康診断を実施し、また、近年問題と

なっている心の病の対策として、平成28年度からストレスチェックを実施しております。ストレスチェックで高ストレスと判定された職員には、産業医の面談を勧奨し、実施しております。また、今年度より衛生管理者による相談窓口を毎月開設しており、この相談窓口は、ニコニコ相談と称し、職員の高ストレス化の未然防止として、ストレスがたまる前に相談の場を設けることが有効と考え、実施しております。

3点目の無記名によるアンケート調査の実施についてですが、職員の状況については、所属長からのヒアリングや職員からの相談の中で、現況を把握しているところであり、アンケート調査については、実施の予定はございません。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 岩出市のホームページの中に、職員数の状況の一覧表がありました。その中で類似団体では約382ということで、岩出市におきましては274ということで、約108、ちょっと足りないという状況がありました。

そしてまた、総務省の資料の中に、5万人から10万人の市町村で約76団体があります。その中の一覧表に、和歌山県の岩出市は上から12番目という非常に高い位置で、いかに職員数が少ない中で運営をしているかという表があるわけですが、こういった状況の中で、市の職員の方たちは、さまざまな思いがあると思うんです。

また、住民の方からのいろんな相談も受ける中で、本当の声を聞いていくというのは、例えば、対面で、本当に自分の心をしゃべれる方もいれば、言えない方もいるんですよ。言えない方にとっては、無記名のアンケートこそが本当の自分の気持ちを訴える場になるんじゃないのかなと、そういう気はするんですが、今の現状で本当に職員の方の心の声を聞き取れていると言えるのかどうか、1点お聞きしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 玉田議員の再質問にお答えをいたします。

総務省の状況であるとか、あと、職員数の状況について、今お話をいただきましたけれども、我々は、現在の職員数が適正であると判断をしております。職員数よりも一人一人の能力向上こそが、行政執行能力の強化につながるものと、我々考えてございます。

それから、アンケートの件ですけれども、職員の健康状況あるいは職場での状況等を最も把握しているのは、あるいは把握すべきは、その所属長であります。そのことから最善の方法と考え、毎年、所属長のヒアリングを実施しているところであり、先ほど答弁をさせていただいたとおりですので、ご理解をいただきたいと思います。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、玉田隆紀議員の2番目の質問を終わります。

以上で、玉田隆紀議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

休憩 (11時35分)

再開 (13時00分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告6番目、15番、増田浩二議員、一問一答方式で質問をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

今議会では、岩出市の土地活用面においての遊休地について、来年度から本格的に始まる国保における広域化についてを取り上げます。当局の誠意ある答弁を求めるものです。

まず最初に、遊休地について質問をいたします。

この間、遊休地の活用という点では、旧岩出町の焼却場、ここを道の駅さくらの里の場所として有効活用してきたというものもあります。このような遊休地の活用面をどう行っていくのかが、地方自治体の力量として問われています。

この点から、1点目として、岩出市における遊休地という点で、市が認識している遊休地の件数と場所及び坪面積、これについてお聞きをしたいと思います。またあわせて、未活用となった時期についてもお聞きをしたいと思います。

2点目として、それぞれの場所において、有効活用されていない理由はなぜなのか、この点をお聞きしたいと思います。西野にある共同調理場のような新規に給食センターができたから必要なくなった施設もありますが、おのこの場所において有効活用されない理由についてお聞きをしたいと思います。

3 点目として、旧岩出町学校給食センター、西野にあるところについては、廃止当時の説明では、岩出町としての関係資料、この仮置き場、こういうものなんかに使っていきたいというようなことなんかも含めて、市として、一旦活用していききたいと。しかし、有効活用を図るための計画も、あわせて進めていききたいんだと説明がされていました。約20年が経過してきています。この間、有効活用を図るために、どのような議論がされてきているのでしょうか。議論の状況についてお聞きをしたいと思います。

4 点目として、根来保育所の東側にある、あの山の際にある市有地、これについては市の管理上は、運動場もしくは運動公園として財務において管理がされているというように聞いています。しかし、現実的には、運動場、また運動公園として使える状況ではありません。全く整地もされていないというようなところで、土も盛り上げられているというような状況となっています。また、入り口には鍵なんかもかかっておりますし、現在の状況は遊休地としか考えられない現状となっています。

この土地については、そもそも運動場もしくは運動公園として土地を購入したのか。また、岩出町時代に不要になったから、とりあえず運動場として位置づけをしてきたのか。昔のことなので経緯についてはよくわかりませんが、少なくとも、今後においては、今のこの現状の面についてどのような対応をとっていくのかが求められていると思います。

運動場、運動公園であれば、名目どおり活用できる改善対策の必要があると考えます。今後の活用方法について、どのように捉えているのかという点についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの1 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長　増田議員ご質問の1 番目、遊休地についての1 点目について、まずお答えをいたします。

現在、市において利用予定のない売却可能な物件は5 件ございます。場所、面積、未使用時期について、決算書に記載の順番に申しますと、まず、運動場（山際）は、根来381番2 ほかで、面積6,515平方メートルでございます。旧岩出地区公民館は、宮86番1 ほかで、830平方メートル、旧労働省社宅跡地は、根来277番で、1,111平方メートルであります。この3 件につきましては、未使用期間が長年にわたっていることから未使用となった時期の確認はできませんでした。

残りの2 件についてですが、雑種地のうち中黒557番3、これは112平方メートル

です。未使用となったのは今年度です。それから、旧高塚市営住宅は、高塚183番5ほかで、232平方メートル、この物件は2筆あり、平成25年度と平成28年度に未使用となっています。

次に、2点目についてですが、それぞれの物件について、有効利用を行うための材料に乏しかった点がその理由であり、現在、公売手続に着手しています。

次に、3点目についてですが、旧岩出町学校給食センターの有効利用について検討を行ってきた中で、現在、埋蔵文化財整理作業場として利用し、その出土物の保管場所とする一方、行事関係備品等の保管場所として、最大限の有効利用をしています。

次に、4点目についてですが、この土地につきましては、平成27年度に公売を実施しましたが、応札がなく、売却に至りませんでした。再度、公売への取り組みを行っているところでございます。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 まず、この遊休地について、そもそも市について、今、総務部長のほうからお答えいただいたんですが、市として遊休地の活用していくという議論、これを行う検討組織というのが、まず岩出市自身にあるのかどうかという点、これをお聞きしたいと思うんです。そしてまた、どこが責任を持ってそういう計画を立てるのかという点、それと、2点目については、今、3点、4番目に聞いている根来の山際については6,515平米という部分を初めとして、830平米と1,111平米ですか、その部分については、なかなか活用されないという状況になっていると思うんですね。

そういう点については、今、こういう遊休地について、例えば、市民の人に活用方法なんかもどうするのかというような知恵なんかもかりるというようなことなんかも考えてはどうかというふうにも思うんです。

それと、旧岩出町の学校給食センターについては、地籍の関係として、保管場所としてもされていると。それ以外にも、運動会なんかの備品なんかも含めて置いているというようなことなんかも聞いています。しかし、現実的には、発掘したそういう部分については、根来に新しいねごろ歴史資料館ですか、そこも発掘関係については、場所なんかもあると思うんですね。

当初は、水を使用するからという、洗い物なんかもせなあかんからという、そう

いう理由で、今も多分使われているようなところがあるのかなというふうに感じるところもあるんですが、現実には、実際には資料館というのができて、そういうことなんかも含めた対応というのが、やっぱりされてきていると思うんですね。

そして、今言った運動会の備品なんかについても、やっぱり今の現状という部分の中で、活用するという面においては、やっぱり使い勝手が悪いというようなところがあるんじゃないかなというふうに思うんです。実際には、そういう点も含めて、簡単な改造というのかな、運動会のああいふ備品なんかについても、棚とか、もっと整理しやすいような、ちょっとしたお金もかからないような形の部分の中の改造ということなんかも、今後考えていつてはどうかなというふうに思うんです。

そういう点については、旧の施設のままを使うんではなしに、もっと利便性のええような形で改造していくというようなことなんかは、共同調理場については考えてみてはどうかなというふうに思うんです。こういう点についてもお聞きをしたいというふうに思います。

最後に、根来の山際の土地なんですが、かなりやっぱり広いですわね。そういう点については、以前にも売却が行われたということも聞いています。そして、不調に終わったということなんかも耳に入ってきています。そもそもなぜ売らなければならなかったのか。そして、今も市として、なぜ売ろうとしているのかというのが、私はよくわからないところがあるんです。改めて、この土地の有効活用ということなんかも、改めて考えてみてはどうなのかというふうに私は思います。

まさに、公園なり運動場という名に値する、名目どおりにふさわしい整備を行っていくことをやっぱり考えてみるべきではないのかなというふうに思うんです。公園という面においては、先ほど奥田議員のほうからも、公園関係なんかの話、質問なんかで出ていましたけれども、岩出市の中においては、公園という面においては、大池公園とかさぎのせ公園というものなんかがつくられてきています。今言った根来山際の土地、本当に広い土地です。

環境面という点については、東には新池と読むんですか、池もございます。そしてまた、池の周りには、実際には、地図上においては、道路というものもあります。北には根来遊歩道に続く山というものが周辺につながっています。平場のこういった公園にはない、こういう土地独特のこういった市街地なんかも見渡せるというような環境という面なんかも考慮もして、やっぱり周辺整備なんかもあわせて行って、環境を生かした特色のある公園というふうな形なんかで、市民に利用してもらおうということなんかも、私は検討してみてもいいんじゃないかなというふうに感じると

ころがあります。

ですから、今言ったこの土地については、やっぱりもっと有効利用というものなんかも、市として真剣に考えてみてはどうかというふうに思うところがあります。こういう点について、今のこの広い6,515平米もあるようなこの土地の有効利用について、改めて考え方なんかもお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長　増田議員の再質問にお答えをいたします。

遊休地についてのことで、市として有効活用のための議論あるいはそういう計画というのはどこでしているのか、組織があるのかということでございますけれども、これにつきましては普通財産でございます。各部の担当において、それぞれで議論をする中で、計画を立てていくということになりますけれども、最終的には市として判断すべき内容でございます。

それから、有効利用について、市民から知恵をかりたらどうかということでございますけれども、それぞれの土地について、一番事情をよく知っておるのは市の職員でございますので、我々のほうで十分検討を重ねてまいります。

それから、給食センター、利便性が悪くて使い勝手が悪いんじゃないかと、こういうようなお話でございましたけれども、給食センターの位置を思い出していただければ、前には広い道路がございます。貨物車の置ける広い駐車スペースもございます。それから、大きなシャッターで扉がついておりますので、物の出し入れもしやすい、あるいは非木造ですので、頑丈な建物でできております。あわせて市役所にも近いということで、今の利用方法が一番有効に利用できております。整備用の棚なんかを置いてはどうかということでございますけれども、今の段階では、そのようなところに費用をかける予定はございません。今の使用状況で、今後もまいりたいと、このように考えてございます。

それから、出土物をねごろ歴史資料館のほうに置けないかということでございますけれども、出土物の数が多くて、とても、そこに持っていけるような状況ではございません。

それから、根来山際の件でございますけれども、公売するというところで、なぜかというようなことでございますけれども、公園にしてはどうかという意見もございますけれども、市において公園にするという、そのような計画はございません。この土地につきましては、公売による売却収入をもって、そのお金を住民福祉の増進

に充てていきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

増田浩二議員

○増田議員 遊休地についての考え方とか、そういう点については、市として、今後もしっかりと検討していただきたいというふうに思います。

ただ、一番最後の点についての根来の広大な土地、あの土地については、私は、なぜ市が売却をしなければいけないのかという考えを持っているというのが、やっぱりもったいなという気がしてならないんです。

市として、そもそもこれだけの土地を有効活用しないで、土地の売却しか考えないという点、この点については、再度、私はやっぱり見直していただければなというふうに思っています。やっぱりあの土地をしっかりと市民の皆さんにも活用してもらうような知恵、工夫、こういうものなんかも考えていけばいいんじゃないかなというふうに、本当に思うんです。

そんな点で、市として売却しかないということを言われるんだけれども、売却の市として、あの土地を売る予定というんですか、売ればどのぐらいの金額として入ってくることを想定されているのか、この点についてお聞きをしたいというふうに思います。

以上です。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 増田議員の再々質問にお答えをいたします。

遊休地について、市として十分検討していただきたいということでございます。市として十分検討してまいります。

それから、根来の関係ですけれども、まず、金額の件を質問されておりましたので、答弁させていただきますと、これにつきましては、平成27年に公売の実績、応札がなかったということでございますけれども、そのときの金額が約9,200万円ありました。

それから、この土地の関係ですけれども、我々、この土地を公売することによって、売却収入をもって住民福祉の増進に努めていきたいと、先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、そのように考えてございます。

○吉本議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、国保の運営と広域化について質問をしたいと思います。

国民健康保険制度については、国の指針により、平成30年度から県単位の広域化の方向の国保運営が打ち出され、本格的運用が開始されます。市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や保険給付に必要な費用、国保財政の入りと出を管理して、市町村は、各自治体ごとに決定した納付金を県に納付をしていくという制度です。

この国保の広域化に対して、岩出市として、国保会計の運営指針、これについてはどのように考えているのかをまずお聞きをしたいと思います。

2点目として、現在、岩出市では、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式をとっていますが、県の素案という部分ですか、県の方針としては、3方式への方向という、そういう方針が打ち出されてきています。

この9月の議会で、同様に、方式はどうするのかということをお聞きしましたが、けれども、実際には、現在の固定資産税における資産割を含めた4方式から資産割をなくす3方式へと変更するのかしないのかという考えなんかも聞きましたけれども、明確な答弁はありませんでした。実際には、来年度どう対応するのか、改めてお聞きをしたいと思います。

3点目として、来年度の国保税の課税基準額がどうなるかです。税率ですね、これについては、今言った2点目とも大きくかわりも出てくるわけなんです、来年度の税率、国保税の税率についてはどのような考えを持っているのか、お聞きをしたいと思います。

4点目は、国保運営協議会の日程については、1月と2月に開催すると答弁がされてきています。実際には、市として、1月、2月、この開催日はいつに決まったのかをお聞きをしたいと思います。

5点目として、一般会計からの繰り入れに関しては、9月議会の答弁で、広域化の対応として、適切な対応をとっていくと答弁がされました。来年度の国保会計では、どのような対応をとるのでしょうか。国保加入者の負担増とならない対応こそが適切な対応と考えますが、市の見解についてお聞きをしたいと思います。

6点目に、脳ドックについては、毎年、希望者が多数出ている状況があります。この間、10名程度の枠をふやしてはきていますが、昨年度も今年度においても200名を超す希望者があるわけです。この点では、希望者の願いに応えてきていません。平成30年度は、こうした市民の願いに応えるために、脳ドック受診枠について大幅

な枠の拡大が必要だと考えます。市としても枠拡大の必要性があると認識をしている中で、来年度こそ受診枠の大幅拡大を求めたいと思います。市の見解についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　増田議員ご質問の２番目、国民健康保険の広域化についての１点目、平成30年度からの広域化について、今後の運営方針は。についてお答えをいたします。

国民健康保険は、被用者保険に加入する方を除く全ての方を被保険者とする公的医療保険制度であります。加入者の年齢構成や医療費水準が高いことなどの構造的な問題があります。このような現状を改善し、国民皆保険を将来にわたって堅持するため、国による国保への財政支援が、全国規模で約3,400億円拡充され、財政基盤の強化が一定程度図られることとなりました。

また、県が市町村とともに、国民健康保険の運営を担うこととなり、特に財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などで、中心的な役割を果たすことにより、国民健康保険制度の安定化を図っていくものであります。

一方、市町村におきましては、資格管理や保険給付、国保税率の決定、賦課、徴収、保健事業などの事業を引き続き担うこととされております。さらに、県は全ての市町村国保が、効率的かつ安定的に運営されるよう、県内の統一的な運営方針を定めることになっており、主なものとしては、国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し、市町村ごとの標準保険料の算定方法に関する事項、市町村における保険給付の適正な実施に関する事項などとなっております。

本市といたしましても、この方針に基づき、共同保険者として目指す方向性についての認識を県と共有し、引き続き国保の適切な運営に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、ご質問の２点目以降については、担当部長より答弁させます。

○吉本議長　生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　増田議員ご質問の２番目、国民健康保険の広域化についての２点目、来年度の徴収方式についてですが、本市の算定方式は、県内市町村の多くと同様、所得割、均等割、平等割に加え、固定資産税額に応じて算出する資産割を含めた４方式を採用して、国保税額を決定しております。県は、国保運営方針において、将来的には、平成39年度までの期間で、資産割を除いた３方式による統一保険料（税）を目指すこととしておりますが、本市の来年度の徴収方式については、現

行の４方式を採用する方向で考えております。

３点目、平成30年度の国保税の課税基準額はどのように考えているのか。についてですが、国民健康保険税は、その年に予測される医療費から国や県などからの補助金を差し引いた費用を国保加入者に負担いただくもので、国民健康保険税は、世帯の所得や加入者数、税率等によって負担額は異なります。平成30年度の国保税率の設定につきましては、県が国保税のもととなる国保事業費納付金、標準保険料率の算定作業を現在実施しており、年明けに正式に通知されるため、算定作業は年明けに行うこととなりますが、適正な国保税率の算定に取り組んでまいります。

続いて、４点目、国保運営協議会の開催日はいつか。についてですが、先ほど申し上げましたとおり国保税率の算定作業は年明けとなりますので、その結果をもとに、国保運営協議会の中で審議いただきたいと考えておりますので、来年１月から２月の期間に、必要に応じて開催してまいります。

続いて、５点目、一般会計からの繰り入れについてですが、９月議会でも答弁しましたとおり法定内の繰入金については、法で定められたものでありますので、広域化後も同様に繰り入れを行うこととなります。また、国保加入者の負担がどうなるかについては、平成30年度の保険税算定のもととなります国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率が、来年１月上旬に県より示されることとなっておりますので、現時点では確定的なお答えはできません。市といたしましては、広域化後も引き続き保険税の収納率向上及び保健事業や医療費適正化に力を入れ、適切な運営に努めてまいります。

最後に、６点目、脳ドックについてでございますが、脳ドックは、脳卒中発症前の異常を捉え、生活習慣改善や薬物療法、手術につなげる健診です。脳ドックは、受検者が検査費用のうち１万円を負担し、その残額を国保が補助することとしております。現在、県の交付金を活用しながら事業を実施しておるところですが、保健事業の財源は保険税を充てることが原則であるため、大幅な定員枠の拡大は、自己負担額の増あるいは被保険者の保険税額に影響を与える可能性があります。

また、脳卒中は、高血圧、糖尿病、脂質異常症、心疾患等が危険因子とされており、これらの生活習慣病の治療や予防に取り組むことが、脳卒中の予防に最も効果的であると考えられます。

これらのことから、国保では、特定健診、特定保健指導の推進により、生活習慣病の早期発見・治療、予防に取り組んでまいりますとともに、脳ドックを初めとする保健事業を事業全体のバランスを見ながら、あわせて実施する考えであり、脳ド

ックの大幅な定員枠の拡大は考えておりません。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 歳出で、納付金関係における県の資料なんかでは、岩出市については、国保税が下がるというような見通しなんかも出てきています。実質的には、どうなるのかということもお聞きしたかったんですが、現実的には、今答弁があったように、そういう点についても、年明けでなければ、これはわからないというような状況になると思うんですね。

そういう点で、現実的には、市として予測という部分では、やはり一定の方向性というんですか、見通しというのが出ると思うんです。そういう点では、現実的には、来年度の国保税については、市としてどのような見通しという点を見ているのかという点、この点をお聞きをしたいというふうに思います。

それと、一般会計からの補填というんですか、繰り入れという部分なんかにおいては、岩出市においては、一般会計からの繰り入れを行わなければ、まさに岩出市の国保の運営状況、これについては改善というんですか、前へ行かないと、前へ進まないというような実態があると思うんです。それは実際には、国の通達、これを見ても、私はわかると思うんです。

例えば、国保実務という部分の点で、10月2日付で繰り出されてきた部分の中においては、市町村が赤字解消のために、急激に保険料を引き上げれば混乱が生じるおそれがあると。だからこそ、実際には、保険料率を決めるのは市町村だという部分の中で、平成30年度に関しては、被保険者一人一人が受け入れられる保険料負担という観点から、法定外繰り入れのほか、財政調整基金の取崩額や保険料の算定方式、応能・応益割合、保険料の賦課限度額、個別の保険料減免などについて、財政責任の一端を担う市町村の立場で、激変を生じさせない配慮を求める、こういうふうに国のほうからも通達、これが出てきています。

だからこそ、和歌山県においても、こうした国の方針、こういうものなんかも受けて、現実的には、和歌山県の保険料率平準化、統一についての考え方という部分の中において、和歌山県の考え方として、市町村の医療費の格差があることから、平成30年度は保険税は統一しない。

一方、将来的には、平成39年度の期間で、保険料、保険税統一を目指すと、こういう方向になってきていきます。ですから、少なくとも平成30年度においては、一

般会計からの繰り入れ、少なくとも、この和歌山県としても平成39年度という部分に向けてのこういう部分の中においては、岩出市としても、当然、一般会計から繰り入れて、保険料の値上げを抑える、こういう対応が必要だと私は思うんです。

こういう点においては、国保利用者の負担増という、そういうことについては、市としては、やはり考えないと。そういう方向でいいのかどうか、そういう考えを持っておられるのかどうかという点をお聞きをしたいと思います。

そして、もう1点は、私は不思議に思うのが、今年度ですね、平成29年度、医療給付費関係等で、3月の時点では1億5,000万円ほど、財源不足が予測されるんだと。そのうちの7,500万ほどを国保利用者に負担してもらったという形で、平成29年度、負担増という形にされてきました。こういう点においては、来年度の医療給付費額、こういう部分については、市としてどのように見ているのか。また、財源不足と、平成29年度でも言われているのに、来年度においては、この財源不足という部分については、どのような対応をとろうとしているのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

それと、脳ドック関係については、枠の拡大、これについては大幅な考え方は持っていないという残念なお答えでございました。実際には、来年度、市として、脳ドック枠、今年度と同じ枠でいくのか、それとも、年々、脳ドックの枠については、余りにも多くの人が希望しているという中で、枠自体は年々ふやしてきています。そういう点については、来年度の脳ドック枠、何名を市として考えているのか、この点について、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　増田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、税額は年明けしかわからないということだが、市としてどのような予測、見通しを持っておられるのかというご質問であったかと思うんですけども、先ほど申し上げましたように、国保税率の設定につきましては、県の国保事業納付金、それから標準保険料率の算定結果を待つということになります。この算定におきましては、和歌山県の国民健康保険運営方針の素案によりますと、県全体の費用を推計し、市町村が保険税として徴収すべき額を算定し、市町村ごとに所得、被保険者等のシェアによる案分で、市町村ごとの納付額を決定するとしております。

さらに、納付金の算定方法としては、厚生労働省ガイドラインに基づき、県全体の必要額を所得、人数のシェアに応じ案分し、医療費水準を反映して配分すること、

また、納付金算定については、医療費水準反映係数や所得税収支反映係数を用いることとなっているなど、さまざまな数字や係数が組み合わされ、複雑な計算方法となっております。

したがって、我々としましては、県の作業を見守り、実際に数字が確定したなら、速やかに自分たちの作業に移るというふうに考えております。国保税率に関しては、非常に関心の高い要素でありますから、今の段階で上がるとか下がるとか、そういう軽々に言及することは避けて、ただし、はっきりしたものがわかれば速やかに運営協議会の意見を聞きながら、オープンにしていくということで考えております。

それから、一般会計の繰り入れについて配慮を求めるというご質問であったかと思うんですが、今回の制度改革によりまして、平成27年度に約1,700億円でスタートした国による全国規模の財政支援、平成29年度から約3,400億円に拡充が図られることから、保険料負担の軽減に一定の効果があるとされているところです。

先ほども答弁いたしましたとおり、県から保険税算定のもととなる納付金あるいは標準保険料率が示されていないため、現時点では何とも申し上げられませんが、岩出市の方針としましては、広域化後も引き続き収納率の向上による財源確保及び医療費適正化に力を入れ、一般会計からの繰り入れについても適切に対応するとともに、加入者の皆様方についても適切に対応してまいりたいと考えております。

それから、医療費の今年度の給付額の見通しということですが、今年度は、まだ年度途中でありますので、何とも言えないところではありますが、担当課の見通しでは下がる見通しではないかというふうに、今の時点では考えております。

それから、脳ドックについての再質問であります。脳ドック検診、これは脳の組織に病変があるかを見る頭部のMRIであるとか、それから、脳の動脈にこぶができていないかを見る頭部のMRA、頸動脈の狭まりを見る超音波検査などが主な検査になります。検査費用は、平成29年度で、1人当たり5万9,400円であります。したがって、1人に対しての補助額は4万9,400円と高額になっております。

このような状況を勘案しながら、単純に大幅に定員枠をふやすのではなく、先ほども回答いたしましたとおり、特定健診、特定保健指導の推進により、危険因子となる生活習慣病の早期発見・治療、予防と、それから脳ドックを初め保健事業を全体のバランスを見ながら、効果的に実施する、その中で枠については検討していくということで、被保険者の健康の保持・増進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 総体的に、国保の広域化、これについて、少なくとも平成39年ですか、そういう部分の中で、県としては統一の国保税という形をとろうとしてきています。こういう点で見ると、市として、将来の岩出市の国民健康保険税、平成39年度に向けて、今よりも上がると見ているのか、それとも、岩出市の場合は県の統一料金になった場合、下がるというふうに、平成39年度に向けてですよ、市として、おおむねのどうなっていくのかという見通し、これについてお聞きをしたいというふうに思うんです。

それと、先ほど、来年度の審議していく国保運営審議会、これが1月と2月に行われる。日程も言われなかったんですが、現実的には、1月にはおおむね市としての考えを1回目の議論の場に上げていくと。言われている2月については、その分については、最終的に決定をしていくというふうになると思うんですね。

ただ、私はわからないのが、ちょっとわかりにくいのが、2月、予算書の関係でいうと、財務のほうでは、2月の上旬、少なくとも2月1日、2日あたりには、各課から来年度の見込み、見通し、こういうものなんかも、できたら出してもらいたいんだと。そうでなかったら予算書自身をつくれないと、こういうふうに言われています。そういう点でいうと、2月7日とか8日とか週明けの部分なんかに、もし運営協議会がされるというふうになるとしたら、実際にそういうことが、予算書をつくっていくという関係上のところで、間に合うのかどうかという点、懸念を私はするところもあるんです。

実際には、少なくとも2月の上旬には、財務としては来年度の方針というのをしっかりとつくっていかなあかん、予算をしていかなあかんという中で、現実的に、部長が言うように、2月のいつ国保運営協議会を開催して、そして、財務のほうにその結果を持っていくのか、この点をお聞きをしたいと思うんです。

そういう点でいうと、本当に部長が言うような2月でいいのかと。1月中に1回やって、場合によっては、1月中に再度やっていかなければいけない、日程上ですよ。日程上、特に、ことしの場合の日程上においては間に合うのかなというふうに懸念するところがあるんですが、その点について、1回目、2回目の協議会、時期について、再度、いつを、日そのもの自身ですね、1月の何日ぐらい、2月やったら2月の何日ぐらいという部分について、考えている日程についてお聞きをしたいというふうに思います。

それと最後に、国民健康保険税、先ほども言いましたけれども、今年度、大きな国保税の値上げと、負担増というものがされました。所得33万円までの加入世帯、これが平成28年度においても3,325世帯、所得59万5,000円までの世帯で675世帯、47.3%を占めています。こんな中で、均等割、平等割、ほとんどの階層で、昨年度と比べて7%超えて、多い人は所得が上がれば9%を超える、こういうふうな状況が今年度の国民健康保険税の中での負担増というものがされてきました。

こういう点においては、今年度における国保会計の中で、国保の滞納者、こういう国保滞納者の数という部分なんかも含めて、実際には、去年、おとしなんかと比べて、こうした滞納者の数の実態、また現状、こういうものがどうなっているのか、この点について、再度お聞きをしたいというふうに思います。

以上です。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　増田議員の再々質問にお答えいたします。

まず1点目は、平成39年度に向けた国保税率の見通しということであったかと思っています。

先ほどの再質問におきまして、平成30年度の国保税率の見通しを質問いただきまして、お答えいたしました。今の段階で、平成30年度に関しても軽々になかなか言及することは避けたいというところであります。まして、平成39年度に至るまでの見通しというのは、今現時点で申し上げることは適切ではないかと考えております。

それから、2点目、国保運営協議会、1月、2月で間に合うのかというような趣旨であったかと思っています。県の作業、現在、進めていただいておりますけれども、もちろん県も岩出市以外、30市町村に対して、納付金であるとか、保険料率等の算定結果を出すわけでありまして。当然、各市町村の予算の編成時期というのを考慮した上で、作業を進めていただいております。我々としても、予算編成に合わせていくというところの中で、結果が出ましたら、先ほど申し上げましたように、速やかに運営協議会を開催するなど、岩出市の平成30年度の予算編成に合わせていくというふうに考えております。

それから、国保税、税率を変えたということで、滞納者の状況はどうかというご質問であったかと思っています。

今、平成29年度途中ということですが、税の徴収に関しては、国保税の徴

収プロジェクトチームがその事務を行っておるわけですが、今、年度途中ということもありますので、何とも言えませんが、現時点では、大体、前年度並みの水準の徴収状況となっておるというふうに聞いております。

以上です。

○増田議員 議長、答弁漏れがあるんで。

○吉本議長 どこですか。

○増田議員 1件だけ、協議会の日程というものが決まっているのか、そもそも決まっているのか決まっていないのか、決まっていないのであれば決まってない、日が決まっているのであれば何月何日というふうにお答え願いたいと思います。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 国保運営協議会の正式な日程は、まだ決定しておりません。

以上です。

○吉本議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

通告7番目、14番、市来利恵議員、一問一答方式で質問をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 14番、市来利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず初めに、安全対策について。

2012年に市道安上中島線が開通し、5年がたちました。渋滞緩和の効果があり、市の発展とともに、市民生活にも大変重要な大事なところとなってきております。しかし、市民から安上中島線と粉河加太線の交わる交差点、また、安上中島線と農免道路が交わる交差点に、矢印信号機の設置をと望まれている声が多数寄せられてきています。これまでも一般質問において取り上げられておりますが、いまだ改善されておらず、矢印信号の設置を切に願うものです。

安上中島線と粉河加太線が交わる交差点では、西から安上中島線へと右折する場合、信号機は時差信号となっておりますが、時差信号では夕方など、反対車線の混みぐあいなどでは、スムーズに右折することができない場合があるということです。時差信号となっていることを把握していない方や、また直進は青信号で、反対車線側の信号機が赤表示、これが運転者側から見えないので、どうしても右折にタイムロスが生じ、台数がはけません。

もう1つの安上中島線と農免道路との交わる交差点では、西から安上中島線へと

右折する場合も、混んでいる時間帯によっては右折が進まない、何とかしてほしいという声があります。矢印信号機の設置について答弁を求めたいと思います。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 市来議員のご質問の1番目、安全対策についてですが、農免道路との交差点につきましては、平成28年第4回定例会で玉田議員から一般質問があり、京奈和自動車道岩出根来インターが開通したことなどにより、交通量の変化も考えられることから、再度、交通量の調査等の要望を行うと答弁をさせていただきました。

その後の進捗状況について、岩出警察署に確認しましたところ、矢印信号については設置を予定しているものの、その時期は未定であるとの回答をいただいております。

また、粉河加太線との交差点につきましては、現在、時差信号としており、西向きの車両が完全に停止したことを確認の上、右折車が右折することにより、安全性が確保されることから、矢印信号に変更する予定はないと回答をいただいております。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 振り込め詐欺から市民を守るために。

昨今、連日のように、全国各地で振り込め詐欺の被害が発生しており、地域住民の平穏を脅かすものとして、大きな社会問題となっております。特殊詐欺とは、不特定の方に対して、対面することなく、電話、ファクス、メールを使って行う詐欺のことで、振り込め詐欺と振り込め類似詐欺に分けられます。振り込め詐欺は、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺があり、警視庁発表の平成28年の特殊詐欺全体の認知件数は、前年に比べて、約2%増加、被害総額は約15%減少しているという結果が報告されています。

被害総額は、振り込め詐欺、約375億円、警察官等を語ってキャッシュカードを直接受け取る等の手口で、事後、ATMから引き出された金額を加えた、実質的な

被害総額と振り込め詐欺以外の特殊詐欺、約32.6億円を合わせて、約407.7億円となっています。

平成28年中の振り込め詐欺の認知件数は、前年に比べて約7%増加し、被害額は約5%減少しました。累計別の認知件数は、オレオレ詐欺は約1%の減少、架空請求詐欺は約9%の減少、融資・保証金詐欺は約3%の減少に対し、還付金等の詐欺は約55%増加しております。

和歌山県、2016年に県内で発生した特殊詐欺の被害額は1億9,820万円、前年よりも1億4,838万円の減少となっておりますが、しかし、被害件数は63件で、前年より7件増加しています。また、税金や医療費などの払い戻しを装った還付金詐欺が、前年の8倍以上と急増しています。犯行の手口は次から次へと変わるため、自分はひっかからないと思っていても、気をつけていても、だまされていることに気がつかない場合が多いそうです。気がついたときには、だまされ、大金を振り込んでしまう、大変許されるものではありません。

岩出市でも被害に遭った方や被害に遭いそうになったという方がおられます。まず、市内における振り込み詐欺の被害状況、また、犯行の手口など、わかる場合は、こちらのほうも答弁をお願いしたいと思います。

2つ目は、平成29年3月公表の内閣府の特殊詐欺に関する世論調査の結果、自分は被害に遭わないと思う（どちらかと言えば）を含むが、約8割となっております。また、高齢になるほど被害に遭わないという意識が高く、被害防止対策を行わない傾向があると、このように発表されておりました。

市としても、啓発活動として、市内全域の放送を初め、メール配信も活用して、注意喚起を行っておりますが、しかし、高齢者の中では、メールを受信できない、携帯電話を持たない、そういった方々もたくさんおられます。

市としての独自の対策というのは、どのように行っているのかをお聞きします。

3点目は、現在、詐欺や迷惑電話の対策に有効なものとして、電話の着信時に、電話の相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ通話中に自動的に通話内容を録音する機器、また、迷惑電話番号データベースに登録された情報により、迷惑電話番号からの電話を自動判別して、着信を拒否または着信ランプ等で警告表示する機能などを有した電話機器や電話機に接続する機器がございます。

市民の暮らし、財産を守るためにも、高齢者などに対して、振り込め詐欺防止のための機器の周知と、また購入費助成制度の創設を求めますが、いかがでしょうか。ご答弁をお願いしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 お答えいたします。

まず１点目、市内の被害状況についてですが、和歌山県警ホームページでは、本年11月末現在の特殊詐欺被害分析状況に記載されている岩出市の発生件数は７件であり、被害金額は市町村別には公表されておられません。

詐欺の手口につきましては、さまざまな事例が報告されておりますが、本市におきましては、市の職員と偽り、国民健康保険税の還付金の払い戻しを銀行のＡＴＭで手続きさせる還付金詐欺や、息子を名乗って、会社の小切手の入ったかばんを落としたということで、通帳から引き出させる落とし物詐欺、こういったものが市民からの問い合わせがふえてございます。

２点目の市独自の対策についてでございますが、振り込め詐欺は犯罪ですので、基本的には警察が対応いたしますが、消費者基本法第４条に地方公共団体の責務が規定されておりますように、市民が被害に遭わないように、注意喚起を行うとともに、相談業務を行っております。

注意喚起面では、市広報・ウェブサイトへの掲載、デジタル放送、啓発シールの全戸配布、出前講座の開催、それから５月の消費者月間における県との合同による街頭啓発、また、敬老会など、高齢者が参加するイベントでのチラシや啓発物資の配布など、さまざまな機会を通じて啓発を行うとともに、詐欺と思われる電話が多発しているという情報が入れば、市内放送を行い、あわせてメール配信により注意喚起を行っております。

また、相談業務につきましては、相談窓口を開設いたしまして、電話での問い合わせが多い中で、適切に対応しておりますが、いずれにしましても、特殊詐欺につきましては、今、何が起きているのか、これを素早く市民の皆様にお知らせすることが大事なことでありますので、岩出市で起きていることだけでなく、近隣市町村で発生した事案についても、素早く注意喚起するよう取り組んでいるところでございます。

３点目の防止のための機器の周知と購入費助成制度の創設についてですが、現在、県事業で自動通話録音機貸与事業が実施されております。本市におきましても、昨年12月に募集を行い、現在、18名の方に貸与している状況であり、また、相談があった場合は、この貸与事業を推奨しているところでございます。市単独での購入費助成制度の創設は考えておりません。

機器の周知につきましては、今後、広報紙等による周知を図ってまいります。ただ、通話録音機を設置することで、悪質な電話を完全に防げるわけではなく、やはり市民の皆様方一人一人が振り込み詐欺等についての知識と意識を持っていただくこと、これが一番重要だと考えておりますので、引き続き注意喚起に取り組むとともに、関係機関と連携して、情報収集と相談業務の充実に努めてまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 詐欺防止のための機器の周知と購入費助成の部分については、市としては、今現在のところ考えていないと。県があるので、そちらのほうを相談があった場合など、やっていくということを言われました。私は、この周知については、できるだけ多くの方々にやっぱり知ってもらおうというのが必要なことだと思っているので、これについては、ぜひ多くの方々に周知をしていただきたいと。

今後、やっぱり詐欺についても、そういった市民の中で、やはり多くの状況が発生した場合には、機器についても、今後はぜひ取り組んでいただきたいものかなというふうに思っています。

まず大事なところ、今言われたみたいに、一人一人が、やっぱり気をつけないといけないという問題でもあります。先ほど、対策として何を行っているかの中に、シールというような形で言われたと思うんですが、振り込め詐欺防止のシールやシートというのが、大変効果的だということを全国各地の自治体で独自につくって、電話の機器の見える範囲、自分が電話機の、そういうところに張ったり、シートがあるおかげで、未然にかかってきた場合でも、冷静に対処できたというのをたくさんの方々の自治体で、そうした一定の効果があらわれているという報告も行われています。

こうしたシール、これは岩出市として独自につくって配布されているのか。また、この部分についてはどこから、警察などがつくっているのか。要するに、私はそうした対策をより多くの方々に、やっぱり未然に防ぐために、ぜひこういうのを活用していただけたらなというふうに思うので、もし独自につくっていない場合は独自につくる対策が必要ではないか。また、逆に警察などがつくっているというのであれば、なお、より一層、岩出市民に広めるために、何とかそういう手だてができないものかという形をお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 再質問にお答えいたします。

先ほどお答えしましたように、市内の全世帯に全戸配布をしたということでございます。市独自かということでございますので、市独自でございます。

それから、被害の防止という面では、先ほど言いましたけども、今、起こっていること、今、岩出市内でこういう電話が発生していますよということを、できるだけいち早く市民の皆様にお知らせすることで、防止につながるということもあると思います。一時的には、和歌山県、それから周辺の市町村と連携して情報収集をします。市民の方に注意喚起を促していくと、これが一時的に大事なことかなと思っています。

それから、こういう詐欺というのは、必ずといっていいほど金融機関を通しますので、これは二次的な問題になりますけども、警察と金融機関との連携ということが必要になってくると思います。

最近、ある銀行で70歳以上の高齢者の引き落とし額を制限するというようなことが発表されておりましたけども、金融機関においても、こういった対策をしておりますので、関係機関それぞれと連携しまして、市といたしましても、被害に遭わないような注意喚起に努めてまいりたいと思います。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、市來利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 子育て応援のまちづくりを（保育）について、最後に質問を行います。

公立の保育所から私立の保育所に2園が移行されていきました。その2園、元岩出第二保育所で、おひさま保育園が認定こども園と変更されており、来年度は山崎北保育園が認定こども園へと変わる予定となっております。

認定こども園とは、教育、保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方のよさをあわせ持っている施設です。認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう、多様なタイプがあります。

幼保連携型、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。

幼稚園型、認可幼稚園が保育が必要な子供のための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて、認定こども園としての機能を果たすタイプ。

保育所型、認可保育所が保育が必要な子供以外の子供も受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで、認定こども園としての機能を果たすタイプ。

地方裁量型、幼稚園、保育所、いずれの認可もない地域の教育・保育施設が認定こども園として必要な機能を果たすタイプ。

2園とも、こちらの中でいうと、幼保連携型になるというふうな形で聞いております。子ども・子育て支援制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みがとられており、保育の必要性の認定に当たっては、1事由、保護者の就労、疾病など、2区分、保育標準時間、保育短時間の2区分、保育必要量について、国が基準を設定し、これに基づき市町村が認定を行っています。

この教育、保育を利用する子供についての3つの認定区分、第1号認定は、教育標準時間認定、満3歳以上で、認定こども園、幼稚園に行く方々です。2号認定は、保育認定、標準時間、短時間、満3歳以上で、認定こども園や保育所。3号認定は、保育認定、標準時間、短時間、満3歳未満で、この方たちも認定こども園や保育所、地域型保育に行かれるということになります。

利用手続の流れといたしまして、1号認定の場合は、園に直接申し込み、園から入園内定をもらい、園を通じて認定申請を行い、園を通じて認定証を交付され、園と契約するという形に流れとしてなると思うんです。2号、3号認定の場合は、市町村に保育の必要性の認定を申請し、市町村から認定証を交付され、園の利用希望者の申し込みがあって、市町村が利用調整し、利用先の決定となると。

岩出市でも、この方法となるのかということ、1号、2号、3号の認定はどこが決定するのかというのをお聞きします。

また、申し込み方法はどう変わるのかというところです。今までであれば、2園とも、公立保育所から私立保育所へ移ったとしても、市のほうが全て市のほうに保育を希望するということが、まず申し込みがなっていたことになるんですが、こちら、こども園になった場合の申し込み方法はどう変わっていくのか。

保育料ですね、この保育料についてはどうなるのかという点をお聞きをします。

あと、定員枠について、これまで保育が必要な家庭と認定された方々が園に通うことができました。認定こども園になれば、保育を必要としない場合も通うことになるのかなというふうに考えられます。ということは、保育を保障される方々、対象者が行ける数が減ってくるのではないかとというふうに考えられるんですが、この保育の定員枠について、どのように変わっていくのかをお聞きをいたします。

保育料の減免、免除についてお聞きをします。

国も人口減少に歯どめをかけようと、保育料の減免、免除施策を行っております。県も同様、独自施策に取り組み、紀州３人っこ施策があります。この紀州３人っこ施策とは、少子化社会の中で、積極的に第３子以降を産み育てようとする世帯の経済的な負担を軽減し、及びその世帯における就学と子育ての両立を支援するため、第３子以降の児童にかかわる利用施設の利用者負担額、保育料等を助成し、安心して子供を産み育てることができる環境づくりに資することを目的とした事業となっています。

県では、2012年度、平成24年度から３歳未満で３人目以降の子供の保育料を原則として無料とする紀州３人っこ施策を市町村と連携して行っておりますが、制度の拡充をどんどん行ってきております。現在は、保育料の無料化の対象年齢を３歳未満から小学校就学前まで行い、さらに、仁坂知事は、県と市町村に実施している第３子以降の保育料無料化（岩出市、橋本市を除く）を所得制限を設けた上で、来年度、第２子にも広げる方針を明らかにしたと新聞報道で載っておりました。

この紀州３人っこ施策についての、まず市の見解について、お聞きをしたいと思います。そして、市の取り組み状況について、答弁を求めます。

○吉本議長　ただいまの３番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　市来議員ご質問の３番目、子育て応援のまちづくりをの１点目、公立保育所から私立保育所に移行された２園について、１号、２号、３号認定は、どこが決定するのかについてでございますが、平成27年に施行された子ども・子育て支援法において、保護者が子供のための教育・保育に係る給付を受けようとする場合、市町村に対し、給付を受ける資格を有すること及びその区分について申請を行い、認定を受けなければならないと規定されました。

よって、満３歳以上の小学校就学前に該当する１号認定、満３歳以上の小学校就学前であって、保育を必要とする子供に該当する２号認定、満３歳未満の小学校就学前であって、保育を必要とする子供に該当する３号認定については、いずれも決定は市が行っております。

次に、申し込み方法はどう変わるのかについてですが、当市では、保育所、認定こども園、いずれについても利用者の手続を簡素化するため、認定申請と利用申請を一括で行っております。受け付け先は、１号認定に該当する方については、先に入園希望施設からの入園内定を受けることとなっておりますので、入園希望施設を

通じ、受け付けを行っております。

また、２号、３号認定、いわゆる保育を必要とする場合については、保育の必要性の程度を踏まえ、市が利用調整を行うため、市のほうで受け付けを行っております。

次に、保育料についてですが、保育料については、認定区分に関係なく、市が規則で定める基準に基づき決定し、保育所については市に、認定こども園については施設に、それぞれ納付することとなっております。

次に、定員枠についてですが、施設の認可定員は県のほうで決定し、認可定員内で各年度の申請状況及び施設の保育士確保状況を見ながら、市が利用定員を決定することとなっております。

次に２点目、保育料の減免について、和歌山県が実施する紀州３人っこ施策についての市の見解と取り組み状況についてであります。和歌山県が実施する紀州３人っこ施策、保育料支援は、その第１の目的が少子化対策となっており、第３子以降の保育料の免除を行う市町村に対し、県が費用の２分の１を助成する形で、平成20年度より実施されました。

平成20年度から平成27年度までの対象は、ゼロ歳から３歳未満の保育所、認定こども園に通う児童で、第３子以降の児童とされておりましたが、平成28年度より対象児童がゼロ歳から就学前児童までに拡大されるとともに、対象施設も、保育所、認定こども園に加え、幼稚園、障害児施設、認可外保育施設に拡大されました。

当市においては、開始当初の平成20年度より保育料免除を実施しておりますが、平成28年度から県が実施した拡大分については実施しておりません。紀州３人っこ施策保育料支援の目的である少子化対策については、少子化が著しく進んでいるような地域では、子育て家庭を呼び込む方策として行っているようですが、当市については交通の便のよさ、自然が残る豊かな生活環境に加え、多様な保育施策や子育て施策の充実を図ることで、安心して子供を産み育てることができるまちの実現を目指しており、少子化対策として拡大分の免除を実施する考えはございません。

しかしながら、報道で出ておりますように、国が３歳から５歳の保育所、幼稚園、認定こども園の費用の無償化を検討しておりますので、今後の国の動向につきましても十分注視していきたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員　まず、1号、2号、3号認定についても、それぞれ1号の人は先に入園希望を園に出して、それから市のほうにという形になると思うんですが、1号認定の方の保育料というのはどうなるのか。保育料というのか、幼稚園ですよ。ということについて、1号の方々が決定された保育料ですが、それは直接、園に払うという形になると思うんですが、その保育料は一体どこが決めるのかですね。

定員枠について、当然、認定こども園をとる場合には、当然、子供たちのきちんとしたスペースだったりとか、決められた職員の人が配置されているか等々もクリアしなければならない問題なんです。言っているのは、認定こども園になることによって、今まで、全ての保育希望者が受け入れをしていただいたのが、保育に必要な方も受け入れられるということで、保育を必要とされる方が、そこに入れないのではないかという市民の心配があるということなんです。それはどうなるのかということをも市民の方々が口におっしゃっていることなんです。

認定こども園になることによって、保育が必要でない方も通園されると。だったら、保育を必要とする子が枠外から外れてしまうのではないか。それについてどうなのかという点をお聞きをしたいと思います。

保育所の公立から私立の保育園に移る場合、我々はずっと懸念されていることは、保育園の特色性をもって、市から言えば、いろんな私立としての特色を出して、保育園ができる、サービスができるというふうに言われているんですが、サービスイコールお金になってきているという部分で、当然、私立の場合は、いろんな特色を出して、いろんな取り組みをされております。公立の場合であれば、当然、公立の保育所のお金、保育園に預けるお金と、給食費だったり、あと、ほかもろもろというのがかかってくるんですが、やっぱり私立になってくると、いろんな特色を出せば出すほど、自己負担というのがふえてまいります。

そうした部分では、プラスに発生する費用があるために、受け入れる、要するにその習い事、園でやっている習い事ですか、それにやろうと思ったらお金がかかってくるので、できる子とできない子というふうな形での格差が生まれてくるということが出てきているんです。それについて、市として、どのように考えられるのかというのを1点、お聞きをしときたいと思います。

保育が人数が変わらず、これまでどおり受けられるということであつたとしても、やはり公立の保育園であれば、一定の決められたお金、私立へ行くと、岩出市では、行きたい保育所を第1希望、第2希望、第3希望と書くんですが、行きたい希望が公立の保育所であつて、入れなかったんで私立へ行つたと。

その場合に、いろんな自己負担がふえてきた場合、ちょっと予想もしなかったというような声も聞いたんで、それについてどういうふうな形で思っておられたのかという部分を聞きたいと思うのと、3人っこ施策、確かに、少子化対策として行われているのは間違いないです。でも、岩出市としてなぜやらないのかというのは、大変疑問に思うんです。反対に、国の動向を見ていくというふうにおっしゃいましたが、じゃあ、国がやったら岩出市はするんですか。これについてお答えを願いたいと思うんです。

岩出市は、国の機関ではありません。独自で自治体組織としてやっている以上、やはり国がやる、前にも先行して県がやっているようにやるべきではないか。3人っこ施策で、就学前までの子供たち、3人目、無料に十分できると思うんです。これについて、再度、答弁を求めたいと思います。

先ほども言ったように、岩出市の人口問題も、市の報告を聞く限り、将来像が大変心配になってきます。今、住宅の開発も次々に行われてきて、自然増というのがありますが、しかし、和歌山市や岩出市、紀の川市と横並びで、土地の値段、家屋の値段が変わらない。また、通勤・通学の便利さ、買い物の便利さなど、多少地域差がなければ、何でも住む場所を決めるのかというのは、自治体が行っている施策です。

この間も、多くの方々が、岩出市にマンションなど、自分の持ち家に住んでおられない方々が、この保育問題、医療問題、子育て施策、岩出市よりもほかの市がいいとなったら、そちらに動くという、そちらに家を構えたという話もたくさん聞きました。やっぱり若い世代を大事にし、子育て世代をしっかりとつくって、安心して子育てできる環境をつくっていくのは、行政の役割ではないのかというふうに考えます。

私は、県と同じようにしろとは言いません。しかし、一歩前進、岩出市も、来年度、一歩前進させて、第3子にかかわる小学校未満の子供、第3子のそれについては無料にするべきではないか、これについて答弁をしていただきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　市来議員の再質問にお答えいたします。

まず1点、認定こども園になるに当たって、保育の枠が減るのではないかという心配があるという、そういう質問であったかと思います。今回、来年度に認定こども園に移行する山崎北保育園に関しましては、移行に当たって、保育の枠をふやし

ていただくということになっております。したがいまして、認定こども園移行に関して、保育の枠が減るということのないようにやっていきたいと考えております。

それから、民営化された保育園で、いろんな窓口の動きを活動することによって、自己負担が出てきてというところをどう考えるのかという、そういう質問であったかと思うんですが、確かに、例えば、今申し上げた、山崎北保育所では、例えば、リトミックを取り入れた体操指導であるとか、それから、英語とか、書き方教室など、民営となって、独自の内容を取り入れておるといふところですよ。

私立としてのいろんな独自性を出しているといふところは、民営化の際に期待したところではあると思います。そのところで、その活動による自己負担が出てくる。ある程度はやむを得ないことなのかなとは思いますが、市としましては、この民営化された保育所に関しましても、毎年、指導監査を行っております。もちろん全体的な財務の関係、施設の関係、職員の関係に加えて、保育の状況、保育の計画であるとか、指導の計画、いろんな活動の状況に関しましても、監査のほうで見させていただいておるところですので、もし、問題点等ありましたら、そのときにいろんな指摘なり指導をさせていただくということで、対応させていただきたいと思っております。

それから、紀州3人っこ施策のことをごさいます。午前中にも、福岡議員あるいは福山議員にお答えしました。内容は繰り返しになるので省略させていただきますが、子育て家庭への支援について、保育料だけではなく、相談支援の体制とか、保育内容の充実、虐待等の育児不安の対応など、さまざまな面を幅広く、バランスよく取り組むことを基本的な考えとしております。

もちろん国全体でやる場合は、それに沿って動くということになりますが、岩出市としましては、今後も子育て家庭を応援し、岩出市に住んでよかったと思えるまちづくりに力を注いでまいります。

あと、最初の保育料の関係につきましては、担当課長のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願いします。

以上です。

○吉本議長　子育て支援課長。

○福田子育て支援課長　認定こども園の保育料につきましては、今までどおり申請のほうを市に行っていただきますので、定められた基準額に沿いまして、各階層ごとに保育料を市が決定していくことになります。

1号の方の保育料につきましては、直接、園のほうに支払いとなります。それは

園のほうの入になります。ほかの2号、3号の保育料につきましては、市のほうに。保育料もそうです。

全部市が決めます。

○吉本議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 最後に1点なんです、3人っこ施策の件です。午前中からも、いろんな子育てに関する取り上げられて、いろんな答弁をされてきた中で、子供について、当然いろんな施策を行うことというのは、どの自治体もやっていることであって、岩出市が特別やっているわけではございません。いろんなところ、もちろん相談事業も含めまして、全てどの市においてもやられていると思うんです。

なぜ、これが岩出市として行えないのかというのは、非常に残念でなりません。別に3人いてる、当たり前のようにやってほしいと言っているわけじゃないんです。やはり、今、岩出市の子育てを応援することによって、子供たちを健やかに成長させるとともに、やっぱり納税、若い世代が住むということは、納税にもきちんと確実に、サラリーマン世帯が多くなった場合は、しっかりと納税も入ってくるというわけであります。

そうしたことも含めて、ただ単に自然増で伸ばすのではなく、将来的な岩出市の人口を定着さすというためには、やはり今から応援をして、積極的に岩出市に来ようという、住もうという、そういうのをつくって、まちづくりをしてほしいということなんです。

それがバランスをとれてやらなければならないとおっしゃるのであれば、バランスというのは、岩出市にとっては何もしないのがバランスだと、私には言わざるを得ないと。岩出市がやっていることは、ほとんどの市でもやられているということなんです。しっかり、やっぱり、この岩出市に住んで本当によかったなと思っている1つの施策として、やはり県が2分の1出してくれているのであれば、それに伴って、岩出市としてもやっていただきたいと、最後に言っておきます。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

子育て家庭への経済的な部分であります、保育料が高い基準に設定されておる3歳未満の児童の保育料に関しては、県の施策を始めた平成20年度より、同じように実施しておるところです。

岩出市としての子育て施策でありますけども、まず、いろんな転入されてくる家庭も多いところです。そういう中で、子育てに関しての相談事であるとか、特に、午前中にも申し上げましたように、孤立感を深めることによって、育児不安とか、そういう部分で虐待に至るような、やはりそういう都市化が進むまちでありますので、そういう部分というのは、やはり重点を置いて取り組んでいかなければならないと考えております。

岩出市としての子育て施策、子育て家庭への支援に関しては、先ほども申しましたように、多様な保育施策、子育て施策の充実を図ることで、少子化対策の方策というふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○吉本議長　これで、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時50分から再開いたします。

休憩 (14時35分)

再開 (14時50分)

○吉本議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告8番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　16番、尾和弘一です。これから一般質問をさせていただきます。

私は、台風被害について、それから性的少数者対応について、下水道工事について、那賀病院の労働実態について、農業振興政策について、教育環境の改善について行います。

まず最初に、台風被害について質問をさせていただきたいと思います。

今回、10月24日、超大型の台風21号は、22日の夜から23日の未明にかけて紀伊半島沖を通過して、県内でも甚大な被害が出ておりました。隣の紀の川市では、住宅に土砂が流れ込んで、高齢夫婦が巻き込まれ、82歳の男性が死亡され、県内各地で床上・床下浸水の被害が発生しております。海南市では、土砂崩れによって、通行車両約30台が一時身動きがとれなくなるなど、各地に大きな爪跡を残しました。心からお見舞いを申し上げるとともに、亡くなられた方については、衷心からご冥福をお祈りいたしたいと思います。

県内各地で豪雨を伴う大雨となり、和歌山气象台によると、累積雨量が、新宮市で960ミリ、和歌山市で最大瞬間風速31.9メートルを記録したと言われております。県内では、2地区、931世帯、2,240人が避難勧告、有田川を中心に約1,190件が停電をしてまいりました。紀の川市では、最大で11カ所に約200人が避難され、貴志川町丸栖、桃山町調月地区では、貴志川の水位上昇によって、支流や農業用水があふれ、市内で100件以上と見られる住宅が浸水をしました。

23日の朝から那賀消防組合は、周囲を水に囲まれた孤立した住宅をボートで救出をして、一帯の水をポンプ車でくみ出す作業が行われ、午後3時ごろには冠水した道路も通行できるようになったとあります。

15年ほど住んでいるが、これほどの被害は2回目で、22日の雨は以前ほどの豪雨ではなかったが、台風が来る前から雨が続けているからではないか。後の掃除が大変だという声を言われておりました。

23日には、県内各地で、幼稚園16園、小学校52校、中学校11校、高校9校、特別支援学校8校で休校となり、一部の学校では自宅待機の後、授業再開となったと言われております。孤立した住民を救出するため向かう消防隊員、台風21号の影響で住宅地が大規模冠水した和歌山県紀の川市は、この一帯における豪雨によって、大変な被害をこうむっていると言わざるを得ません。

最近の異常気象は、地球温暖化によることが、その一因であると言われており、岩出市においても、今後想定されると考えられると、私たちは思っております。日常的に、ふだんの備えが求められているというふうに思います。

今回、市長の行政報告の中で、台風、この被害について一言も触れられなかったことについては大変遺憾であり、岩出市の実態を見る限り、私は、この被害について看過できないというふうに思っております。

そこで、以下の質問を行います。

まず第1点は、21号、22号による岩出市民の生活、農業への被害はどうであったのか、その対応はどのようにされてきたのか、お聞きをしたいと思います。

2点目に、岩出市における気象警報発令時の避難誘導や避難場所の開設手順はどのようなものとなっているのか。

3番目に、紀の川の河川水位モニタリング体制及び伝達方法について、どのようなものになっているのか。

4番目に、過去の質問で、市は道路敷に不法に設置されていた避難誘導掲示物について、撤去すると答弁してきたが、何基撤去してきているのか、その経過について

てお聞きをしたいと思います。

それから5番目に、台風被害による浸水によって、岡田スポーツ広場の濁流、浸水及びヘドロの撤去について、市はどう認識して、どう対応してきたのか。

以上、5点についてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員ご質問の台風被害についての1点目、21号、22号による市民生活、農業への被害について、通告に従い答弁をさせていただきます。

台風21号、22号による被害については、住宅の床下浸水等、市民から報告はございません。

2点目、気象警報発令時の避難誘導や避難場所の開設手順について、お答えいたします。

台風襲来のおそれがある場合は、事前に対策会議を開き、職員配備体制等の対応について協議を行い、大雨、洪水、暴風警報発令時は、職員のおおむね半数が市内・市外在住を問わず参集することとなっています。

参集後は、岩出市地域防災計画等に基づき職員の配備を行い、情報収集及び伝達や市内の巡回、避難所の開設等を行っております。避難準備、高齢者避難開始情報や避難勧告等を発令する場合は、職員により避難所を事前に開設し、受け入れ体制を整えるとともに、防災行政無線や安心・安全メール、広報車による広報活動等により避難を促します。

また、避難誘導についてですが、行政が行える範囲は限られていることから、住民の方には、日ごろから各自安全な避難経路を確認していただき、住民一人一人の防災活動である自助、また、地域の自主防災組織等が連携して行う防災活動である共助を最大限に発揮していただき、各避難所施設へ避難していただくこととしております。

それから、県との連携につきましては、被害状況を報告するなど、連携を密にしており、また、河川の洪水予報に応じて、和歌山県河川国道事務所長から樋門操作の待機、出動指示があれば、岩出市から各樋門の操作員に指示を行っているところ です。

次に3点目、紀の川河川水位モニタリング体制及び伝達方法についてですが、この体制については、国土交通省のホームページで公開している川の防災情報で、紀の川の水位の確認を行っており、水位上昇による避難準備情報等の市民への伝達に

つきましては、防災行政無線や安心・安全メール、広報車による広報により伝達をしているところですが、豪雨等により音がかき消されることがあるため、今後、エリアメールによる伝達も取り入れてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○吉本議長 事業部長。

○船戸事業部長 台風被害についての１点目、21号、22号による市民生活、農業への被害についてお答えいたします。

台風21号の浸水対策としまして、紀の川の水位が上昇することを想定して、山崎地区の山崎樋門では、既設の排水ポンプ、パイ200、３台と、今年度設置しましたパイ500、２台に加え、国土交通省所有の排水ポンプ車、毎分30立方メートルの出動要請を行い、対応していただきました。

また、溝川地区の古戸川樋門につきましては、既設のパイ500、２台と、パイ200、１台のほか、岩出市の排水ポンプ車、毎分30立方メートルも配置しました。なお、古戸川が県河川であることから、県から仮設ポンプ、パイ200を４台、毎分４立方メートルを４台設置していただきました。

さらに、溝川６番地自治会に内水を排水するポンプ、パイ200、１台、毎分４立方メートル等を設置したことにより、床上・床下の浸水被害には至りませんでした。

次に、台風21号の農業被害につきましては、農作物の被害状況は、品目では、水稻、ハッサク、キウイフルーツ、桃、イチジク、キャベツ、白菜及びブロッコリーの８品目で、被害面積は30.2ヘクタール、被害金額は791万1,000円です。

次に、農地・農業用施設被害で、農地災害が３件、被害額は616万4,000円となっております。なお、台風22号の浸水対策及び浸水被害はありません。

続きまして、台風被害についての４点目、市道にある避難看板の撤去について、お答えいたします。

当該看板は、通常であれば、設置者である和歌山防災協会が道路の占用期間満了に伴い撤去するものでありますが、協会の実態がなく、また、申請者も他界していることから、道路法第44条の２、道路管理者権限に基づき、腐食等で市道の通行や道路に危険を及ぼす、またはおそれがあるものについては、その都度、市で撤去しております。

なお、当該看板の撤去状況につきましては、現在までに29本撤去し、残り34本となっております。

○吉本議長 教育部長。

○秦野教育部長　ご質問の5番目、岡田スポーツ広場の浸水及びヘドロの撤去について、お答えをいたします。

10月22日の台風21号接近に伴い、紀の川上流のダムの放流もあり、岡田スポーツ広場への浸水被害が拡大し、グラウンドの一部使用ができない状態となっております。3面あるグラウンドは、1面を利用の多い硬式野球に週5日程度、もう1面を軟式野球に週2日程度、利用いただいております。

維持管理については、使用者にご協力いただきながら実施しており、今回、工作物の撤去等が不十分であったため、被害が拡大したものでございます。現在、災害に係る国・県への報告や補助金等の検討に時間を要し、利用される市民の皆様には大変ご迷惑をおかけしております。

市としましては、今後も維持管理に使用者のご理解、ご協力をいただきながら、できる限り、早期の復旧工事に努めてまいりたいと考えてございます。

○吉本議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　今、ご答弁いただきました。家屋の浸水についてはなかったと。それについては、やはり山崎地区、その他地区においても、ポンプ車による設置が功を奏したと、私はそのように思っております。

農家における被害、キャベツとか白菜とか、今言われたように、被害額としても合計しますと1,000万を超えるという被害が発生しているわけでありまして、これについて、私はもっとこの問題については、真剣に考える必要があると、そのように思っておるところであります。

そこで、これらの問題について、市長を初め、どのような認識で、今回の台風の被害についてあったのかということを問いただす必要があるというように思っておりますので、市長として、どういう見解なのか、改めてお聞きをしたいと思います。

それから、2番目の気象発令、避難誘導、これについては、今、避難所の場所の開設については、市職員が半数以上結集できるような体制をとっているんだということなんですが、市職員における岩出市内の居住されている市職員、何名おられるのか。その方は、その状況に応じて集合できる場合とできない場合があるんですけども、そういう場合にどのような手だてをしているのかということが求められると思うんですね。

それと、気象警報については、県のほうから伝達が来るというふうに思うんですが、これは海南市でトラブって、正確に県のほうの発令が届いてなかったという事

案があったと聞いております。岩出市においては、そこら辺について、十分な体制がとれているのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、河川のモニタリングについてですが、やはり河川のモニタリングについては、国交省のほうから連絡が来ると、ホームページで見るということなんですけども、これもあわせて、県と国との絡みで、岩出市として、そこら辺の連絡体制をどのような形で構築してきているのか、再度お聞きをしたいと思います。

それから、こういうような集中豪雨のときには、防災無線というのはほとんど聞こえないと言っても過言ではありません。大雨による音と防災無線において、マイクで伝達されても、多くの市民の方は聞くことが不可能な状況にあります。

エリアメールについて導入をするということなんですけど、これについては、いつから導入をする準備をされているのか。エリアメールについて、私は思うんですが、今回の紀の川市の丸栖あたりの情報は、私の携帯にも紀の川市の情報が入ってきたんですけども、当該者でないんで、余り気にしてなかったんですけども、そういうものが二、三回、私の携帯にも入ってくるというような状況にあることはびっくりしますし、それに対して、我々はどうしていくのかということも考えておく必要があると思いますので、そこら辺について伝達方法、特に、市職員の方とあわせて、議員にもその状況というのは、やはり伝達をして、議会と行政が一体となって、この災害に対する行動を起こせるような仕組みづくりというのが求められるんじゃないかと思っておりますので、あわせてそういうお考えがあるなら、お聞きをしたいと思います。

それから、4番目の避難看板については、これは現副市長である方が総務部長のときに、これは早急に撤去するんだということを私の質問に対して答弁をされてきました。しかし、いまだに34基が存在をするということが、私には、市の行政、何しているんだと。どういう対応でやってきたのか、疑問でならないわけでありまして。早急に、必要でないこの看板については撤去をすると。必要であるなら、看板の差しかえをして、それを有効利用するという1つの手もあるわけですから、そういう提案をしたんですけども、これは不法物だから撤去するという答弁をされてきておりましたので、これについてお聞きをしておきたいと思います。

それから、岡田スポーツ広場の件ですが、当日、明くる日、二、三日後に、尾和さん、ちょっと見てくださいということで、現場を確認しました。まさしくヘドロが、約1メートル近いヘドロが流れ込んでおります。これについて、岩出市がもっと早く手を打つべきではないかなと。父兄の皆さんがユンボなりショベルカーなり

を動員して、ボランティアで実費でやられていたと。教育委員会のほうに連絡しておるんですかというのと、教育委員会は何も動いてくれんですよと。実態に、教育管轄ですから、教育委員会として、現地を見て、これは大変だという認識があるなら、それに対して対応を早期にやっぱりやるべきではなかったんかなと、そのように思っております。

今、ご答弁いただきましたが、工事を早急にということなんですが、1カ所に寄せられているヘドロの集積等についての処分を含めてでしょうけども、今後どういうスケジュールで、この岡田スポーツ広場、これは国から教育委員会が借り受けて貸しているわけですから、教育委員会として主体的にこの問題をどう処理するのか、方針もあわせて、どういうスケジュールでこれをやっていくのか。それから、ボランティアでやられた人たちの件も含めて、支援的な支援金、補助金、ここら辺についてどのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　尾和議員の台風被害についての再質問について、お答えをいたします。

これは今回、岩出市が被害が非常に少なかったということについては、前もって、また当日の職員の対応が功を奏したものだとは判断いたしております。私も1日ずっとその行動を見てましたけど、非常に、職員みんな頑張っておったと思います。

それから、災害被害の対応であります、今、国のほうで補助等の事務手続きにかかっております。

○吉本議長　総務部長。

○藤平総務部長　尾和議員の再質問にお答えをいたします。

まず、職員が岩出市内の者が何人おるかということですが、市職員330人中です。その当時の住所地で申し上げます。市内196人ということで、おおむね6割の者が、岩出市内に在住をしておることになります。

それから、県からの発令はきちんと届いているのかと。海南市の例を言っていたかもしれませんが、県との連携は密にさせていただきます。メールであったり、ファクスであったり、また電話、このようなもので、きちっと情報の共有をしてございます。

それから、河川のモニタリングの件ですが、先ほど答弁させていただきましたように、国土交通省のホームページにあります河川の防災情報、これによりまして、水位の確認をしてございます。また、河川の水位あるいは雨量の情報につい

ては、NHK、またテレビ和歌山のデータ放送で伝えられておりますので、住民はこの情報を容易に最新の情報として見るができると思います。

それから、防災無線が聞こえないという話ですけれども、エリアメールの準備につきましては、平成30年度に準備を、準備というか、導入を考えてございます。

それから、議会への連絡ということですが、今回は大きな被害はありませんでしたけれども、議会への連絡が必要と我々判断すれば、議会事務局を通じて連絡をさせていただくということでございます。

先ほど、職員の人数の話をしていただきましたけれども、出れない職員がある場合は、別の者が代替として出て、おおむね半数の者が出ると、こういうふうな対応をさせていただいております。

○吉本議長 事業部長。

○船戸事業部長 避難看板についての再質問にお答えします。

先ほどもお答えしたとおり、本来、撤去は設置者がすべきものでありますが、管理者権限により市で撤去してございます。全部一遍に撤去するとなれば、お金もかかりますので、定期的に点検を行いまして、危険なものから撤去しているという状況でございます。

○吉本議長 教育部長。

○秦野教育部長 岡田グラウンドの整備のスケジュールについて、まずお答えをいたします。

工事期間約1カ月と考えております。整地、転圧、土入れ等を行った上で、堆積しているヘドロの撤去等、必要であります。本年度中に完了したいと考えてございます。

ボランティアへの支援等につきましては、使用団体の工作物の撤去等が不十分であったために被害が拡大したという部分、それから自主的に仮復旧して、早期に利用されたいという申し出等があったことに鑑み、ご協力をいただいた次第でありまして、最終的に市が責任を持って工事を行いたいと思いますが、ボランティアへの支援については、現時点では考えてございません。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 岡田スポーツ広場の件なんです、今、部長が答弁したように、この時点で浸水した実態については見てこられたのか、現地を見ているのかという答弁漏れがあるので、それとあわせて答弁いただきたいと思います。

やはりこういう問題については、当事者とあわせて、教育委員会が主導して、支援をボランティアでやってもらうという一面あると思うんですが、最低限、ユンボを動かしたり、ブルドーザーを動かしたりすると、その他のダンプカーを動かすと、燃料代は要るわけですね。ここら辺については、やっぱり補填をしてあげるというのは原則ではないかなと。

それとあわせて、こういうことが、例えば、大宮緑地で起きた場合、そしたら、そのときには見て見ぬふりするのかということもありますし、父兄にとっては、子供たちが野球を早期に練習したいという思いで、その撤去作業をされたというように、私は認識をしておるわけですね。

だから、市として、おんぶにだっこじゃなくして、主体的にこの問題については、当初から取り組みをやるべきでなかったかなというように思いますので、今後の教訓にしていいただきたいなと思っております。

それから、看板の撤去問題ですが、部長のほうから答弁いただきました。これ、私が質問して、もう何年たっておると思います、市のほうの答弁いただいてから。いまだに残っていると。私は、そのときにも言うたんです。言うたら、早急に撤去するんだと言われるから、私はそれをよしとしておったんですけども、もう長い期間たっておるんですよ。1年や2年の話ちゃうんですよ。議事録見ていただいたらわかると思うんですが。これは必要でないのであれば、早期に撤去すると言われたとおり、実施をしていただくことが求められると思うんですね。

私は、それよりか看板をつけかえたら、使えるところについては、より多くの市民の皆さんがそれを見てわかるわけですから、根元が腐ってないとか、そういう看板については応用して使ったらどうですかと言うたら、いや、そんな必要ないんだと言われたから、私は、そのとおり、今回、再度質問させていただいているわけでありまして、それについて再度ご答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○佐伯副市長　尾和議員の再々質問にお答えします。

当時の質問の中で、私のほうが道路の端にある看板についての撤去について答弁したというご発言でございます。

当時のことですので、なかなか記憶を思い起こすのが難しい状況ではありますが、私の記憶では、先ほどから事業部長が申し上げたとおり、これはそもそも設置者で

ある和歌山県防火協会の所有のものであります。したがって、市がその所有者に無断で撤去するということはできません。そういうふうなお答えをさせていただいたかと思えます。

ただ、いろんな障害であるとか事故等、こういうふうなことも懸念されるということが考えられるので、その場合においては、先ほど申し上げたような、法に基づいた管理者権限によって撤去もさせていただくと、こういう形の回答だと、このように記憶しています。

したがって、今現在、63本の占用時から29本撤去いたしまして、34本残っておりますが、これについては腐食、それとも市道等の通行道路に危険な状況、そういうおそれがある場合については、今後は市のほうで撤去を検討していきたいということでございます。

（「それは事実と違う。」の声あり）

○吉本議長 教育部長。

○秦野教育部長 岡田グラウンドの件についてお答えをいたします。

まず、教育委員会がその場を確認していないのではないかということでございますが、水を引いた段階で、すぐさま現場を担当者が確認して、写真を撮って、私のところにも報告をもらってございます。

それから、ボランティアの方々への対応、それから、大宮グラウンドが浸水した場合、どうなるかということについてなんですが、大宮グラウンドにつきましては、岡田グラウンドよりも立地が高いことから、今回も被害はありませんでしたが、万一自然災害が起きた場合は、市で復旧していきたいと考えております。

原則、市が管理するスポーツ施設の自然災害による被害は、市で復旧したいと考えてございますが、今回の岡田グラウンドにつきましては、再質問でも答弁させていただいたような事情から、ボランティアのご好意をいただいたということでございます。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 2番目に質問をさせていただきます。

性的少数者対応についてということで、ここではL G B Tについて質問させていただきたいと思えます。

L G B Tと言われるのは、ここで頭文字をとって、社会的に問題になっているこ

とありますが、私たちはこの国の誰もが安心して自分らしく生きる社会を願っているものであります。2015年の調査では、日本人の7.6%、13人に1人がLGBTという結果が出てきております。この言葉は、北欧やヨーロッパで使い始められ、日本では性的少数者や性的マイノリティという言葉も、同様に意味合いが用いられております。2017年5月、ことしの5月に報告書を発表して、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの人たちが、性的指向・自認を理由に嫌がらせやいじめ、差別を受けるといった事例が、今でも日本中起きていることを明らかにしました。

一人一人置かれている状況は異なりますが、家庭、学校や職場、病院、その他の施設、公共あるいは民間サービス提供時、日常生活のさまざまな場面で困難に直面している人がおります。社会から孤立し、自傷行為に追いやられてしまう人も少なくありません。

しかし、日本には差別を禁じ、LGBTの人たちを被害から守る法律は今ありませんが、2015年に超党派の議連が立ち上がる中、問題解決に向けた前向きな動きも一方あります。法案は、依然として調整中のままでありますが、オリンピック憲章には、性的指向に基づく差別禁止が明記されております。法整備に関する議論がさらに活発になることを期待しておる一人であります。差別の禁止、平等な権利を保障していくことが求められると私は思っております。

そこで、岩出市のこの性的指向、LGBTに関して、どのような認識で、今後どのように取り組まれようとしているのか、まずお聞きをしたいと思います。

それから、性的指向や自認に関して、差別に対して、全ての人の平等な法的保護を保障する。それから、国際人権基準に基づいた差別の定義を国内法でも導入し、あらゆる形の直接的及び間接的な差別を禁止していく。同性カップルの婚姻を認め、異性間の婚姻で得られる権力を平等に保障する。公務員に対して、多様性と差別の禁止を含めた人権教育や研修を行い、公務員による偏見、差別的言動の問題に取り組む、その行為を是正していくということが求められているのであります。

先月、みずからカミングアウトされた、今、寝屋川のほうで駆け込み寺を計画されておられる高野山で修行され、僧侶になられた柴谷さんにお会いして、この話をお聞きしました。柴谷さん自身は、もともと早稲田大学を出て、新聞記者に約40年間勤められておったんですけども、男性から女性に性転換をされて、今、高野山大学で仏教を学ばれ、51歳で大学の研究員として研究をされております。僧侶になってからの悩みについてお聞きをしたわけではありますが、強く残った言葉に、誰もが

多様性を尊重されるようにしていきたいと抱負を述べられておりました。

そこで、1番目の質問、先ほども言いましたが、岩出市として、今後どうしていくのか。

それから、2番目に、男女別記入欄の削除、これについてやっていくべきであるということが言われております。これについてお聞きをしたいと思います。

3番目に、岩出市の行政におけるこのLGBTの相談窓口をどこに置くのか、どこに相談窓口を設置をしていくのか、これについてご答弁をいただきたいと思います。

4番目に、小中学校における啓発と教育について、どのような取り組みを今後していくのか。今まで取り組みをされているのであれば、それもあわせてお聞きをしておきたいと思います。

それから、学校内でのトイレ使用、これについても抵抗のある生徒がいてるということをお聞きしたことがあります。それから、あわせて学校内における校則、この見直しについてどのように考えておられるのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長　お答えいたします。

まず1点目ですが、岩出市男女共同参画プランでは、多様性を認め、さまざまな困難な状況に置かれている人が安心して暮らせる環境づくりを重点目標に、性的少数者への理解の促進として、正しい知識と理解を深める機会の充実に取り組むとしてございます。

具体的な取り組みとしましては、男女共同参画企画運営事業で、和歌山県出身、女子プロボクシング元WBC世界フライ級チャンピオンの真道ゴーさん、講師にお迎えしての講演会の開催、それから男女共同参画推進ニュースによる啓発等に取り組んできたところでございます。引き続き啓発に取り組んでまいります。

○吉本議長　生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　2点目と3点目について、通告に従い一括してお答えいたします。

性的少数者の方々におかれましては、さまざまな悩みや問題を抱えていると受けとめておりますが、特に、人権の問題が重要であると捉えており、窓口については人権相談において対応しております。人権問題以外の事柄につきましては、それぞ

れの関係機関に適切につないでまいります。

各種申請書等における性別記載については、今後、男女別記載の必要性の有無、記載方法等、他市の動向を踏まえ、調査研究してまいります。

以上です。

○吉本議長 教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員ご質問の4点目、小中学校における啓発と教育について、お答えをいたします。

性的少数者に対する正しい理解や対応につきましては、人権教育の1つとして捉えてございます。教員への啓発や研修につきましては、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の基本理念にのっとり作成されました和歌山県人権教育基本方針をもとに、岩出市学校教育の指導方針と重点において、人権尊重の精神を育成することを指導の重点の1つに掲げ、4月当初に開催しています全教職員対象の研修で説明してございます。また、岩出市人権教育推進連絡協議会の夏期研修で、性同一性障害や性的少数者などの事例も挙げながら研修を受け、共通理解を図っているところでございます。

次に、5点目の学校内でのトイレ使用及び校則の見直しについてでございます。

社会はもちろん学校の中においても、男女の区別をしなければならないところ、つまりルールを守らなければならないところがございます。その中の1つがトイレです。学校内で性的少数者の児童生徒などが在席していることが明らかな場合は、その人の困り感や生きづらさを解消するため、トイレや、あるいは校則、制服などが障壁であるなら、それらについて個別に相談の上、対応していくことが考えられます。その際、保護者や周囲の児童生徒への教育、理解も含め、一緒に考え、合意形成していくことが重要となってきます。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、部長のほうからご答弁いただきましたが、文部科学省の通達、2015年4月30日に各都道府県並びに教育委員会宛てに文書が通達されておると思うんですが、これについては目を通していただいているかなと思うんですけども、ご存じやと思うんですが、その中で、このゲイとかバイセクシュアル男性の自殺未遂、自殺の未遂が14%、こういうような実態にあります。ですから、自殺を考える人が65.9%いてると。

ここで問題なのは、教育事業における教員の研修であります。今、一般的な人権問題等を含めて、性同一障害に対する議論がされているんですけども、全国的には、事業で触れていない教員が約8割いてるという実態を報告をされております。7割の人が考える必要はないんだという見解を教員の中であるということでもあります。これが、教員の理解がされていない現状の中で、このものが急務であると言われているわけでありまして。

文科省の通達によりますと、服装について、自認する性別の服装、衣服や体操着の着用を認めると。それから、髪型については標準より長い髪型を一定の範囲で認める、戸籍上、男性であっても。それから、更衣室については、保健室、多目的トイレ等の利用を認める。それから、トイレについて、職員トイレ、多目的トイレの利用を認める。それから、呼称の工夫として、校内文書を児童生徒が希望する呼称で記す。自認する性別として、名簿上、扱うと。事業については、体育または保健体育における別メニューを設定する。水泳については上半身が隠れる水着の着用を認める。補習として別に実施をする。またはレポート提出で代替すると。そのような、あと2つぐらいあるんですけども、これらの対応をやっぱりすべきだという見解が出ているわけでありまして。

今、教育関係、小中学校の生徒の中に、率からいうと、これは宝塚大学の日高先生が発表されている資料なんですけども、小学校における性同一障害に対して、まだまだ十分でない。取り組みが十分でないということが言われてきております。

岩出市において、これは改善をしていく必要があると思いますので、人権問題を押しなべて言うんじゃないでして、この性同一障害について特化をして、やっぱり事業をしていくということが求められるんじゃないかと。

それから、男女別の記入欄の削除については、必要でないものについてはなくしていくと。これは滋賀県が、この前、県知事のほうで取り組みを発表されて、必要でないところについては、男女の記入欄をなくしていこうということを言われております。

それから、校則に関してですが、最近問題になっている大阪の高校で、自毛証明書を出すとか、もともと茶色の髪を黒色に染めてこいという問題で、今、社会的な問題になっているんですけども、そういうことは岩出市ではやってないと思うんですけども、これらの校則において、見直しを一度やっていただきたいと思うんですけども、それについてどのようになっているのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、今回の問題では、特にこういうことを言われておりました。柴谷さん

が言われているのは、和歌山県内はおくれていると。それから、就職にも壁があると。トイレの利用の問題ですね、障害者用のトイレ。それから、医療費については保険適用がないと。それから、学校での校則、丸刈りの強制をしたり、男女の区別をされると。通常、ゲイの人、差別用語であるんですが、オカマという表現を使って、日常的に使われていると。これはその人にとっては非常に屈辱を受けるということがありますので、心の障害に結びつくということがありますので、そういう使用についてはやめるようにやっていくということが求められるのではないかと。

今、行政の窓口について、どこに設置するのか曖昧で答弁がありませんでしたが、行政の窓口については、どこに置くのか、誰が担当するのか、これについて再度明確に、ここへ行けば岩出市では対応できるよ。それから、小中学校においては、この専門の教育を受けた、研修をされた教員が、そういう人たちの子供の悩みを聞く、そういう教員養成もあわせて重ねてお願いをしたいと思うんですが、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長　再質問にお答えをいたします。

まず、人権教育として押しなべてするのではなく、この問題に特化した教育をすべきであるというご質問があったかと思います。人権教育の基本といいますのは、違いを排除しない。みんな違って、みんないいという考え方が、学校教育で行われる人権教育の基本であろうと思います。L G B Tへの対応についても、考え方は、基本的に同じでありますので、特段、特化しなくても、人権教育としてのしっかりした考えを持っていれば、十分対応していけるものと考えてございます。

なお、学校の授業で取り扱う際、当事者が学校に在席している場合は、大変デリケートな問題となります。性に関することを学校教育の中で扱う場合は、児童生徒の発達の段階を踏まえること、教育の内容について、学校全体で共通理解を図るとともに、保護者の理解を得ること、事前に集団指導として行う内容と個別指導との内容を区別しておくこと、こういった計画性を持って実施することなどが求められているところであり、適切な対応は個々に応じて変わってまいります。

そのため、しっかりと当事者及び保護者と合意形成を行うことはもちろん、日ごろから人権尊重の視点に立った学校づくりを行ってまいりたいと考えてございます。

それから、専門の教員養成ということもあったかと思いますが、やはり教員の心構えとして、先ほど申し上げたように、一人一人の違いをきちんと認めていく、そ

の姿勢が後ろ姿の教育とよく言われますが、それが子供たちにも伝わっていくんだろうと考えています。尾和議員ご自身が、ふさわしい言葉ではないと思いますが、オカマという言葉を立ててご質問される中で、教員が、テレビなどで、今こういう言葉を取り上げて、心ない発言する中で笑いをとる、こういうシーン、たくさん見られますが、これは学校教育であってはならないと私は考えます。

そういった意味で、教員も細心の注意を払いながらやっていけるよう、必要な情報は学校に流していきたいと思いますし、もちろん議員がおっしゃった文部科学省の通知については、私どもも周知しておりますし、学校でも、それぞれの研修を行っているところでございます。

それから、校則につきまして、茶髪の話がございましたが、この茶髪の話につきましては、校則に定めているところと定めていないところが、実際、本市の学校ではございます。校則の有無にかかわらず、急に髪の毛の色を変えたりしたという場合は、子供が発するある種の訴えであるとか、家庭環境の変化であるかもしれない、そういう捉え方が重要であって、そういった児童生徒については、子供や保護者に対して話を聞き、適切な対応をとっていきたいと考えてございます。

以上です。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再質問のうち、担当窓口はどこかというところをお答えさせていただきます。

今回のご質問にある性的少数者の方々に関しましては、まず人権の面からの相談が最も大きいものであると考え、担当窓口を福祉課というふうにしております。それから、特に、人権侵害等、その相談の中で、人権侵害に値するものというふうになれば、他の人権相談と同じく、人権侵害として適切に対応していきたいと考えております。

○吉本議長 総務部長。

○藤平総務部長 各種申請書における性別記載の件ですけれども、先ほど、生活福祉部長の1回目の答弁で、市としての答弁を話しておりますが、再度お答えをさせていただきますと、同じ内容になります。各種申請書等における性別記載については、今後、男女別記載の必要性の有無、記載方法等、他市の動向を踏まえ、調査研究をしてまいります。

以上でございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この問題については、今回初めて、私、取り上げましたので、継続して、岩出市の取り組み状況をチェックしながらやっていきたいと思います。

それから、これは法政大学の総長が、最近、公にされた文書がありますので、執行部の皆さん初め、認識をしていただきたいと思うんですが、宮中の晩さん会で、同性のパートナーを伴うことに反対をして、あるヨーロッパの市長であります、同性パートナーを連れてきたと。このことに対して、自民党の竹下 亘が反対理由として、日本の伝統に合わないという発言をして、醸したことがあります。

私は、これについて、日本ほど同性愛者への偏見がない国は珍しかったと。その傾向は古代からあり、貴族、僧侶、武士のゆゆしき文化として継承され、江戸時代はそれが庶民に広がったわけなので、日本の伝統的な宮中晩さん会にそぐわない理由はないと。

もう1つ、伝統を盾にしている事柄がある。選択的夫婦別姓を妨げる動きだ。日本人の夫婦が同性になったのは、1898年（明治31年）夫婦別姓、それまでは夫婦別姓だったんです。このときも日本の伝統に合わないという反対がある。このように伝統に合わないという言葉は、私の意見と違うという意味に使われる。

しかし、今日のような日本に対する無知は、政治家だったら恥ずかしくないのか。しかも、欧米の多くの国や州は選択的夫婦別姓となっており、主要7カ国、G7の国々で同性カップルの法的保障がないのは、今や日本だけだ。台湾あるいはインドネシアにおいても同性婚を認めておるんです。

事態に最も深刻だと、竹下氏は発言が批判されると、言わなきゃよかったと述べたそう。自分の見解、理解が及ばなかったのではない。政治家が民主主義国家の根幹にかかわる人権や多様性の意味を理解していないのである。法政大学は、この多様性宣言を推進し、それには人権意識の進化は欠かせない。LGBTなど性的少数者が、ここ最近、人間の普通のあり方として定着していることを前提に、差別を恐れず、学べる環境づくりが大学の役目だ。近く、英国からシンポジウムに出席する女性教授を迎え、同性パートナーとして、ともに来日するという事で、日本として恥ずかしい限りだ。そのように法政大学の学長が述べられております。

私たちは、これらの問題について、学校教育、それから行政として、この性的同一性障害、LGBTについても真剣に考える、そして1つでも改善をしていく、そういう取り組みを求めておきたいと思います。

何かご答弁があれば、ご答弁ください。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 お答えいたします。

日本は法治国家でございまして、結局、法的根拠がどこにあるかということかと思ひます。先ほど同性パートナーシップ制度ということもお話いただきましたが、これは憲法上の問題があるということで、1自治体の中の条例によって、こういう制度を導入しているということでございます。

今回の衆議院の選挙において、各政党全て、このLGBTの差別禁止法の制定ということについて公約に上げられておりますので、今後の動きについて見ていきたいと思ひます。

それから、先ほどもありましたけど、結局、多様性を認めるということでございますので、市行政といたしましては、LGBTにかかわらず、全ての人権が認められる岩出市の構築に努めてまいりたいと、このように考えております。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願ひます。

尾和弘一議員。

○尾和議員 3番目に、下水道工事に関して、新田広芝地内の問題について質問をさせていただきます。

市民生活の環境改善のために、公共下水道の整備は否定するものではありません。しかし、この工事による当該地に接する住民や営業されている方においては、その期間、お客様が激減し、収入が少なくなり、家賃すら払えない状況にあるということで、先日、お聞きをしました。

今回の工事区間である約半年間における工事によって、市民の方からの相談に乗ってまいりまして、担当課とも同席して、協議をしてまいりました。この道路に隣接する人の声を行政として、どのように認識しておられるのか、問うておきたいと思ひます。

当初、工事開始時点において、十分な説明と理解を求めてきたのか。その後、スタートのボタンのかけ違いが起きているのではないか。現場の声を披露しますと、交通どめにより営業が不可能に近い状態で収入が激減した。ガードマンが配備され、交通整理をしているが、案内の態度が問題が多かったと。精神的にストレスがたまり、血圧が180にもなってしまう、医者にかかっておる。真綿で生殺しにされているようであると。営業補償として、真摯に補填してくれないかというようなもろも

ろの苦情をお聞きしました。押しなべて、一般的に行政として、できる範囲で、これらの市民の声に対して応えていくべきだと私は考えております。

2 番目に、この一連の工事の対応について、今後どのようにしていくのか、横断的にこの問題を取り上げて、これを教訓にどうしていくのか、岩出市行政の手腕が求められるというように思いますが、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○濱田上下水道局長 尾和議員のご質問の3番目、下水道工事についての1点目、工事による通行どめ、市民の声にどう応えたのか、新田広芝地内のご質問にお答えします。

下水道工事の実施に当たっては、工事概要、工事期間、施工方法、交通規制などについて、地元説明会を開催し、当日欠席された方には、後日、各戸に資料を配布しております。また、周辺地区の方には、工事周知のための回覧を行い、通行車両には工事予告看板を設置し、工事中につきましては、迂回看板並びに交通誘導員を配置しております。

特に、営業している店舗へは、スムーズに行けるよう誘導看板の設置や出入り口を確保するとともに、交通誘導員の配置を行い、影響が最小限となるよう努めております。当該工事の新田広芝地内においての説明会では、迂回路を確保をしているため、通行どめに関する質問もなく、工事にご理解、ご協力をいただけたと考えておりました。

しかしながら、工事着手後、通行どめに関しての問い合わせが1件あり、その方は店舗を経営されており、売り上げが減少しているので、営業補償の対象にならないかとの問い合わせがありましたが、迂回路の確保など必要な対策を講じておりますので、公共工事による補償はできない旨を説明しております。

次に、2番目の今後の対応と対策はどうかにつきましては、今後も市民の皆様には、通行規制などでご不便をおかけいたしますが、地元説明会などを十分説明し、ご理解、ご協力をいただき工事を進めてまいりたいと考えております。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、局長のほうからご答弁いただきました。今言われた答弁については、私は否定するものではありませんが、現実的に、一般家庭であれば、その期間、朝晩車が通れたら可能であるというふうに思うんですが、ただ、営業されている方、

小規模零細で営業されている方の配慮というんですか、最大限配慮しないと、こういう問題が派生をして起きてくるということになりますので、今後については、この問題も含めて、十分な手だて、事前説明、了解、こういうものについて、前もってご理解をいただくような取り組みをぜひ求めておきたいと。やはり市行政としては、市民の皆さんの協力がないとだめなので、仕事だからということで、そのけどんどん工事やるよというんじゃないくして、市民のそういう思いをどのように受けとめて工事をしていくのか。円満に工事が早期に完了するようにしていただくということが求められるんじゃないかなと思います。

それから、説明文書等についても、その方が拒絶されて、ポストに入れて帰られるということがあって、ポストのところにガムテープを張って、そういう書類を入れるなという拒否反応をされてきているのが実態でありました。そこら辺も含めて、今後、全ての岩出市の工事におけるかかわりについては、十分な市民に理解を求めていって、円滑に工事が遂行できるような体制を求めておきたいと思います。

ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○濱田上下水道局長 先ほど答弁させていただきましたが、工事着手前に地元説明会を開催しまして、工事概要、工事期間、施工方法、交通規制など、いろいろと説明をしております。また、資料についても各戸に配布しております。また、工事中の現場周辺には工事中止のための看板も掲示しております。

今回、この店舗の方につきましても、事前に、工事期間、迂回路、迂回看板の設置場所についても協議をさせていただいておりまして、ご理解をいただき、工事に着手しております。強引に工事に着手したとは考えておりません。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 4番目について質問させていただきます。那賀病院の労働実態についてお聞きをしたいと思います。

昨今、医療関係における労働者の過労死が全国的に報道されて、社会的問題になっております。この問題については、第一人者である川人弁護士が警鐘されており

ますが、遺族側代理人であるこの弁護士が、東京都内の病院に勤務していた男性研修医、当時30歳代の研修医が自殺したのが、過労が原因だとして、東京労働局の品川労働基準監督署が労災認定をしたという事案であります。

会見の中で、病院側は、長時間労働を認識していたのに、十分な策を弄していなかったと指摘をしております。長時間労働で疲弊し切っている中での自殺だったと言われております。

男性は、2010年4月に医師免許を取得して、2013年4月からこの病院に勤務をして、150時間を超える長時間労働が常態化をしていたと。睡眠不足になって、躁鬱状況の中で、2015年7月12日にみずから命を絶ったという事案であります。

男性の両親が労災申請をして、労災認定をされたわけではありますが、労基署の決定によると、男性は自殺する直前に精神疾患を発症していて、電子カルテや関係者の証言などから、1カ月の残業時間が173時間ということが確認され、過労が原因であったと言われております。

そういう状態の中で、私は当該の設置組合である一部事務組合の那賀病院の実態について、私は危惧している点がありまして、今回、那賀病院に関して、3点にわたって質問させていただきます。

まず第1点は、労働協約及び就業規則はあるのかどうか。あれば、これは提出をいただきたい。

それから、2番目に、労基法36条の協定及び届け出はされているのかどうか。

それから、那賀病院における超過勤務の実態について、5年間に於いて違反件数及び最長時間について、業種別にご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　尾和議員ご質問の4番目、那賀病院の労働実態について、お答えいたします。

いずれの答弁も那賀病院から聞き取りした内容となっております。

1つ目の労働協約及び就業規則についてですが、労働協約はありませんが、就業規則はあるとのことでした。

それから、2つ目の労働基準法36条協定は、毎年4月に橋本労働基準監督署に届け出しているとのことでした。

3つ目の過去5年間の超過勤務の実態についてですが、月80時間超の件数は、平成25年度で、医師13件、事務員3件、平成26年度、医師8件、事務員1件、平成27

年度、医師 7 件、事務員 1 件、平成28年度は医師のみ12件、平成29年度におきましては10月までで、医師のみが20件となっております。

1 カ月の最長時間ですが、平成25年度、医師105時間、看護師37時間、事務員87時間、薬剤師26時間、診療放射線技師14時間、臨床検査技師10時間、リハビリ、これは理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の皆さんを総称して申し上げます。リハビリ11時間、管理栄養士27時間、社会福祉士36時間、臨床工学技士56時間、臨床心理士 9 時間。

平成26年度、医師108時間、看護師40時間、事務員89時間、薬剤師35時間、診療放射線技師17時間、臨床検査技師10時間、リハビリ38時間、管理栄養士19時間、社会福祉士49時間、臨床工学技士69時間、臨床心理士27時間。

平成27年度は、医師119時間、看護師35時間、事務員83時間、薬剤師39時間、診療放射線技師30時間、臨床検査技師15時間、リハビリ42時間、管理栄養士13時間、社会福祉士68時間、臨床工学技士45時間、臨床心理士19時間。

平成28年度につきましては、医師100時間、看護師34時間、事務員64時間、薬剤師44時間、診療放射線技師47時間、臨床検査技師13時間、リハビリ42時間、管理栄養士 5 時間、社会福祉士61時間、臨床工学技士67時間、臨床心理士 4 時間。

平成29年度10月までにおきましては、医師が143時間、看護師35時間、事務員60時間、薬剤師34時間、診療放射線技師50時間、臨床検査技師17時間、リハビリ35時間、管理栄養士 5 時間、社会福祉士57時間、臨床工学技士57時間、臨床心理士 7 時間と聞いております。

なお、就業規則に関しましては、情報公開請求をいただきまして、対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。非常に36協定の範囲を超えた部分が生じているということで認識をしておるんですが、これに対して、副管理者である中芝市長が、この那賀病院の実態を今聞かれたと思うんですが、今後どうしていくのか、これが求められると思うんですよね。これについてご答弁をいただきたいと思います。

それから、やはり私はなぜこれを言うかということ、異様な残業が共同通信社で19施設、それから、愛媛県の勤務医の残業が、愛媛県立病院で1割強が過労死レベル

だと言われている報道もあります。それから、過労死によって医者が、ここ日本医療労働組合連合会の調査でも、20件余りが医者がみずから命を絶っているという現状があります。ここらを踏まえて、那賀病院において、この労働時間、過密になって長時間労働になっていると。これは看過できないと思いますので、今後どのような対策をしていくのか、労働基準法を守るという立場でご答弁をいただけたらと思いますが、ご答弁ください。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　尾和議員の質問にお答えをいたします。

この場は岩出市議会であり、岩出市行政についての質問を岩出市執行部としてお答えする場所であると認識しております。尾和議員のご質問是那賀病院に対してなされるべきものであり、那賀病院経営事務組合が答えるべきものであると考えておりますが、あえて副管理者ということでもありますので、お答えをさせていただきますと、組合議会でそのような質問があれば、管理者である紀の川市長とともに誠実に答弁をすることにいたします。

○吉本議長　生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　那賀病院の超過勤務実態、どう考えるかでございます。ご承知のとおり、那賀病院は地方自治法第284条第2項の規定により、紀の川市と岩出市で病院管理運営を共同処理するために設置した一部事務組合立の病院であります。よって、法律上、特別地方公共団体となり、市とは別の独立した地方公共団体として、議会を持ち、運営をされております。

最初の質問については、質疑通告を受けましたので、病院に聞き取った上で答弁いたしました。尾和議員のご質問、先ほど市長も申し上げましたとおり、本来、那賀病院に対してなされるものであり、岩出市がお答えするものではありません。この質問については、那賀病院のほうにはお伝えしたいと考えております。

以上です。

○吉本議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　私は、一部事務組合であっても、岩出市と紀の川市で共同で設置をしておるわけですよ。管理監督者は、紀の川市長と副管理者は岩出市長になるわけです。一般質問というのは、岩出市行政全体のことについて質問しているわけであって、この答弁については答えられないという逃げの答弁は、私は問題があるというふう

に思っております。

そこで、そして、このような労働基準法に違反をしている実態について、そして、那賀病院へ行ってやるのか、それとも新聞報道でやるのか、それはどのような見解をとっていくのか。私はこの問題について、今、ご答弁は答弁できないということを言われましたので、今後についてはそういう手段も考えているということをし添えておきたいと思います。

いずれにしても、現実にな賀病院内部における医者の長時間労働というのは看過できないわけですから、岩出市も、その一端の責任があるということをし添えておきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○佐伯副市長　尾和議員の再々質問にお答えいたします。

先ほども市長が申し上げたとおり、那賀病院の労働条件についてでございますが、この場は岩出市議会でございます。市の行政についての質問を執行部としてお答えする場所であるということでございます。本来なら、この場でお答えする必要はないと思いますが、私も議会議員という立場でございます。そういうことでありますので、議員おっしゃるように、私は議員としての立場で労働条件についての質疑があったということを組合議会のほうに伝えてまいります。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　5番目の質問をさせていただきます。

私は、農業振興政策についてということで、今回、農業生産工程管理について、GAPという、頭文字をとっておるんですけども、これに関して質問をさせていただきます。

近年、農業を取り巻く状況というのは、よいもの、農産物をいかに供給するか、よりよいものを取りもなおさず、人間が食して害しないものであると言われております。2020年のオリンピックに向けて、今後どのように取り組んでいくのか。このGAPの認証がない農産物については、オリンピックでは使用ができないと言われております。

そこで、このGAPに関して、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取り組みであります。これについて

は、我が国の多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として、持続可能性の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や需要者の信頼の確保が期待されております。

平成29年3月現在、4,500の生産者が認証を取得されております。この対象となる農産物では、野菜、米、麦、果樹、お茶、キノコ類であります。岩出市において、既に認証されている生産者はおられるのでしょうか。

これの取得に関して、多くの課題があります。認証には、費用が約四、五十万かかると言われております。助成制度を設けるべきであると考えておりますが、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、補助事業として、今後どのように取り組みをするのか、これもあわせてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 農業振興政策についてお答えいたします。

1点目、農業生産工程管理（GAP）。

GAPに関しては、本市においても消費者の食の安全、安心への関心の高まりとともに、国内農業や国内農産物に対して、食品としての安全性や環境に配慮した農業の実践などが求められる中、農産物の安全確保、環境の保全、農産物の品質の向上、労働安全の確保等に有効な手法であると認識しております。

次に2点目、GAP認証取得の助成制度については、国の平成30年度予算概算要求で、GAP拡大推進加速化事業として、都道府県において認証取得にかかる費用の補助事業がありますので、ご活用いただけるものと考えております。

次に3点目、補助事業として、今後の取り組みについては、和歌山県において、平成19年度からJAと連携し、安全・安心な農産物の供給と環境に優しい持続的農業を目標とし、生産者にGAPの導入・推進を実施してきており、当市におきましても、国・県等の補助事業を効果的に活用し、JAと連携を図り、農産物の安全を確保し、よりよい農業生産を推進していきたいと考えております。

なお、GAP認証を受けた事業者ですが、和歌山県内で1件、岩出市内でゼロ件となっております。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 このGAPに関しては、認識が統一をされていると思うんですが、平成

30年度の概算要求でも、この拡大推進が図られようとしております。農業経営確立支援事業として、補助率は定額であります。都道府県が主体になって、6,960万円の数が内示をされております。これらの認証手続において、岩出市においては、岩出市を窓口にするのか、それとも県に直接この認証にかかわる費用を申請をして、補助をもらっていくのか、ここら辺についてお聞きをしておきたいと思っております。

ただ、残念なのは、岩出市で、いまだにゼロ件であるということですが、これは急速に2020年に向けて、農業生産者にとっては求められる課題でありますので、岩出市も積極的にこの認証獲得に向けて、農業者に対して指導・助言を求めていると思っております。

ご答弁をいただきたいと思っております。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

1点目、岩出市が窓口となるのかどうかですが、国・県で事業は確定しておりますが、窓口がどうなるかといったところはまだ決まっておりませんので、今後、県と密に連絡をとり合って、その辺、決めていきたいと考えております。

それから、先ほど申しましたように、岩出市でもGAPに対して有効な手法であると認識しておりますので、今後そのPRも積極的にしていきたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 最後になりますが、教育環境改善について質問をさせていただきます。

私は、この問題について、6月議会、9月議会において、教育委員会に対して、教員の長時間労働の実態や負担軽減、削減対策を求めてまいりました。その後、岩出市として実態はどのようになっているのか。その際、市の答弁では、小学校で80時間を超えているのが1.23%、それから45時間を超えているのが33.3%あると。中学校では7.53%、それから45時間以上が23.6%と、答弁をいただいております。校長に対して、適切に負担軽減を図るよう指導していくということでご答弁をいただ

きました。その後の岩出市の取り組み、実態、これについてお聞きをしたいと思います。

次に、給特法に関するこの問題について、岩出市の見解と、これが大きな足かせになっているということが言われております。この問題について、岩出市はどういう取り組みをしていくのか、重ねてお聞きをして、岩出市の対応をお聞きをしたいと思うんですが。給特法というのは、これはブラック労働の背景に、現在捉えられております。教員の長時間労働をなくしていくという基本姿勢に立って、給与月額
の4%に見合う金を払っているから、それ以外の実働の残業なりについては、実際上払われていないと。この4%に計算しますと、月であわせますと、7時間から8時間という計算になるそうであります。このような実態が、教員の長時間労働を生み出しているといっても過言ではありません。これについて、岩出市の教育委員会としてのご見解をいただきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長　尾和議員ご質問の1点目、過去、質問してきた以降の岩出市の取り組みについて、お答えいたします。

教員の働き方につきましては、前回、9月議会でお答えしたとおり、教育委員会といたしましても課題意識を持って既に取り組んでいるところがたくさんございます。8月に出された中央教育審議会初等中等教育分科会の学校における働き方改革特別部会からの緊急提言につきましても、校長会や個別のヒアリング等で周知、指導しているところでございます。

2点目の給特法に関する見解ということでございますが、教職員の給与は、市町村立学校教職員給与負担法により、都道府県が負担することとなっていることから、県費負担教職員となります。よって、給与等に関する内容については、市がお答えする立場にはございません。

○吉本議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　今、具体的に取り組みをしてきたということなんですが、どんな取り組みをして、どれだけ長時間労働が減ってきているのか、これについてご答弁をいただきたいと思います。

それから、給特法に関しては、やはりこの問題については避けて通れない、教育委員会として課題意識を持って、やはりここに関係する課題でありますので、ここ

を見直していくということを不断に努力をしていただきたいと。

それから、文科省においても、この給特法については、審議会等で、今問題になって、見直しをする必要があると言われておりますので、こちら辺については意見を、県のほうの窓口であれば、県のほうに意見具申をするという行動をとっていただきたいと思います。

以上、2点についてご答弁をください。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

まず、どんな取り組みをして、どれだけの超過勤務が減ったのかということについてでございますが、取り組みにつきましては、9月議会でもお答えしたとおり、既に市費による適応指導教室の開設あるいは特別支援教育にかかわる介助員、事業にかかわる学校図書館司書の配置など、市費で行っております。

また、県費を活用して、問題行動等への対応として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校支援員、スクールサポーターなどを配置してございますし、中学校の部活動につきましては、1週間のうち1日を休養日としてございます。また、体力テストの集計あるいは岩出市学力調査の採点・分析を先生に任せるのではなく、業務委託してございます。

また、各種調査の精選をすることで、教員の負担軽減に引き続き取り組んでまいります。

どれだけ減ったかということでございますが、11月から12月にかけて勤務時間の実態把握調査を現在してございます。現在、集計・分析を行っているところであり、まだどれだけ減ったかということについては、お答えできる状況ではございません。

それから、給特法の見直しについてでございますが、このことにつきましては、教員の働き方改革特別部会のほうで中間報告案がまとめられたようでございます。その中で、給特法のあり方は、引き続き議論を進めていく必要があると明記されているようでございます。その議論を待ちたいと考えてございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきました。11月、12月については、今、調査中だということですが、その際、私はタイムカードを設置して、労働時間の実態を正確に把握する必要があるということも申し添えてきております。これについては、今

ご答弁がありませんでしたが、今後について、そういうタイムカードによる実働の把握を正確にやっていくという考えはお持ちでないのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、11月、12月については、そしたら実態把握が出た段階で、議会のほうに提出をいただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 再々質問にお答えをいたします。

タイムカードの導入に関しましては、現在考えておりませんが、まずタイムカード導入という手段ではなく、超過勤務を解消するという目的をしっかりと認識した上で、超過勤務になる要因や、その解決に向けた手だてを今後検証していきたいと考えてございます。

なお、勤務実態調査について、議会提出をということでございます。このことにつきましては、議会から要請があれば対応したいと考えてございます。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る12月4日開会以来、議員皆様方には、本日までの17日間にわたる日程にもかかわらず、提案されました条例の制定及び一部改正等、重要案件について慎重なるご審議を賜るとともに、議会運営に当たりまして、特段のご理解とご協力を賜り、ここに無事閉会の運びとなりましたことを心から厚く感謝申し上げます。

さて、本年も残り少なくなってきましたが、議員各位並びに理事者各位におかれましては、時節柄、一層のご自愛を賜り、市政発展と市民福祉の向上にご尽力

賜りますようお願い申し上げますとともに、平成30年が皆様方にとって輝かしい年となりますよう、心からご祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

これにて、平成29年第4回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、ありがとうございました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

閉会

(16時35分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するために署名する。

平成29年12月20日

岩出市議会議長 吉本 勸曜

署名議員 三栖 慎太郎

署名議員 上野 耕志